第２回　高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会

日　時：令和７年１１月２０日（木）
10 時 00 分～12 時 00 分
場　所：高知県自治会館　３階　第１会議室

次　第

１　開　会
・あいさつ

２　議　事

（１）全体スケジュール
（２）第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ
（３）第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方
（４）高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針（イメージ）

３　閉　会

〈配布資料〉

次第　出席者名簿　配席図　設置要綱

資料１　全体スケジュール

資料２　第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ

資料３　第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方

資料４　高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針（イメージ）

参考資料１　第１回検討会でのご意見への対応

参考資料２　発災から復興に至るタイムライン

参考資料３　復興まちづくりのための支援施策概要

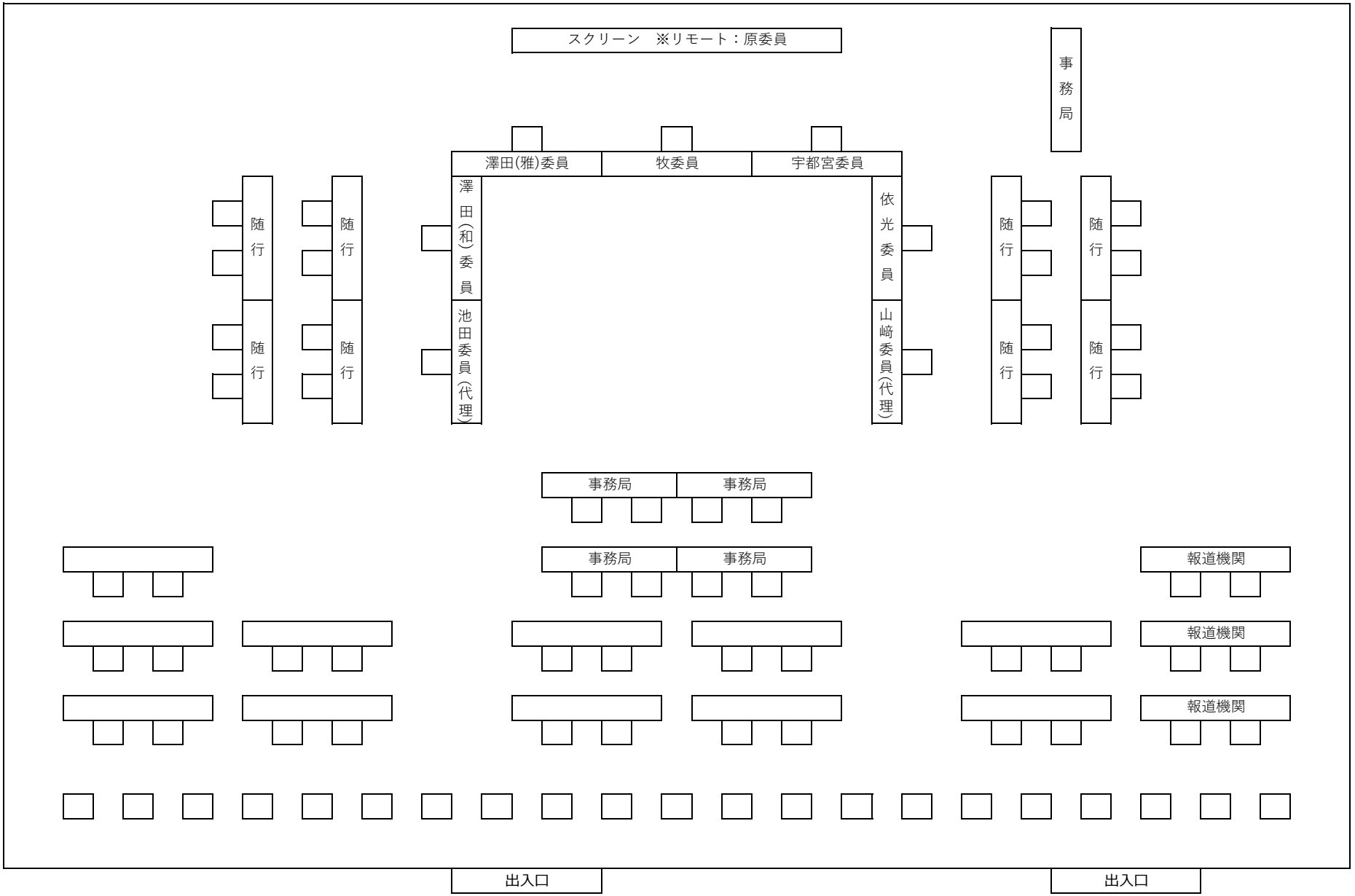
第２回高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会　出席者名簿

	機　関　名	所　属・職　名	氏　名	備　考
委員	高知県立大学	地域教育研究センター長 教授	宇都宮　千穂	
	兵庫県立大学 大学院	減災復興政策研究科 准教授	澤田　雅浩	
	高知大学	教授	原　忠	WEB 出席
	京都大学	防災研究所 教授	牧　紀男	
	香美市	市長	依光　晃一郎	
	馬路村	副村長	清岡　隆	村長代理
	本山町	町長	澤田　和廣	
	いの町	副町長	濵田　文晴	町長代理
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局	建政部 都市・住宅整備課 課長	古川　和毅	欠席
	独立行政法人 都市再生機構	西日本支社 都市再生業務部 調整役	塩間　学	WEB 出席

	機　関　名	所　属・職　名	氏　名	備　考
関係機関（市町村）	高知市	防災対策部　部長	福留　正充	WEB 参加
		防災対策部　防災政策課 課長	山中　晶一	
		防災対策部　防災政策課 事前復興まちづくり計画 担当副参事	戸田　幸一	
		防災対策部　防災政策課 事前復興まちづくり計画 担当係長	宮中　慎介	WEB 参加
		防災対策部　防災政策課 事前復興まちづくり計画 担当係長	西村　直晃	
		防災対策部　防災政策課 技査補	楠瀬　史浩	
		防災対策部　防災政策課 主事	堀本　健介	
	土佐市	防災対策課 課長補佐	福村　貴之	WEB 参加
		都市環境課 課長補佐	加藤　智己	
	室戸市	防災対策課 課長補佐	西山　泰誠	WEB 参加
	須崎市	防災課 課長補佐	弘瀬　敦也	WEB 参加
	宿毛市	危機管理課 課長	有田　巧史	WEB 参加
	土佐清水市	まちづくり対策課 課長補佐	片岡　英司	WEB 参加
		まちづくり対策課 主幹	有澤　健太	
	香南市	防災対策課 主幹	田村　紘規	WEB 参加
	香美市	防災対策課 課長	中川　英斉	WEB 参加
		防災対策課 班長	茶木　秀文	
	いの町	総務課 課長	土居　浩	随行
		総務課 危機管理室 室長	岡田　慎二	
		土木課 課長補佐	岡林　優二	
		土木課 主事	西森　一博	
	中土佐町	総務課 危機管理室 主査	岩本　光司	WEB 参加

	機　関　名	所　属・職　名	氏　名	備　考
関係機関（市町村）	佐川町	総務課 危機管理対策室 室長	篠原　豊明	WEB 参加
		総務課 危機管理対策室 係長	野村　史枝	WEB 参加
	越知町	危機管理課 課長	片岡　宏文	WEB 参加
	梼原町	総務課 危機管理係長	大利　有美	WEB 参加
	日高村	総務課危機管理室 主事	濱田　秀斗	WEB 参加
	大月町	総務課 危機管理室 主査	井村　勇輝	WEB 参加
	黒潮町	情報防災課 主幹	国見　知法	WEB 参加
関係機関（高知県）	農業振興部 農業政策課	チーフ（企画担当）	馬迫　卓也	WEB 参加
		主査	山﨑　淳紀	
	土木部 都市計画課	チーフ（計画担当）	武本　多喜雄	WEB 参加
		チーフ（市町村調整担当）	三野　陽子	
	危機管理部 総合防災対策推進 中央東地域本部	地域防災企画監 （中央東地域担当）	谷本　直文	WEB 参加
	危機管理部 総合防災対策推進 中央西地域本部	地域防災企画監 （中央西地域担当）	松井　伸一	WEB 参加
	危機管理部 総合防災対策推進 須崎地域本部	地域防災企画監 （須崎地域担当）	山下　智	WEB 参加
		主事	末廣　航太	
		会計年度任用職員	竹下　奈緒	
事務局（高知県）	危機管理部	部長	江渕　誠	
		副部長（総括）	国則　勝英	
		副部長	浜田　展和	
	危機管理部 南海トラフ 地震対策課	課長	伊藤　孝	
		課長補佐	中野　創	
		事前復興室 室長	梅原　靖司	
		事前復興室 主幹	澤田　秀貴	

配席図


スクリーン　※リモート：原委員
事務局
澤田(雅)委員
牧委員
宇都宮委員
澤田(和)委員
池田委員(代理)
依光委員
山崎委員(代理)
随行
随行
随行
随行
随行
随行
事務局
事務局
事務局
事務局
報道機関
報道機関
報道機関
出入口
出入口

高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会設置要綱

（目　的）
第１条　南海トラフ地震の地震動に起因する大規模な被害が想定される地域において、市町村が発災後速やかに復興まちづくりに着手するための事前準備を支援する「高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針」について検討するため、高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。
（１）過去の復興事例から得られる知見の整理に関すること。
（２）復興まちづくりにおける土地利用の考え方に関すること。
（３）復興まちづくりの事前準備に関すること。
（４）高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の作成に関すること。
（５）前各号に掲げるもののほか、高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成のために必要な事項に関すること。

（構　成）
第３条　検討会は、別表に掲げる委員で構成する。
２　検討会には委員の互選により委員長を置く。
３　委員長は検討会を代表し、会務を総括する。

（会　議）
第４条　検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長は、必要に応じて検討会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

（代　理）
第５条　委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の属する機関の者を代理者として出席させることができる。

（事務局）
第６条　検討会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

（雑　則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。
２　第３条の規定にかかわらず、委員長選出までの間は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長が会議を招集する。

別表

（第３条関係）

高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会

委員名簿

氏名	所　属・役　職	分　野
宇都宮　千穂	高知県立大学 地域教育研究センター長　教授	有識者（地域づくり）
澤田　雅浩	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科　准教授	有識者（中山間復興）
原　忠	高知大学　教授	有識者（土砂）
牧　紀男 （委員長）	京都大学防災研究所　教授	有識者（防災）
依光　晃一郎	香美市長	行政（市町村）
山﨑　出	馬路村長	行政（市町村）
澤田　和廣	本山町長	行政（市町村）
池田　牧子	いの町長	行政（市町村）

（五十音順・建制順・敬称略）

資料1

第2回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

全体スケジュール

令和７年11月20日
検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

全体スケジュール

検討会の取組フロー

高知県の中山間地域の実情と課題分析

中山間震災被災地での被災状況および復興取り組み
事例の収集・分析・評価①

第１回検討会（R7.8.18）
① 中山間地域事前復興まちづくり計画の必要性
② 地震による大規模災害からの復興まちづくりの事例
③ 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念
④ 中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成

第1回検討会意見への対応

中山間震災被災地での被災状況および復興取り組み
事例の収集・分析・評価②

全国の中山間地域被災地の調査（ヒアリング調査）

県内市町村への報告・意見収集

高知県事前復興まちづくり計画策定指針（素案）の検討

第2回検討会（R7.11.20）
① 地震等による大規模災害の復興から学ぶ
② 中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方

第2回検討会意見への対応

県内市町村への報告・意見収集

高知県事前復興まちづくり計画策定指針（案）の検討

第3回検討会（R8.2.17）
① 市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方
② 指針（案）について

第3回検討会意見への対応

県内市町村への報告・意見収集

中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成・公表

指針へのアウトプット

中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針　構成案

第1章　事前に復興まちづくり計画を策定する必要性
1. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景
2. 中山間地域が目指す将来像

第2章　高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念
1. 高知県中山間地域の特性
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念

第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ
1. 空間単位と災害リスクに応じた事例の整理
2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例
 ① 集落再生の選択肢
 ② 復興まちづくりにおける土地利用の考え方
 ③ 活用された復興事業
 ④ 復興まちづくりの課題と教訓

第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方
1. 中山間地域における復興まちづくりの目標
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方
3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性
 ① 現状分析・被害想定の抽出
 ② 復興基本方針の検討
 ③ 空間単位の考え方（中心集落、周辺集落、山間（奥部））
 ④ 集落ごとの復興まちづくり計画の検討（集落再生の選択肢）
 ⑤ 各エリアを繋ぐインフラ・ネットワーク
 ⑥ 都市部との連携
4. 中山間地域で活用できる事業
 ① 被災後の復興事業
 ② 事前復興として活用できる事業

第5章　市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方
1. 事前復興まちづくり計画の位置付け
2. 取組の手順
3. STEP1　行政内部の検討
4. STEP2　地域住民等の参画
5. STEP3　事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手

資料2

第２回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ

令和７年11月20日

検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ
構成（案）

当初の構成案

第３章　地震による大規模災害の復興から学ぶ

①想定される災害
②復興まちづくりにおける土地利用の考え方
③地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例
④活用された復興事業
⑤復興まちづくりの課題と教訓

変更後の構成案

第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ

1.空間単位と災害リスクに応じた事例の整理 意見No.18,32

2.地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例 意見No. 25

（抽出した5つの大規模災害について以下の内容を記載）

①　集落再生の選択肢 意見No.27
②　復興まちづくりにおける土地利用の考え方
③　活用された復興事業等
④　復興まちづくりの課題と教訓 意見No.24

第1回検討会からの変更・新設箇所を赤で示す

以下に示す第1回検討会のご意見などをふまえて、
- ▶ 市町村の職員が、集落の空間単位や想定される災害リスクに応じて事例を検索できるよう整理
- ▶ 収集事例は、地震による大規模災害だけでなく、豪雨災害（平成23年紀伊半島豪雨）や風害（平成28年糸魚川市大規模火災）など、復興プロセスが参考となる事例を選定

No	発言者	項目	意見（抜粋）
18	宇都宮委員	空間単位	中山間地域では、どこが被災するかわからない。また、中山間地域の多様性をふまえて、計画の「空間単位」を検討する必要がある。
24	原委員	復興事例の掲載	資料２で示したように、参考となる過去の災害の具体的な事例を、コラム形式などで掲載することで分かりやすい指針になる。
25	山﨑委員	復興事例の掲載	中山間地域では、山古志村のような河道閉塞と土砂ダムの発生などの災害が、住民にとってわかりにくく、事前復興の検討に繋げることが難しいのではないかと懸念している。住民の理解を得るためには、多様な災害や復興事例の掲載が不可欠である。
27	村上委員代理	復興まちづくりの選択肢	被害の状況に応じて複数の選択肢を選べるような柔軟なものにすべきであり、例えば、一時的に他地域へ避難してから戻るのか、あるいはそのまま定住するのかといった選択肢も想定する必要がある。
32	牧委員長	指針の対象	指針の内容について、「誰が読むのか」を明確にして検討する必要がある。

空間単位の考え方



1．空間単位と災害リスクに応じた事例の整理

事例	災害事例			空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
1	平成16年 新潟中越地震	新潟県長岡市 （旧山古志村）	木籠集落 楢木集落	周辺集落	土砂災害 河道閉塞	
		新潟県 小千谷市	塩谷集落 十二平集落	周辺集落	土砂災害 建物倒壊	
2	平成23年 紀伊半島豪雨	奈良県吉野郡 十津川村	猿飼（高森） 集落	山間 （奥部）	土砂災害 （豪雨）	
3	平成28年 熊本地震	熊本県阿蘇郡 西原村	布田集落 大切畑集落	周辺集落	土砂災害 建物倒壊	
4	平成28年 糸魚川市 大規模火災	新潟県 糸魚川市	糸魚川駅北地区	中心集落 （市街地）	火災 （風害）	
5	令和6年 能登半島地震	石川県 珠洲市、輪島市	地区ごとの復興プランを作成中	地区ごとの復興プランを作成中	土砂災害 建物倒壊 火災	地区ごとの復興プランを作成中

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例１】 平成16年新潟中越地震 H16.10.23 地震規模：M6.8 最大震度：震度７

① 集落再生の選択肢 【 新潟県長岡市（旧山古志村）】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
周辺集落	土砂災害 河道閉塞	仮の居住地 → 集落に戻る



被害状況



出典：内閣府防災情報のページ



出典：新潟県土木砂防課（2024.10発行）

住民の思い

- 震災の惨状をヘリコプターから見た**子どもたちが「それでも帰りたい」と口にしたことが、帰村の大きなきっかけ**となった。
- 住民の思いは**「山古志へ帰りたい」**。

生活を再建する

① 自力再建
② 災害公営住宅
③ 支援を受けて再建

なりわいを再生する

なりわいの継続

集落再生の流れ

厳しい自然条件（豪雪など）を生き抜くための集落相互扶助機能の維持

孤立	村外避難	村外仮設	帰村
平成16年10月23日	平成16年10月25日～	平成16年12月21日～	平成19年10月

	被災前の世帯数		復興後の世帯数	
楢木集落	震災前世帯[1]	29世帯	帰村世帯[2]	16世帯
			自力再建世帯[2]	13世帯
			小規模住宅改良住宅[2]	3戸
木籠集落	震災前世帯[1]	26世帯	帰村世帯[2]	16世帯※
			自力再建世帯[2]	10世帯
			小規模住宅改良住宅[2]	6戸

※16世帯の内訳：楢木集落12世帯、池谷集落4世帯

出典：1)やまこし復興交流館おらたる展示物
2)内閣府「災害対応資料集 200405：2004年（平成16年） 新潟県中越地震・長岡市」

新潟県長岡市（旧山古志村）の事例

②復興まちづくりにおける土地利用の考え方



出典：国土地理院に加筆



撮影：令和7年9月





出典：国土地理院に加筆





新潟県長岡市（旧山古志村）の事例

③活用された復興事業等

◆ 小規模住宅地区改良事業（国の補助事業）



撮影：令和7年9月



事業概要：被災者の方が住み慣れたコミュニティで暮らし続けることができるよう、被災した道路・水道等の公共施設を整備するとともに、住宅の自力再建がかなわぬ住民のための改良住宅を建設することにより集落の居住環境を整え、住み慣れた集落への帰村を促進した。事業主体は、長岡市（旧山古志村）で小規模住宅地区改良事業（社会資本整備総合交付金）、新潟県中越大震災復興基金を活用して実施された。

◆ 砂防事業



撮影：令和7年9月

国による直轄対応：高度な技術を要する芋川流域の河道閉塞箇所（旧山古志村東竹沢、寺野）について、県から国へ権限委譲が行われ、直轄砂防災害関連緊急事業として実施された。

④復興まちづくりの課題と教訓

課題

» **集落の「ありたい姿」を実現するために、数多くの事業から最適な事業を掘り起こす必要があった。**

教訓

☑ **まず事業ありきではなく、住民の意思を集約した「ありたい姿」を明確にし、それに合わせて最適な事業を選定することが重要。**

☑ **平時から多様な復興まちづくりのための支援施策について理解を深めておくことが重要。**

Column：平成16年新潟中越地震

「山古志に戻る」ために考えたこと

「復興メニュー」から選ぶのではなく、「目的」に事業を合わせる

旧山古志村は、復興の基本方針を、単なる「住宅再生」ではなく「集落再生」と定めた。その理由は、最大積雪深4mの山古志では、「集落機能が再生しなければ暮らしていけない」との考えがあった。集落再生を実現するための手段は、「防災集団移転事業」をあえて選択しなかった。この事業は、被災地が「災害危険区域」に指定され、元の場所に戻れなくなるためである。目的に合致しない事業は、不要と判断した。代替案として、当時ほとんど使われていなかった「小規模住宅地区改良事業」を探し出し、活用した。重要なことは、復興メニューから事業を選ぶのではなく、「やりたいこと（集落再生）」を実現するために国と相談し、最適な事業を掘り起こして適用したことである。

事前に準備しておくべきこと

事前に準備すべきことは、行政職員が復興支援事業のメニューに書かれた事業だけを覚えることではない。平時から国の多様な制度を研究し、有事の際に地域の「やりたいこと」を実現するために、それらを柔軟に組み合わせ、応用できる知識と交渉力を持っておくことである。

青木勝氏（元山古志村総務課長）ヒアリング調査より（令和7年9月）

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例１】 平成16年新潟中越地震 H16.10.23 地震規模：M6.8 最大震度：震度７

① 集落再生の選択肢 【 新潟県小千谷市 】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
周辺集落	土砂災害 建物倒壊	集落外への移転



出典：国土地理院 標準地図に加筆

住民の思い

- 震災を機に**生活の安全や利便性**を考慮し、**住居を山間部から市街地へ移したい。**
- 生活拠点は移しても、ふるさとの山にある農地や養鯉場での仕事を続けたい。

生活を再建する

① 自力再建
② 災害公営住宅
③ 集団移転

なりわいを再生する

なりわいの継続（職住分離）

集落再生の流れ

孤立 → 集落外避難 → 集落外仮設 → 居住地移転

被害状況



出典：市報おぢや平成16年12月



出典：市報おぢや平成17年3月

	被災前の世帯数	復興後の世帯数
塩谷集落		
震災前世帯[1)]	52世帯	
現地再建世帯[2)]		20世帯
移転世帯[2)]		29世帯
集団移転世帯[2)]		15世帯
個別移転世帯[2)]		14世帯
十二平集落		
震災前世帯[1)]	11世帯	
現地再建世帯[2)]		0世帯
移転世帯[2)]		11世帯
集団移転世帯[2)]		10世帯
個別移転世帯[2)]		1世帯

出典：1)平成12年国勢調査
2)中越地震の復興プロセス 澤田雅浩
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科

新潟県小千谷市の事例

②復興まちづくりにおける土地利用の考え方

塩谷集落（移転元）



出典：国土地理院に加筆

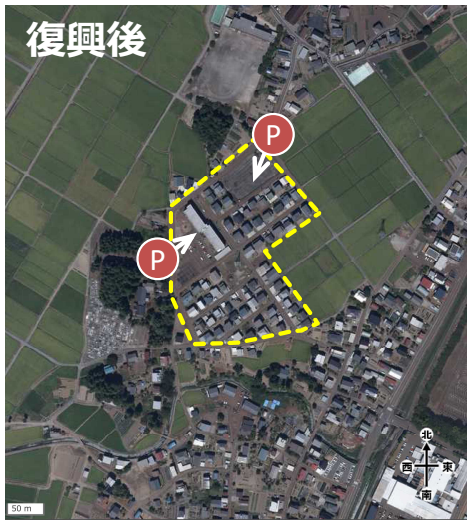




撮影：令和7年9月

千谷団地（移転先）

平野部の市街地に移転



出典：国土地理院に加筆





撮影：令和7年9月

十二平集落（移転元）



出典：国土地理院に加筆





- **集落の全世帯が移転**
- **養鯉施設、耕作地は存置**

撮影：令和7年9月

三仏生団地（移転先）



出典：国土地理院に加筆

平野部の市街地に移転



撮影：令和7年9月

新潟県小千谷市の事例

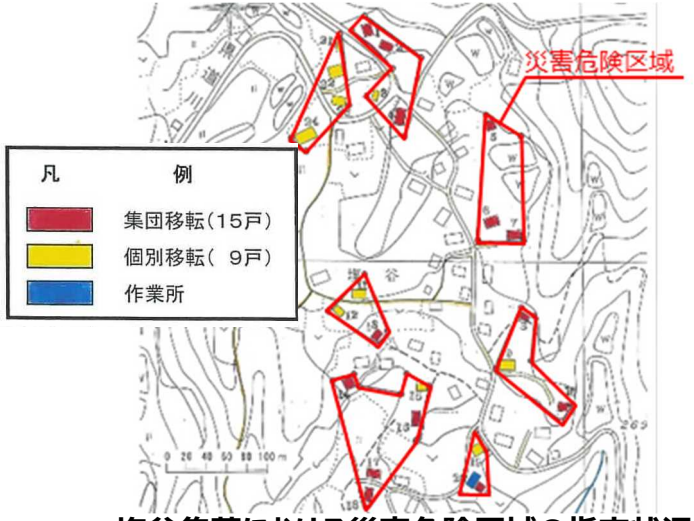
③活用された復興事業等

◆ 防災集団移転促進事業（国の補助事業）

事業概要：
住民の生命等を災害から保護するため、地震により被災した地域からの、住居の集団移転を支援。

小千谷市における事業の特徴：
移転希望者の宅地のみ災害危険区域に指定（右図）した。
移転先の用地は、以下の条件を考慮。

- **市街地（職場・学校・病院・商業施設などに近い）**
- **降雪量が比較的少ない**
- **土地が平坦**



塩谷集落における災害危険区域の指定状況

出典：中越地震の復興プロセス　兵庫県立大学大学院　澤田雅浩

④復興まちづくりの課題と教訓

課題

» **住民の選択は、安全な場所へ移転するか、集落に留まるかで二分した。移転した住民の一部は、山での仕事を続けるため、従前集落へのアクセス性と安全性が両立する新たな居住地の確保が必要であった。**

» **集落の空間的規模は維持されたまま世帯数のみが減少した結果、帰村した住民が担うべき共同作業を、より少ない人数で遂行する必要があった。**

教訓

☑ **職住分離を実現できる移転先の確保が必要となる。**

☑ **災害後に加速する過疎化を念頭に集落活動が維持できる仕組みを構築する必要がある。**

Column：平成16年新潟中越地震

中山間地域における生活様式の変化

「居住地は市街地、仕事場はふるさとの山」

小千谷市東山地区は、市街地（小千谷市役所）から車で約20分程度の中山間地域に位置する。住民の一部は、震災を契機に「居住地は市街地、仕事場はふるさとの山」という職住分離の生活様式へ転換した。それらの住民は、安全と利便性を求めて生活拠点を市街地へ移しつつも、先祖代々の農地や養鯉場での仕事を続けるため、中山間地域へ車で通う「通い農」という暮らしを選択した。

しかし、当時その生活を支えていた世代は、高齢化によって中山間地域への移動自体が困難となった。その結果、手入れされてきた田畑は、担い手を失い、徐々に縮小していくという事態が進行している。錦鯉の養鯉家の一部も、他の農業従事者と同様に、生活拠点は市街地に移しながら、中山間地域の養鯉場へ通うという職住が分離した形で事業を継続している。養鯉業は、地産外商効果によって若者にとっても魅力的な職業となり、次世代の担い手も着実に育ちつつある。

佐藤　瑞穂氏（小千谷市議会議員　元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例２】 平成23年紀伊半島豪雨

H23.8.30　17時からの総降水量：紀伊半島を中心に広い範囲で1,000mm以上

①　集落再生の選択肢 【 奈良県吉野郡十津川村】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
山間（奥部）	土砂災害（豪雨）	集落外への移転



住民の思い

- 自宅もしくは十津川村内に住みたい。
- 従前集落は、近隣に住民がいないため日常的な見守りが無いこと、災害時の避難先が確保できない。

生活を再建する

① 自力再建
② 災害公営住宅
③ 支援を受けて再建

なりわいを再生する

なりわいの継続

集落再生の流れ

復興住宅入居開始 平成26年1月～

被災孤立（平成23年9月3日～） → 集落外避難 → 集落外仮設（平成23年11月～） → 二地域居住（「高森のいえ」完成 平成29年3月）

被害状況

十津川村今西

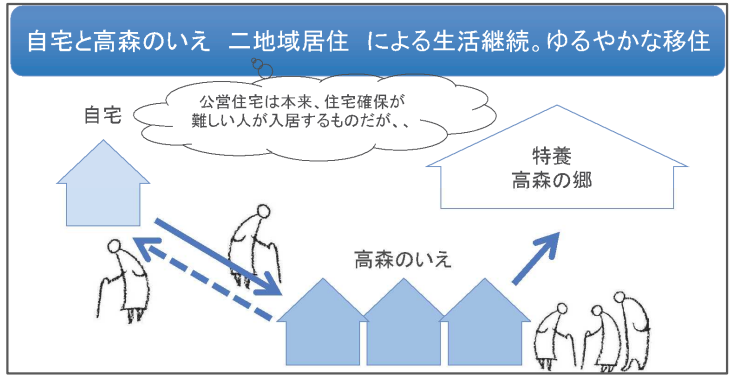


出典：近畿中国森林管理局「熊野川流域における治山事業の取組（平成26年7月25日）」

十津川村桑畑



出典：近畿地方整備局「2011年紀伊半島大水害　国土交通省近畿地方整備局　災害対応の記録」



出典：1)村内に築く 安心拠点　十津川村「高森のいえ」プロジェクト　室﨑千重　奈良女子大学

二地域居住

住み慣れたわが家を残しつつ、災害リスクの少ない村営住宅に村内移住し、高齢者らが身を寄せ合って暮らす。

復興後

高森のいえ世帯[1)]	9世帯

奈良県吉野郡十津川村の事例

②復興まちづくりにおける土地利用の考え方

地域特性を考慮した拠点の配置：

村民の生活圏は、十津川村役場付近を境界として北側（奈良県五條市側）と南側（和歌山県新宮市）に大きく二分されている。

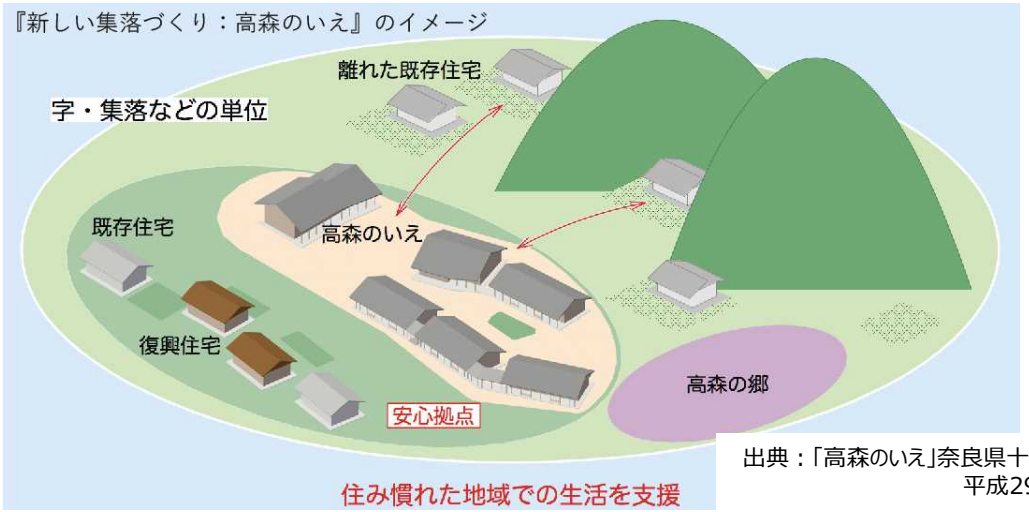
安心拠点は、北側の観光を軸とした地域では谷瀬団地に、南側の福祉を軸とした地域では、高森団地に配置した。



出典：村内に築く 安心拠点 十津川村「高森のいえ」プロジェクト 室﨑千重 奈良女子大学
凡例を一部加筆

住み慣れた集落と安心拠点を往来する二地域居住：

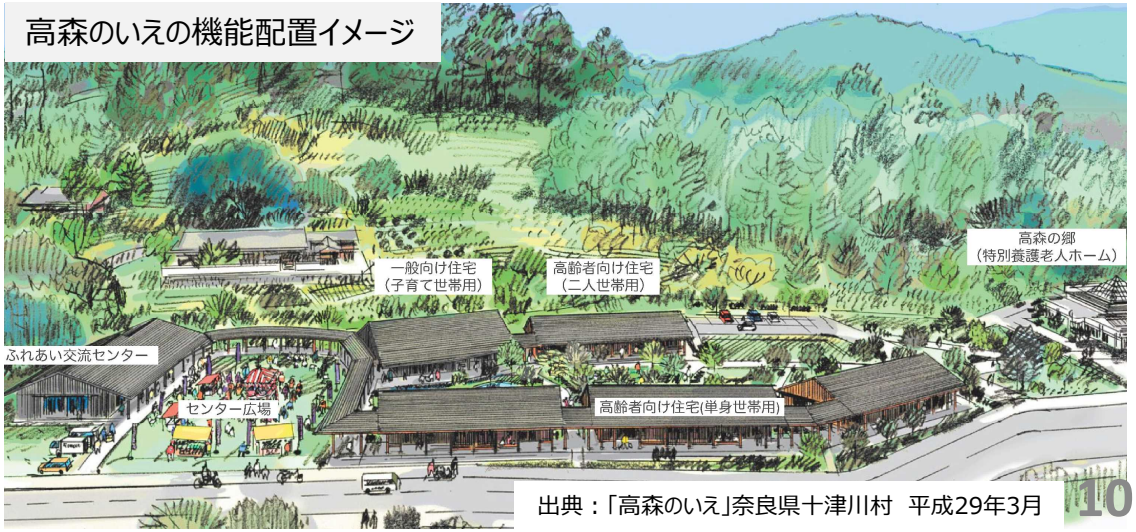
住み慣れた集落・自宅との関係を持ちながら、「安心拠点」となる村内の地域に集まって暮らすこと（＝ゆるやかな移住）を選択した。



出典：「高森のいえ」奈良県十津川村
平成29年3月

安心拠点の機能：

- 集まって住むことができる**「住宅等の確保」**
- 集まった人たちが**「助け合い、支え合いながら生活できる場づくり」**
- 高齢者や障害者を対象とした医療・介護・福祉等の**「生活を支援するサービスの提供」**



出典：「高森のいえ」奈良県十津川村 平成29年3月

奈良県吉野郡十津川村の事例

③活用された復興事業等

◆ 村営住宅「高森のいえ」



村営住宅として建設された「高森のいえ」：公営住宅法による災害公営住宅ではなく、村営住宅として建設された。理由は、高齢者の二地域居住や、完成後に空き住戸になった場合には、被災者以外の入居用とするなど、建設後の運用を考慮した。若い世代の移住者を受け入れる適切な住宅も不足しており、これらの活用が想定された。一部住宅はUターンおよび村外からの移住者が居住している。

◆ 林業の再生に向けた補助制度の活用



出典：十津川村ホームページ

「十津川式林業6次産業化」の始動：紀伊半島大水害を契機に、村内で森林整備から製材・加工、販売までを一貫して行う六次産業化に着手した。
生産・流通体制の強化支援：「木材の伐採・搬出経費の軽減補助」「山土場からの集荷助成」「林業機械導入補助」といった各種補助制度を創設した。
結果：素材生産業者は増加（H22:2社→R2:7社）し、木材生産量も大幅に増加（H22:2,665m3→R1: 17,846m3）するなど、林業の活発化に寄与。

出典： 奈良県十津川村「十津川村森林整備計画書」

④復興まちづくりの課題と教訓

課題

» **高齢者の受け皿となる施設が被災前から不足していた。災害による住民の村外流出を防ぎ、村での生活を将来にわたって維持するために、村内で最期まで暮らせる場所の確保が課題であった。**

教訓

☑ **小規模な集落においては、被災後に全ての集落維持は困難であることが想定される。災害後のコミュニティ維持、特に高齢者の生活を守るためには、平時から地域内に「新たな生活拠点（受け皿）」を検討しておくことが重要である。**

Column：平成23年紀伊半島豪雨

被災前から村が抱えていた高齢者福祉の課題解決に向けて

被災前から、村内唯一の特別養護老人ホーム（高森の郷）は常に満床で、約70人の待機者が発生していた。待機者は村外の施設へ移らざるを得ない状況であった。このため、福祉部局では、特養（要介護3以上）と自宅生活の中間的な受け皿として、要介護2以下の方々が集まって生活できる「中間施設」の必要性が議論されていた。

被災直後、住民の思いは「元の自宅（集落）に帰りたい」というものが大半であった。しかし、仮設住宅での2年3か月にわたる生活の中で、利便性（商店が近い等）や、集まって住むことによる安心感、新たなコミュニティの醸成が進んだ。また、渡り廊下など住民が交流できる空間設計も、コミュニティ形成に寄与した。結果として、「集まって住むのも良い選択肢である」という意識の変化が生まれた。

意識の変化に加え、元の居住地が地滑り災害の危険性を抱え、対策工事の完了が仮設住宅の入居期限よりも大幅に遅れる（3～5年後）見通しとなった集落もあった。このため、移転を決断せざるを得なかったという側面もある。

高森のいえは、高齢者向けだけでなく、天井裏収納を設けるなど、将来的に若者向けの住宅にも転用できるよう設計した。

玉置 広之氏（十津川村長）ヒアリング調査より（令和7年10月）

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例３】 平成28年熊本地震

H28.4.14（前震） 地震規模：M6.5 最大震度：震度6弱
H28.4.16（本震） 地震規模：M7.3 最大震度：震度7

① 集落再生の選択肢 【 熊本県阿蘇郡西原村】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
周辺集落	土砂災害 建物倒壊	仮の居住地 → 集落に戻る



出典：国土地理院 標準地図に加筆

被害状況





出典：熊本災害デジタルアーカイブ（提供者：国立研究開発法人防災科学技術研究所）

住民の思い

- 当初は集団移転も選択肢として検討した。
- しかし、専門家の評価（断層活動周期は、約2千数百年）を踏まえ、現位置再建を基本とした。

生活を再建する

① 自力再建
② 災害公営住宅
③ 支援を受けて再建

なりわいを再生する

なりわいの継続

集落再生の流れ

従前集落
＋安全性の向上
＋生活環境の向上

被災 → 集落外避難 → 集落外仮設 → 集落へ戻る

被災前の世帯数 → 復興後の世帯数

布田集落

震災前世帯[1)]	206世帯	→	震災後世帯[2)]	153世帯

大切畑集落

震災前世帯[1)]	55世帯	→	震災後世帯[2)]	36世帯

出典：1)平成27年国勢調査 小地域集計
2)令和 2年国勢調査 小地域集計

熊本県阿蘇郡西原村の事例

②復興まちづくりにおける土地利用の考え方

布田集落

従前集落の位置で再建









出典：国土地理院　@Google　撮影：令和7年9月

大切畑集落

従前集落の位置で再建







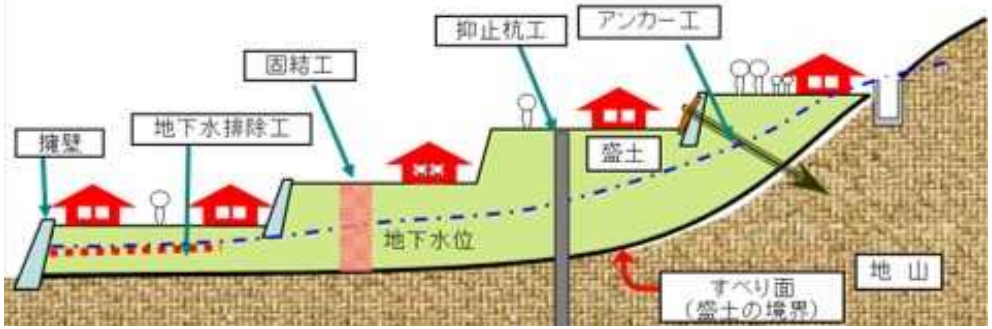


出典：国土地理院　@Google　撮影：令和7年9月

熊本県阿蘇郡西原村の事例

③活用された復興事業等

◆ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（国の補助事業）



事業概要：大地震等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するために行われる事業を集落の安全な基盤整備に適用した。

◆ 災害公営住宅整備


西原村第2河原団地



西原村山西団地

県産材を使用した居住空間と地域維持：西原村河原地区では、県産材を使用した復興住宅、移住者向け宅地、過疎化対策の村営住宅が一体的に整備され、人口が減少する山間部から利便性の高い（小学校などに近い）旧中心地へ人を集め、一つの拠点として地域が維持されている。

④復興まちづくりの課題と教訓

課題

» **被災前の集落は狭あいな道路で形成されており、問題解決が積年の課題であった。現位置での集落再生にあたって、道路拡幅による安全性と生活環境の向上を図った。**

教訓

☑ **平時の備えとして、集落内道路の拡幅が望ましい箇所などを整理し、合意形成を図っておくことが早期復興と集落環境の改善に繋がる。**

Column：平成28年熊本地震

「元に戻すだけ」ではない、集落の価値を高めるインフラ整備

地区が被災前から有していた課題の解決

西原村の震災前の布田集落は、集落が狭隘な道路で形成され、安全性や生活環境の面で課題があった。集落を再生するにあたって、道路の拡幅は個々の土地の資産価値、ひいては集落の価値に直結し、将来新しい住民を呼び込めるかを左右する重要な要因になると考えた。地域の新たな価値を創造する取組として、道路（水路）の拡幅やオープンスペースの確保、集会施設の整備などに取り組んだ。復興事業の対象エリアは、住環境が大幅に改善された。一方で、対象外のエリアでは昔ながらの狭い道が今も残っており、今後の改良が望まれる。

平時から描く「地区発展道路計画」

平時の備えとして有効と考える取組は、「地区発展道路計画」を作成し合意形成を図っておくことである。これは、集落内道路の現状を把握し、拡幅が望ましい箇所などを整理して地域の合意形成を図っておくというものである。幹線となる道路は、平時から地域の協力を得てセットバックを進めておけば、発災後の迅速な復興に繋がる。

災害が起きてからではなく、平時から「将来の地区のイメージ」を概略的にでも描いておくことが極めて重要である。　内田　安弘氏（元西原村副村長）ヒアリング調査より（令和7年9月）

2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例4】 平成28年糸魚川市大規模火災

H28.12.22　10時20分頃に発生。翌23日16時30分の鎮火に至るまでの約30時間にわたる大規模な火災。
焼失面積：約4ha

① 集落再生の選択肢 【 新潟県糸魚川市 】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
中心集落	火災（風害）	面的整備



住民の思い

- 地域の主要な産業の担い手である**事業者を中心として**早い段階で**早期の再建を望む者が多かった。**
- 当初、全面的な面整備による復興も検討。
- しかし、**ほとんどの区画で既存の基盤整備が一定の水準に達していた**ため、**修復型のまちづくり**を採用。

生活を再建する

① **自力再建**
② **災害公営住宅**
③ **支援を受けて再建**

なりわいを再生する

なりわいの継続

市街地再生の流れ

＋防災性
＋景観性
＋生活環境の向上

被災 → 復興計画策定合意形成 → 基盤整備 → 生活・賑わいの再建

平成28年12月22日

平成29年8月策定

被災から約1年半で被災地内での再建希望の住宅・店舗の再建が概ね完了

被害状況

大火から3日後の様子



出典：新潟県糸魚川市「糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり」

被災者の再建意向（令和元年9月1日時点）

大火時に実際に居住	108世帯	被災地内	69世帯
		被災地外	35世帯

※ほかは市外転出・大火後における病気等での死亡等

被災事業所の再建意向（令和元年9月1日時点）

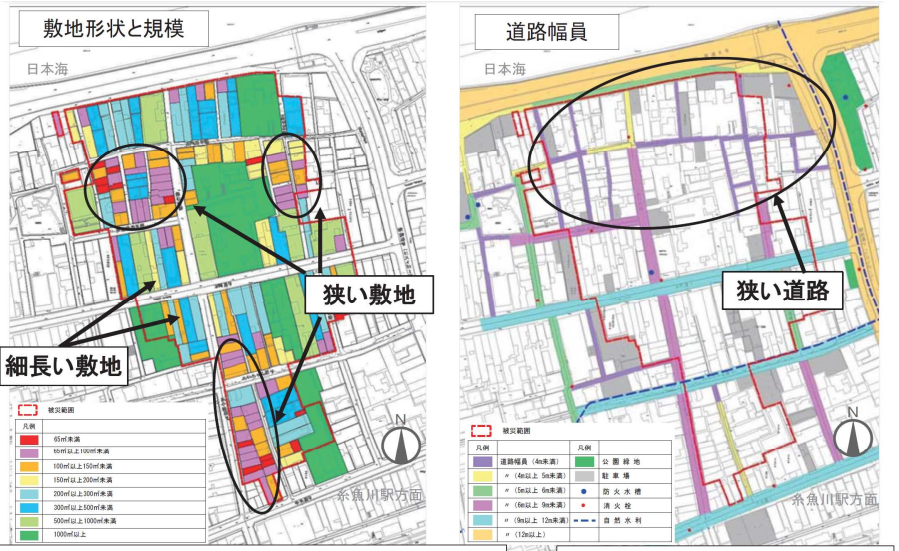
被災事業所	56事業所	被災地内	22事業所
		被災地外	24事業所

※ほかは、廃業等

出典：新潟県糸魚川市「糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり②(新都市vol.73 No.10 掲載)」

新潟県糸魚川市の事例

②復興まちづくりにおける土地利用の考え方



細長い敷地や狭い敷地に建物が隣接

4m未満の狭い道路

出典：糸魚川市　太田亘 「糸魚川市駅北大火からの「復興まちづくり」について（平成30年5月24日）」

狭あい道路の解消[1)]



にぎわい創出広場の整備[1)]



従前よりも安全で快適な生活基盤：土地区画整理事業や市道拡幅等により、従前の狭あい道路解消や不整形な敷地を整地をすることで、安全で快適な生活基盤を整備。

住み続けられるまち：高齢や経済的な理由などにより、自己再建を断念されたものの、被災地で住み続けたいという被災者のために、小規模住宅地区改良事業により糸魚川市が復興住宅を整備。

出典：1）UR都市機構ホームページ





出典：国土地理院に一部加※赤線範囲は右図を参考に転記

出典：糸魚川市駅北大火復興情報サイト　HOPE糸魚川　パンフレットに一部加筆

新潟県糸魚川市の事例

③活用された復興事業等

敷地整序型土地区画整理事業（市の単独事業）
個人施行（糸魚川市：同意施行者、認可権者）

復興まちづくりの進め方

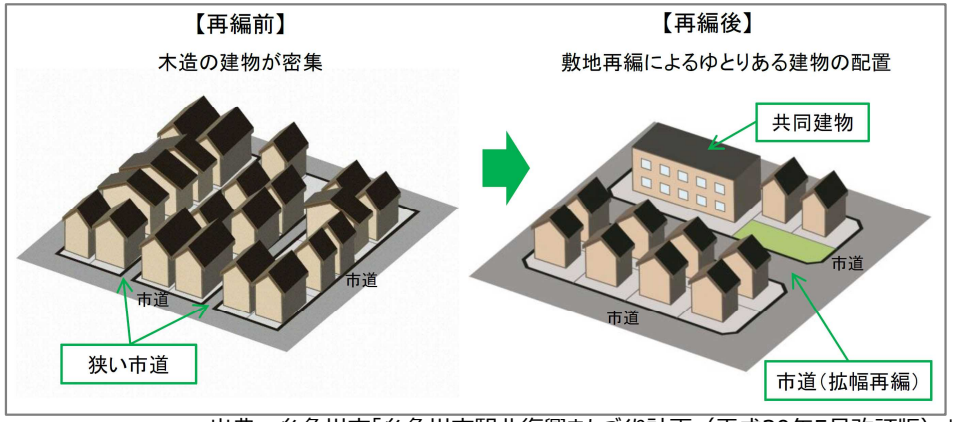
- 都市再生区画整理事業の採択要件（面積0.5ha以上）を満たさないため、市単独事業として実施。
- 手法として、組合設立等が不要な「個人施行」方式を採用。
- 糸魚川市が「同意施行者」となり、地権者全員の同意のもとで迅速に事業を進めた。
- 従前からの課題であった狭あい道路（4m未満）の6mへの拡幅と、間口が狭く奥行きが長い不整形な敷地の整形を5ブロックで実施した。

特徴

- 地権者へ減歩や事業費の負担は求めず、糸魚川市が転出意向があった土地を先行取得し、これらの用地を道路や広場などの公共用地へと換地した。

土地の活用

- 土地の集約により生まれた広い土地は、復興市営住宅の用地（借地）として供給されたほか、「にぎわい創出広場」として整備され、市街地の活性化に活用されている。



出典：糸魚川市「糸魚川市駅北復興まちづくり計画（平成30年5月改訂版）」

④復興まちづくりの課題と教訓

課題

» **従前からある防災上の脆弱性の解消と、スピーディーな生活・営業再建をいかに両立するかが課題であった。そのため、小規模な土地区画整理事業や道路拡幅事業等を組み合わせた必要最小限の敷地整序を実施した。**

教訓

☑ **糸魚川市の被災地は中山間地域ではないものの、木造家屋の密集や狭あいな道路といった都市構造は、高知県の中山間地域の中心集落が抱える防災上の脆弱性と酷似している。**

☑ **被災状況と従前の中心集落（市街地）の基盤整備状況に応じて、柔軟に事業を適用することが重要である。**

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例５】 令和6年能登半島地震　R6.1.1 地震規模：M7.6　最大震度：震度７

現在の状況【 石川県珠洲市 】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
地区ごとの復興プランを作成中	土砂災害 建物倒壊 火災	地区ごとの復興プランを作成中



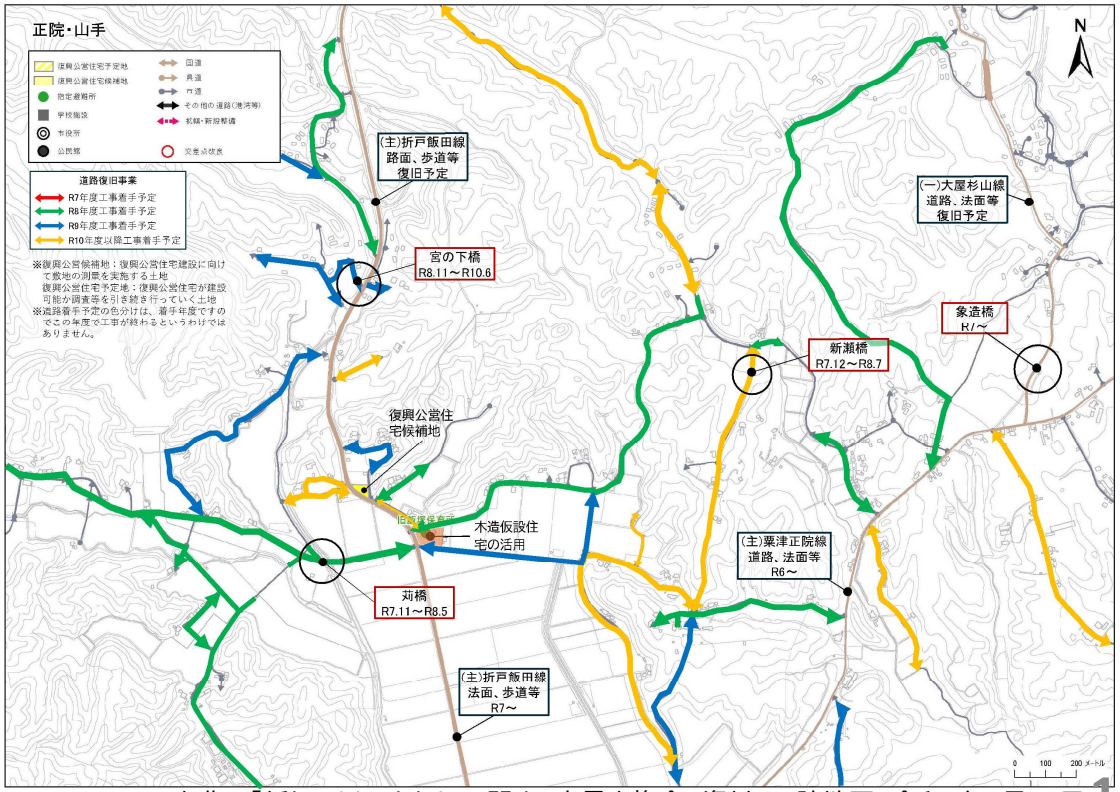
被害状況



出典：珠洲市「珠洲市における被害の概要」

- 珠洲市では、「新たなまちのかたち」の議論が段階的に開始されている。
- 令和7年8月には、水道、下水道、道路の総合的な復旧や小規模な区画整理などの面的整備の可能性がある地区（4地区）について、先行して意見交換会が実施された。（下図は、正院地区の資料を例示）
- 現在（2025年10月時点）は、この議論を市内全域に拡大し、全10地区で「新たなまちのかたち」に関する議論が本格化
- 令和7年11月には、「地区別プラン策定」に関する意見交換会（全10地区）を開催予定。

正院地区復興まちづくり計画図　資料－２



出典：「新たなまちのかたち」に関する意見交換会　資料　正院地区　令和7年8月21日

2．地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

【事例５】 令和6年能登半島地震　R6.1.1 地震規模：M7.6　最大震度：震度７

現在の状況【 石川県輪島市 】

空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢
地区ごとの復興プランを作成中	土砂災害 建物倒壊 火災	地区ごとの復興プランを作成中



出典：国土地理院　標準地図に加筆

被害状況

輪島朝市（輪島市河井町）



撮影：令和6年4月

輪島朝市

R7年9月末には市有地を明確化。
R8年4月頃から事業者の復旧開始。

・輪島朝市は火災により約240棟、約49,000㎡が焼損した。創造的復興に向け道路整備等のインフラ整備の検討が進められている一方、輪島市本町周辺地区まちづくり協議会の実施したアンケートでは、地権者の3割弱が今後の土地利用を不明としている。



出典：IETI BBL奥能登復興の現状・課題と今後の支援方針2025年7月18日経済産業省中部経済産業局北陸支局長 向野 陽一郎

「輪島市の産業復興ビジョン」：

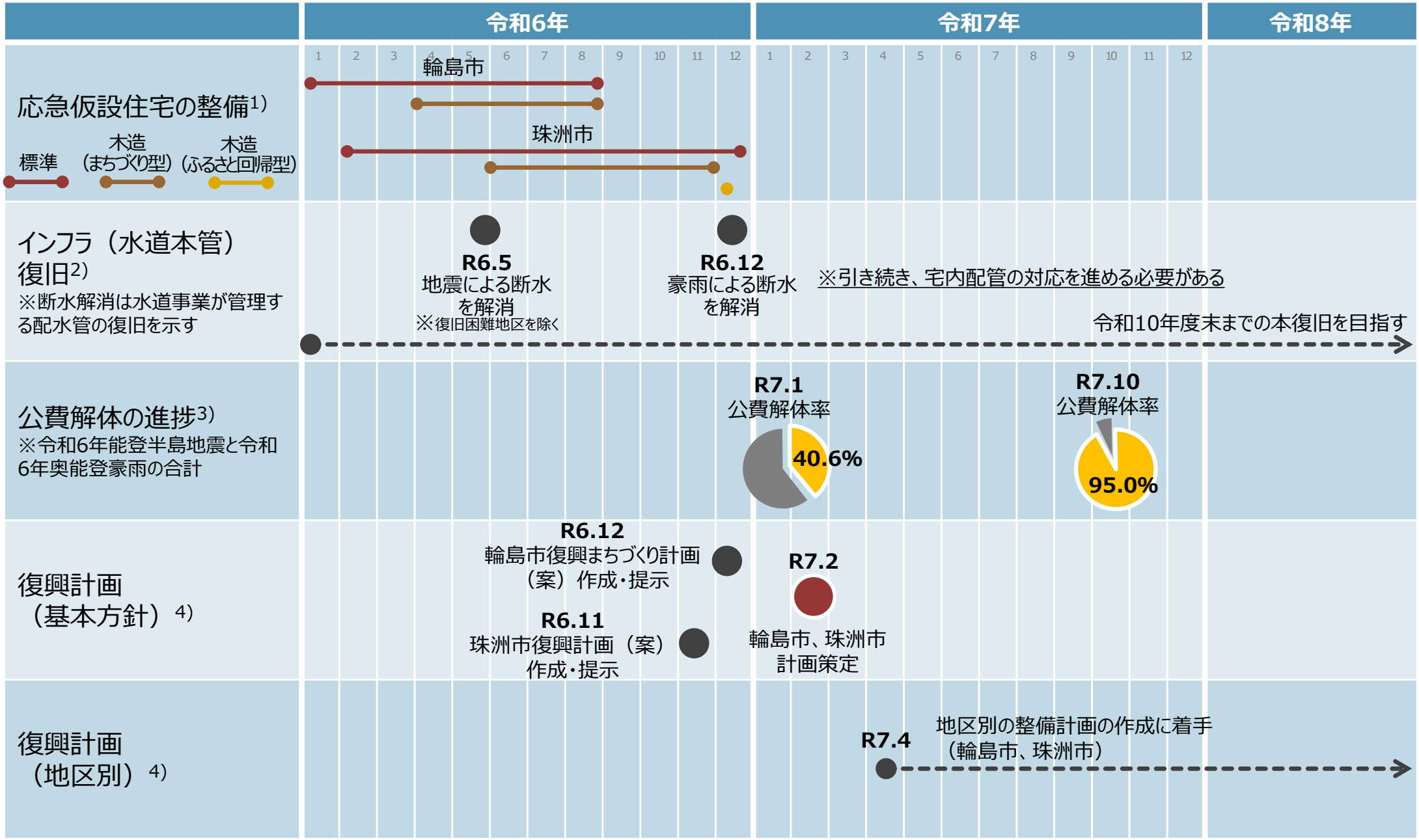
輪島市の一日でも早い復旧・復興が実現できるよう、将来（30 年後）の輪島市を支える産業とこれらの基盤となるまちのありたい姿をイメージし、そこに至るまでの具体的方向性や取り組みを産業面に特化してまとめられたもの



（注）あくまで30年後の「ありたい姿」をイメージしたもので、特定の場所を示したり、本市の将来を予測するものではありません。

出典：輪島市の産業復興ビジョン ～ローカルファーストによる新たな価値の創造～令和６年10月 輪島商工会議所

石川県珠洲市、輪島市の復興の進捗タイムライン



出典：1)石川県「応急仮設住宅の整備状況（2024年12月23日時点）」
2) 石川県「生活環境部関係の令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨に係る復旧・復興の進捗状況について（令和7年1月15日）」
3) 石川県「被災建物の解体・撤去（公費解体）について（令和7年10月末）」
4) 国土交通省「令和６年能登半島地震からの復旧・復興状況と今後の見通し（令和７年９月末時点）」

資料3

第２回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

第４章　中山間地域における
事前復興まちづくり計画の考え方

令和７年11月20日
検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方 構成（案）

当初の構成案

第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方

1. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方

- **◆ 地域の拠点となる中心集落、周辺集落、山間（奥部）の集落のあり方**
- **◆ 集落間のアクセス**
- **◆ 地域の産業**
- **◆ 都市部との連携**
- **◆ 災害リスクに対応した復興事業**

第1回検討会のご意見や第3章の検討を踏まえて、計画策定のプロセスに沿った流れで構成

変更後の構成案

第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方

1. 中山間地域における復興まちづくりの目標　意見No.9

2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方

3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

意見No.23 **① 現状分析・被害想定の抽出**

② 復興基本方針の検討　沿岸地域指針に合わせて新設

意見No.14,18 **③ 空間単位の考え方（中心集落、周辺集落、山間（奥部））**

意見No.1,27 **④ 集落ごとの復興まちづくり計画の検討（集落再生の選択肢）**

⑤ 各エリアを繋ぐインフラ・ネットワーク「集落間のアクセス」をより具体的に

⑥ 都市部との連携

意見No.29 **4. 中山間地域で活用できる事業**

① 被災後の復興事業

② 事前復興として活用できる事業

第1回検討会からの変更・新設箇所を赤で示す

No	発言者	項目	意見（抜粋）
1	澤田（雅）委員	復興のプロセス、時間軸について	避難所から仮設住宅、住宅再建に至るコミュニティ維持の視点が重要である。これにより、持続可能な生活環境の選択肢を住民に提示し、合意形成を図るプロセスを計画に組み込むことが可能になる。
9	澤田（雅）委員	地域が抱える課題解決の考え方	復興計画の目標は、人口を増やすことではなく、「人口が減っても質の高い生活を維持できる社会システムを構築すること」に置くべきである。
14	山﨑委員	災害リスク	中山間地域は、集落ごとに特性が大きく異なり、可住地が限られている点や被災想定の困難さから、全体を網羅した指針をまとめることは大変難しいと感じている。
18	宇都宮委員	空間単位	中山間地域の多様性を踏まえて、計画の「空間単位」を検討する必要がある。
23	原委員	まちの現状分析	指針の中に、各市町村のまちの現状（人口、産業など）を分析・把握する項目を入れるべきである。
27	村上委員代理	復興まちづくりの選択肢	被害の状況に応じて複数の選択肢を選べるような柔軟なものにすべきであり、例えば、一時的に他地域へ避難してから戻るのか、あるいはそのまま定住するのかといった選択肢も想定する必要がある。
29	宇都宮委員	発災前の事前着手	発災前の事前着手について、事前の計画策定も重要であるが、事前に何ができるのかアイデアを出して考えておく必要がある。

1．中山間地域における復興まちづくりの目標

» **事前復興まちづくり計画によって地域の将来像をあらかじめ描き、大規模災害後の人口減少（社会減）を可能な限り抑制する。**
» **人口減少下においても、被災を乗り越えて、誰もが質の高い生活と豊かさを実感できる、強靭で持続可能な地域社会の構築を目指す。**

2．中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方

①災害リスクを捉える　災害リスクの情報を重ね合わせて見える化

- 災害リスクは、地震の揺れに起因する災害を基本とする。ただし、降雨を起因とする土砂災害を想定した土砂災害警戒区域等は、以下の理由により計画策定に考慮する。
 - ➢ 過去の大規模な地震災害では、土砂災害警戒区域等において土砂災害が多数発生している。
 - ➢ 地震発生後に豪雨による土砂災害によって二次災害のおそれがある。
- 想定されている災害リスク情報を重ね合わせ、地域ごとのリスク特性を多角的に評価・把握する。その上で、土地の特性に応じた安全な利活用の計画と復興事業を検討する。

②住民参画で描く　地域の宝（歴史、文化、なりわい）を復興の旗印に

- 地域で育まれた歴史や文化、なりわい、生活、それらを通じた地域への思いは復興の原動力となる。
- 計画策定にあたっては、年齢を問わず多様な役割を果たしている地域住民の参画によって、「地域の宝」や地域への思いを復興の旗印として共有し、計画に反映する。
- 事前復興の取組を通じて、「自分たちのまちや村を自分たちで考えた」という気持ちが伝わるような計画の策定を目指す。

③柔軟な選択肢を持つ　被害状況に対応できる複数のシナリオを用意

- 事前復興まちづくり計画は、被害の状況と地域住民の意思に応じて、複数の選択肢からまちの将来を選択できる柔軟な計画とすることが望ましい。
- 例えば、より良い復興の視点に立ち、集落全体で宅地や公共施設等の再配置による面的な再生を図る場合や、被災箇所を中心に単なる原状回復に留まらない改良を加える場合などを想定しておくことが考えられる。

④変化に対応する　「固定的な計画」とせず、成長し実効性を高める計画へ

- 事前復興まちづくり計画は、市町村の総合計画等とも連携し、人口動態や被害想定など、社会の大きな変化に対応して改訂する。令和6年能登半島地震からの復興などで得られる新たな知見を取り入れて実効性を高めていく。

⑤平時の活動と繋げる　平時の活動を復興のエンジンに

- 平時から取り組まれている集落活性化に向けた活動は、それ自体が大規模災害を乗り越え、復興を成し遂げるための原動力となる。平時の活動拠点である「集落活動センター」と、培われた「組織」「人的ネットワーク」が、災害時に機能すれば、復興の中心的な担い手として重要な役割を果たす可能性がある。
- 事前復興まちづくり計画は、平時の活動と大規模災害からの復興を繋ぐ役割を果たせるよう取組を進めていく。

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

①現状分析・被害想定の抽出

市町村における中山間地域の「現状」を知る

1．中山間地域の概況・なりたちの把握
- ✓ 人口動態（高齢化率、世帯構成）
- ✓ 産業構造（農業、林業、観光など）
- ✓ 土地利用の変遷と集落の形成史
- ✓ 中山間地域全体における集落の立地状況
- ✓ 集落ごとの基礎情報

2．関連計画・既存の取組の整理
- ✓ 総合振興計画や都市計画マスタープラン、防災計画等との整合
- ✓ 既存の地域振興策や地域おこし協力隊、防災活動等の取組状況

3．潜在的課題の抽出
- ✓ 空き家、耕作放棄地、担い手不足
- ✓ インフラ老朽化、コミュニティ機能の低下

「被害想定」を知る

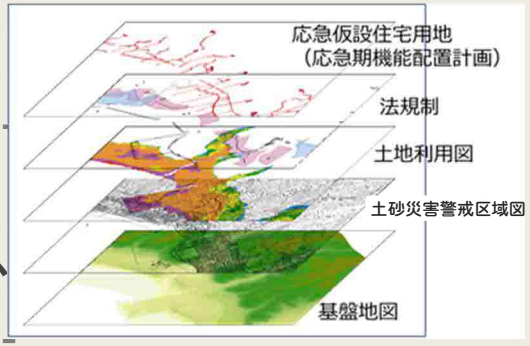
1．対象とする災害の定義
- ✓ 地震動に起因する大規模災害
- ✓ 降雨を起因とする土砂災害を想定した土砂災害警戒区域等（地震発生後に豪雨による土砂災害によって二次災害が発生するおそれがあることを考慮する）

2．想定される具体的な被害（リスクの可視化）
- ✓ 面的被害: 建物倒壊、地震火災、液状化
- ✓ 中山間地域特有の被害:大規模な土砂災害（地すべり、深層崩壊）、道路網の寸断による「集落の孤立」
- ✓ インフラ被害: ライフライン（電気、水道、通信）の広域的・長期的な寸断

情報の重ね合わせ（課題分析）

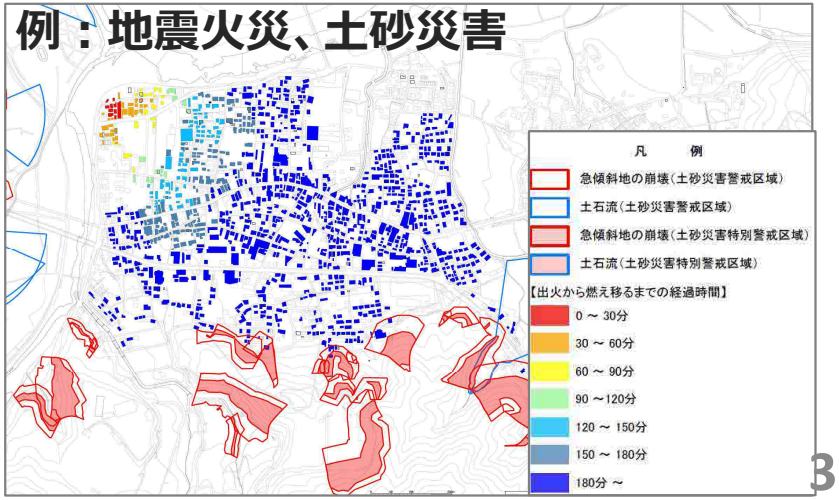
中山間地域の現状
- ✓ 地域の概況・なりたち
- ✓ 関連計画・課題・取組

被害想定
- ✓ 地震動に起因する大規模災害を対象（土砂災害、建物倒壊、液状化、地震火災、ライフライン寸断）



被害想定の重ね合わせ（イメージ）

例：地震火災、土砂災害



3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

②復興基本方針の検討　集落ごとの復興まちづくり計画に先だって、市町村の復興基本方針（ビジョン）を検討しておく必要がある。

中山間地域事前復興まちづくり計画策定の５つの基本理念

命を守る	● 庁舎、学校、消防署、診療所等の地域の拠点となる施設ならびに宅地は、土砂災害のリスクが低い、安全なエリアへの配置を基本とする。 ● やむを得ず土砂災害のリスクがあるところへ配置する場合は、砂防堰堤や擁壁の整備といった対策工事と、危険が迫った際の避難計画を一体的に検討する。
生活を再建する	● コミュニティの再生を念頭に置いて計画する。 ● 点在する複数の小規模集落については、公共サービスの効率性やインフラ維持の観点から中心集落への集約化も選択肢としつつ、住民の意向を丁寧に把握し、柔軟な選択（現位置再建、集団移転など）ができるよう検討する。 ● 周辺集落や山間（奥部）の集落の復興にあたっては、道路網や地域公共交通の確保に加え、衛星通信等を活用した情報通信網を整備し、外部との接続性を確保する。
なりわいを再生する	● 農業や林業は、安全な居住地となりわいの場を分離する「職住分離」も選択肢として検討する。その際、なりわいの場へのアクセス性（農道・林道の確保）についてもあわせて検討する。 ● 居住を伴わない事業系の施設（製材所、選果場、加工場など）を、やむを得ず土砂災害のリスクがあるところへ配置する場合は、砂防堰堤や擁壁の整備といった対策工事と、避難計画を一体的に検討する。
歴史・文化を継承する	● 地域で育まれた神楽、祭り、伝統芸能、景観などの「地域の宝」を、復興の精神的な支えとなるシンボルとして再生・活用する。 ● 計画の策定にあたっては、住民参画によって、地域への愛着や思いを復興の原動力に変えていく。 ● 平時から行われている「集落活動センター」等の住民主体のまちづくり活動を尊重し、その担い手が復興の主役となるよう支援する。
地域の課題等の解決につなげる	● 災害を機に、被災前から存在した過疎・高齢化、インフラの老朽化といった課題の解決を目指す。 ● 集落への集約化も選択肢のひとつとして捉え、持続可能で暮らしやすい地域を再構築する。 ● 高度化した情報通信技術（ICT）を積極的に導入し、遠隔医療、オンライン教育、リモートワーク等が可能な新しい生活スタイルを構築することで、以前よりも豊かで便利な暮らしを目指す。

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

③空間単位の考え方

中山間地域を**「中心集落」「周辺集落」「山間（奥部）」**の3つのエリアに類型化し、それぞれの役割（機能）に応じて、被災後の復興における選択肢を示す。



中心集落：
暮らしを守り、集う

- 居住機能と行政、医療、福祉、教育、商業等の機能が共存するエリア。
- 災害時には、地域内外からの支援を受け入れる「広域防災拠点」としての役割を担う。
- 市街地を形成し都市計画区域に指定された地区も含む。





山間（奥部）：
自然と共生し、守る

- 水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全といった「国土の多面的機能」を維持する重要なエリア。
- 世帯数は、数世帯～10世帯程度の規模を想定。

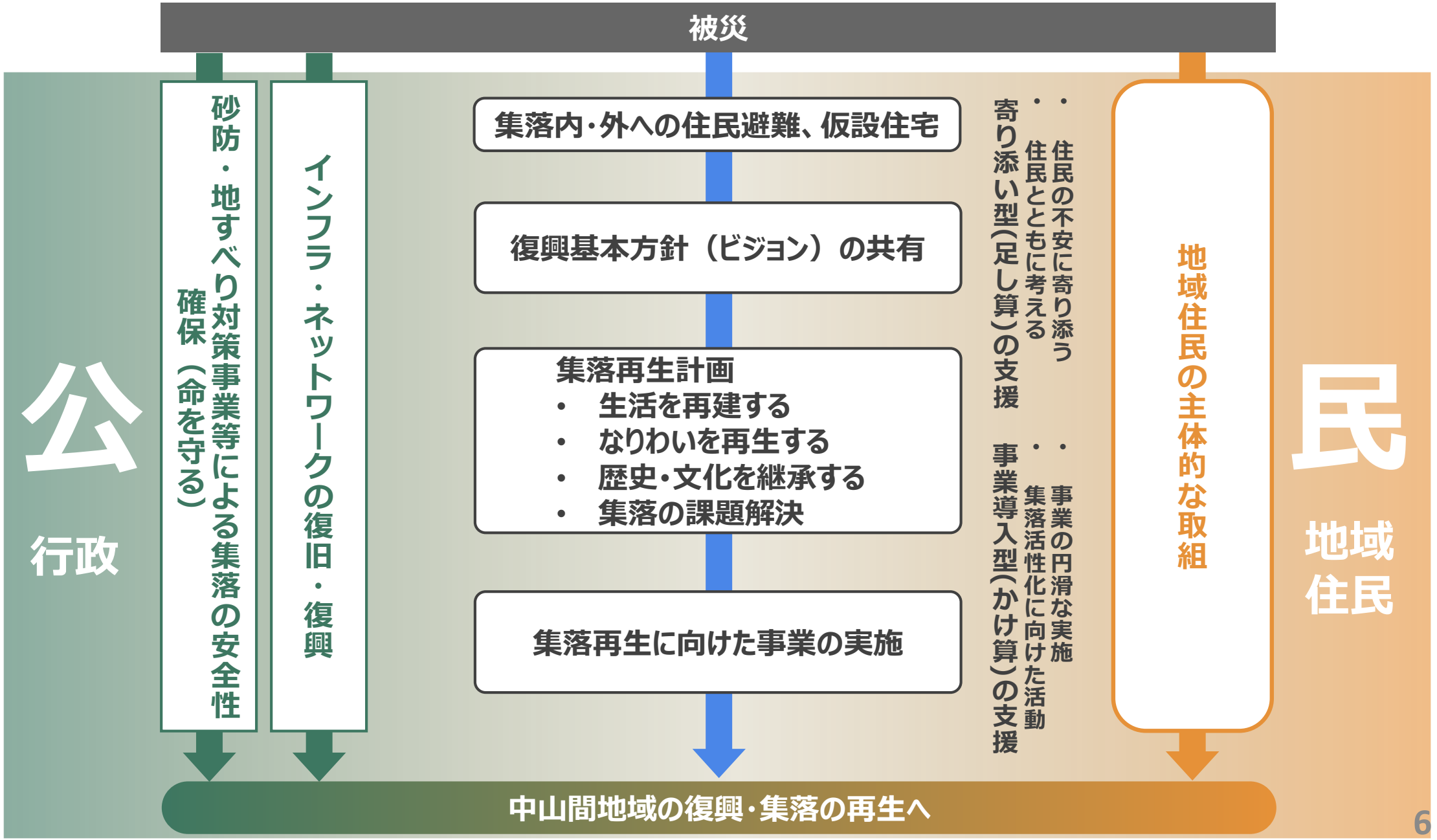
周辺集落：
なりわいを育み、繋がる

- 農業・林業など、地域の基幹産業を担う「生産機能」の中心エリア。
- 豊かな自然や地域資源を生かし、都市部住民等と交流する「関係人口の受入拠点」としての機能を持つ。
- 世帯数は、数10～100世帯程度の規模を想定。



3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

④集落ごとの復興まちづくり計画の検討



3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

④集落ごとの復興まちづくり計画の検討（集落再生の選択肢）：中心集落



中心集落（市街地）での想定される主な被害

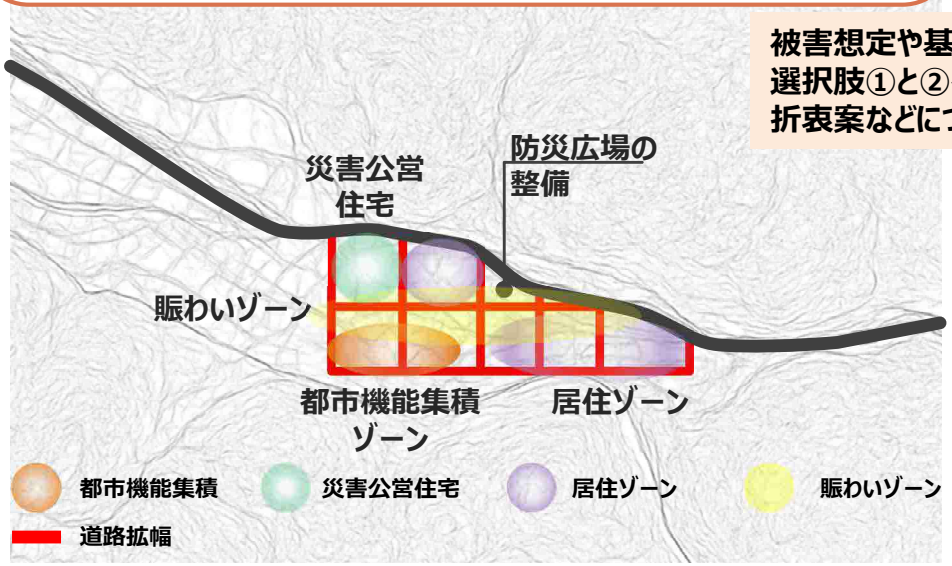
建物倒壊、地震火災、斜面に近接したエリアの土砂災害などが想定される





選択肢の検討イメージ

選択肢①　宅地や公共施設等の再配置による面的な再生

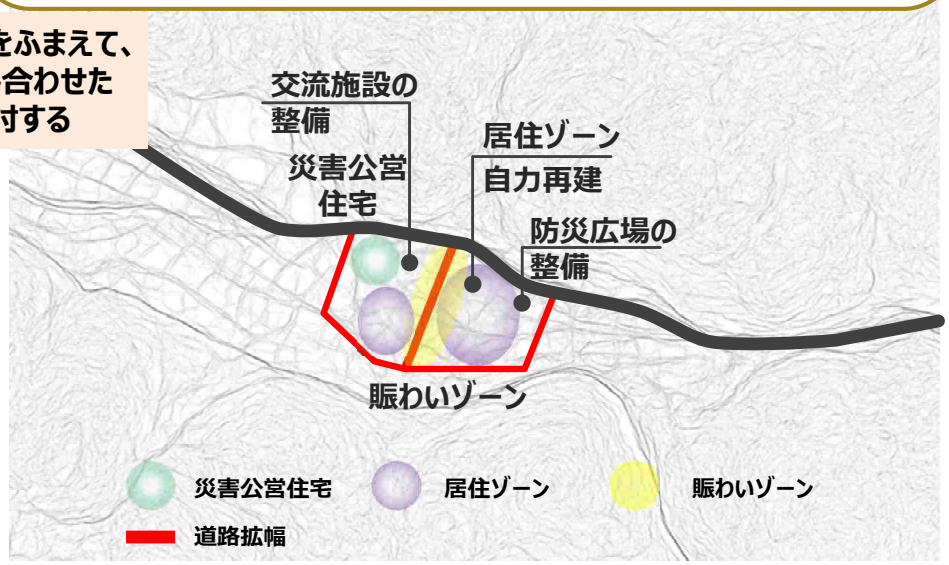


選択肢①の優位性

- 中心集落全体の防災性・利便性を抜本的に向上できる
- 土地の集約により、新たな公共施設用地等の創出が可能

被害想定や基盤整備の状況をふまえて、選択肢①と②を部分的に組み合わせた折衷案などについて柔軟に検討する

選択肢②　被害箇所を中心に単なる原状回復に留まらない改良

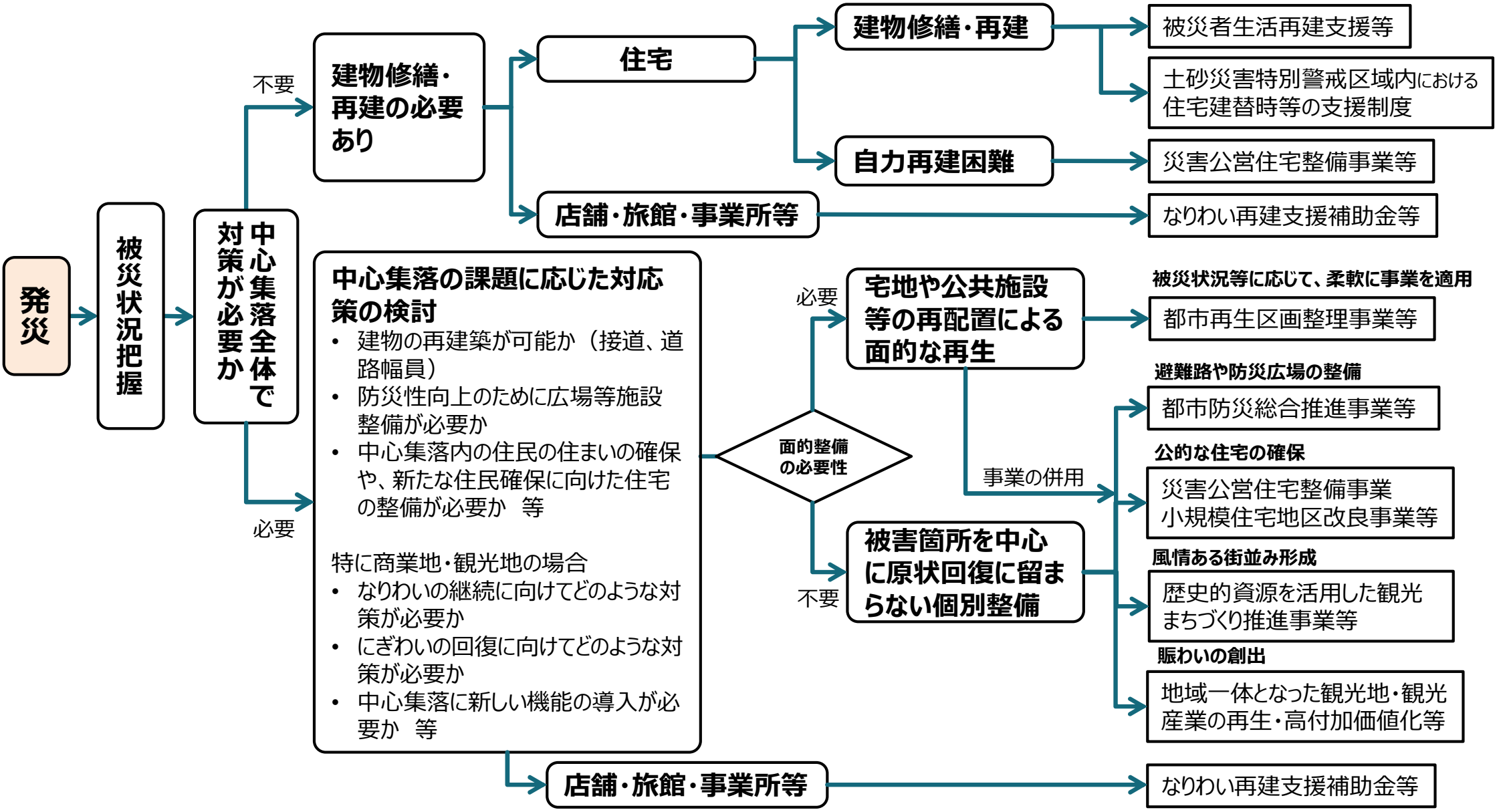


選択肢②の優位性

- 自力再建意向を持つ住民・事業者の速やかな再建・営業再開が可能
- 事業範囲が限定的で、合意形成を迅速に進めることができる

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

土砂災害・地震火災等による建物被害を受けた中心集落の再生検討フロー



復興まちづくりのための支援施策概要は、参考資料３に添付

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

④集落ごとの復興まちづくり計画の検討（集落再生の選択肢）：周辺集落、山間（奥部）



周辺集落、山間（奥部）で想定される主な被害

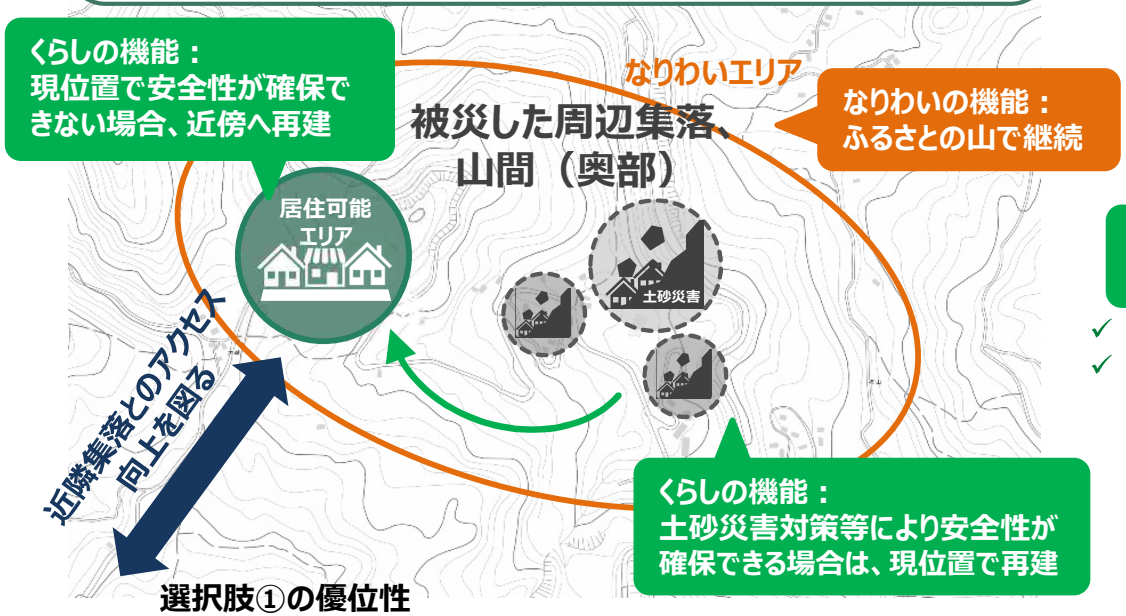
建物倒壊、土砂災害、河道閉塞などが想定される





選択肢の検討イメージ

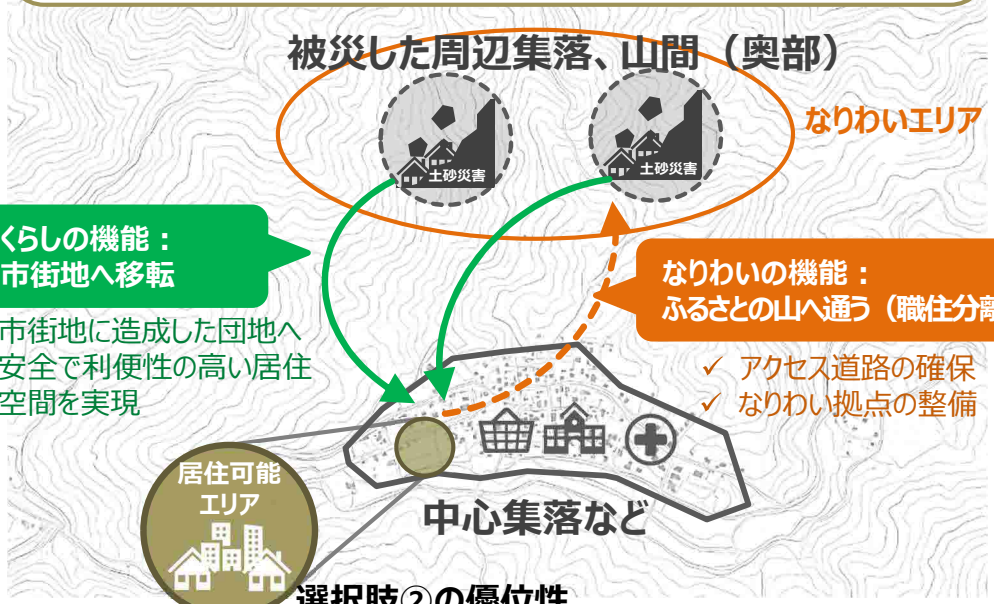
選択肢①　居住地・居住地周辺での再建



選択肢①の優位性

- 住み慣れた土地で生活と生業を継続できる
- 集落のコミュニティ、相互扶助機能の維持

選択肢②　居住地の移転による再建

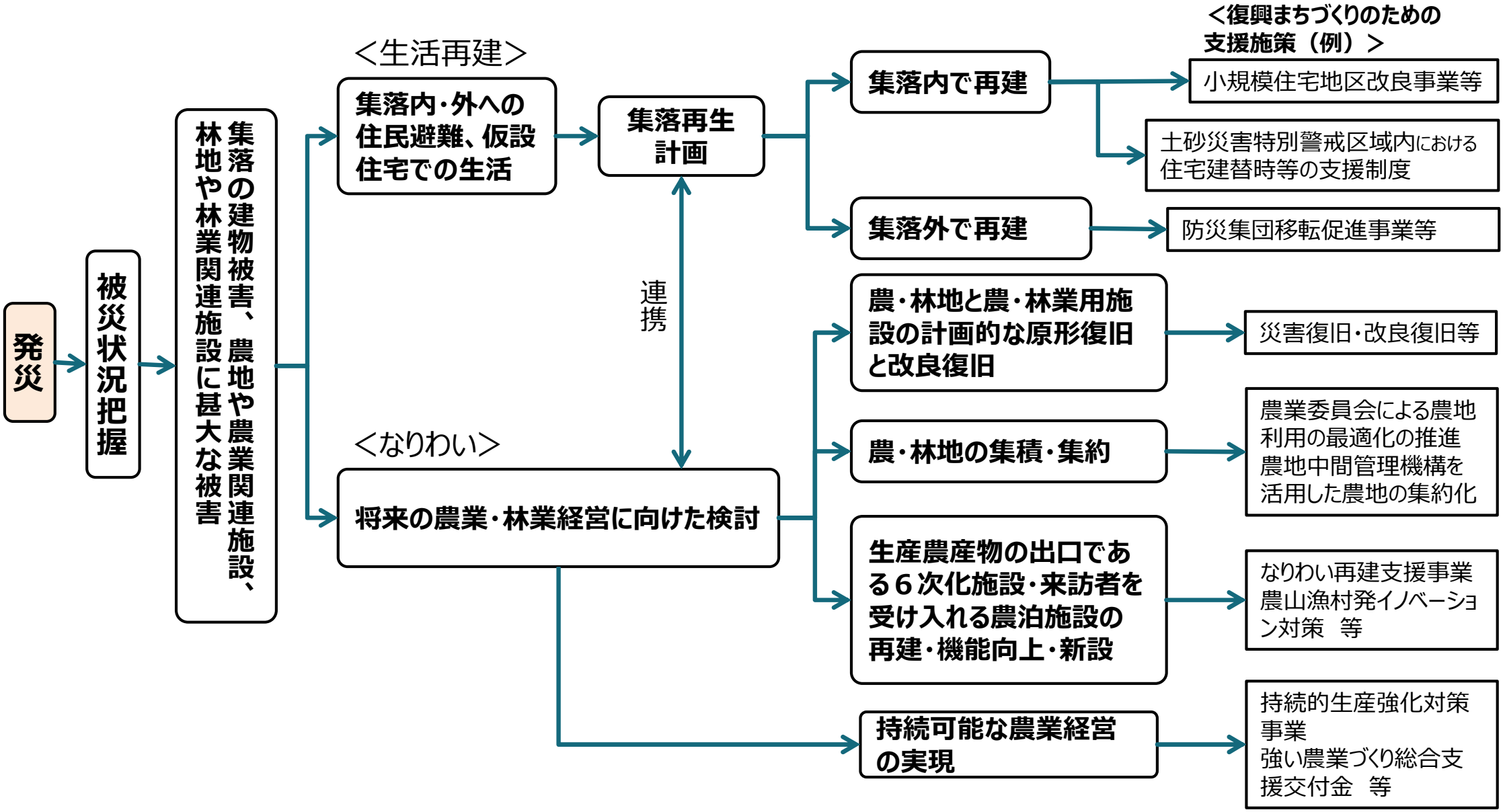


選択肢②の優位性

- 将来にわたって安全で利便性の高い居住空間を確保できる
- 林業・農業といった「動かせない土地」での生業を継続できる

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

土砂災害等による建物等の被害を受けた周辺集落・山間（奥部）の再生検討フロー



復興まちづくりのための支援施策概要は、参考資料３に添付

3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

居住地・居住地周辺で再建した集落の事例

Column：平成16年新潟中越地震

住民の意思が形成されたプロセス

「山古志へ帰る」という強い意志

多くの住民が抱いた最も強い思いは、「山古志へ帰る」という純粋な愛着と意志であった。震災の惨状をヘリコプターから見た子どもたちが「それでも帰りたい」と口にしたことが、その親たちに「子どもたちがそう言うんだったら、俺たちももう1回一苦労してみようか」と決意させる大きなきっかけとなった。



写真出典：やまこし復興交流館おらたる展示物

仮設住宅におけるコミュニティ維持の工夫

仮設住宅の建設にあたり、元の集落単位を維持し、誰が誰の隣人になるかまでを事前に決定した上で入居割り当てを行った。団地内には駐在所や診療所、社協などを移転させて生活機能を確保するとともに、希望者には「生きがい農園」を提供することで、住民の経済的負担の軽減、日々の生活リズムの維持、そして交流の促進が図られた。



位置図

青木勝氏（元山古志村総務課長）ヒアリング調査より（令和7年9月）

資料2 P.3「新潟県長岡市（旧山古志村）の事例」参照»

Column：平成28年熊本地震

地域として「何を大切に残すか」という価値観の共有

震災復興を通じて失ってしまったもの

震災後の復興事業を振り返ると、地域の歴史や文化の一部が失われたと感じている。

- 永年にわたって築かれ風景の一部であった石積みや建物基礎の石材を廃棄してしまった
- 応急危険度判定の「赤紙」を「真に危険な建物」であると誤解し、修復できる良質な住宅までもが公費解体の対象になった

地域のアイデンティティを守るために、事前にできること

災害復興の過程で地域のアイデンティティが失われることを防ぐには、発災前に「地域で守り、残していくもの」に対する価値観を共有しておくことが重要である。

地域の歴史的な建物、美しい石垣、集落の原風景は、一度失われると二度と元には戻らない地域の財産である。平時からハザードマップだけでなく「地域の宝マップ」のようなものを作成し、守るべきものについての住民合意を形成する必要がある。この事前合意が、発災後の混乱の中で地域のアイデンティティを守り、より質の高い復興を実現するための拠り所となる。



位置図



阿蘇の美しい風景と大切畑集落

内田　安弘氏（元西原村副村長）ヒアリング調査より（令和7年9月）

資料2 P.12「熊本県阿蘇郡西原村の事例」参照»

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

移転した集落の事例

Column：平成16年新潟中越地震

復興のシンボルから世界を魅了するNISHIKIGOIへ

養鯉業は、震災により養鯉池や越冬施設が損傷するなど、深刻な打撃を受けた。しかし、その苦難を乗り越えた錦鯉は、復興の象徴、そして地域の宝として小千谷市を代表するシンボルとなっている。現在、錦鯉は、海外の愛好家にも広く親しまれる国際的な産業へと発展し、その成長は目覚ましい。錦鯉は、新潟県の令和6年度県産農林水産物（一次産品）の輸出額において、全体の62.9%（39.0億円）を占め、県を代表する米36.3%（22.5億円）を大きく上回っている。



位置図



小千谷市塩谷集落の養鯉池と施設

佐藤　瑞穂氏（小千谷市議会議員　元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）

資料2 P. 6「新潟県小千谷市の事例」参照»

Column：平成16年新潟中越地震

長岡市（旧川口町）小高集落におけるコミュニティの再構築

集落に合わせた柔軟な選択肢

旧川口町小高地区は、町南部の中山間地域に位置する。被害は、25世帯の集落が全壊24戸、大規模半壊１戸と壊滅的なものであった。この地区は、地すべり防止区域であり、集落の上流部には、崩壊した土砂によって河川が堰き止められる土砂ダムが発生したことなどから、集落の集団移転を決定した。

移転先における「心の拠り所」の再建

集団移転を選択した小高地区では、住民の精神的な結びつきを維持するため、元の集落にあった薬師堂を移転先に再建した。この薬師堂は、住民が再び集う「心の拠り所」となり、新たな地域コミュニティを形成していく上で重要な役割を果たした。

阪神・淡路大震災の教訓を生かしたコミュニティの維持

過去の震災の教訓から、物理的な住宅の再建と同時に、コミュニティの「分断」を防ぐことが最重要課題の一つとされた。 このため、仮設住宅と復興住宅の建設においては、従来の世帯ごと・抽選による配置ではなく、元の集落コミュニティがそのまま維持できるよう「集落単位」でまとまって入居できるような配慮がなされた。



位置図



移転先に再建された薬師堂

中林　道泰氏（NPO法人くらしサポート越後川口　元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

⑤各エリアを繋ぐインフラ・ネットワーク

水道（上下水）インフラの強靱化

水道インフラ（上下水）が寸断され、断水や下水処理の機能不全が長期化すれば、住民生活が困難なことによる帰還の遅れ、現地での支援作業の遅れなど、復興の長期化と住民の地域外流出に直結する。老朽化対策、耐震化、集落単位の上下水インフラ整備（自律分散化）などの強靱化を推進する。

道路インフラの強靱化

道路が寸断されれば、人・モノの円滑な移動に大きく影響するため、災害に強い道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強や老朽化対策などの推進によりインフラの強靱化を図る。

路線の優先度の検討と事前共有

道路等のインフラは、国、県、市町村など所管が分かれて管理されている。しかし、ひとたび発災すれば、所管に関わらず、住民の生活再建や地域産業の再生（例：基幹産品である柚子の出荷ルート確保）にとって不可欠な「生命線」となる路線・施設が存在する。このため、市町村は、平時から国や県、地域住民、事業者と連携し、地域の実情に即した優先復旧インフラ（路線等）をあらかじめ検討し、地域としての合意形成を図っておく必要がある。

段階的な道路復旧の検討

災害からの復旧は、必ずしも時間とコストを要する「全面的な本復旧」のみが選択肢ではない。住民の早期帰還や、なりわいの継続といった目的を達成するため、最低限の機能を確保するための復旧レベルを事前に検討しておくことが望ましい。

本復旧： 災害前と同等以上の恒久的な復旧。
最低限の機能の確保を主眼とした応急復旧： 幅員や舗装は限定的でも、四輪駆動車などが通行可能な状態を迅速に確保する復旧。
仮復旧： 仮設の橋や道路による一時的な復旧

地域の実情に応じた移動手段の確保

市町村営型交通の導入等、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取り組みを推進する。

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

⑥都市部との連携

中山間地域は孤立して存在するのではなく、都市部との相互依存関係にある。この関係性を平時から強化し、災害時に生かす視点が不可欠である。

中山間地域と都市部の役割

- 中山間地域は、国土保全や食料・水の供給拠点としての役割を担う。
- 都市部は、経済・消費を支え、多様な人材・物資・情報の供給拠点となる。



災害時の連携

- 高知県は、南海トラフ地震発生時に沿岸の都市部で甚大な津波被害が想定される。
- 津波のない中山間地域は、土砂災害などで自らも被災するなか、復興支援の人的・物的リソースが滞在する支援拠点の役割を担う可能性がある。
- 被災した中山間地域の復興は、県外の都市部から、復興支援の人材・物資を受け入れて早期の復興を目指す必要がある。

平時からの連携

- 災害時の連携は、平時の交流による顔の見える関係が土台となる。
- 交流事業（農業体験等）や経済連携（産直等）を通じ、地域と多様に関わる「関係人口」を増やすことが重要である。
- 多様な主体が交わる「プラットフォーム」を平時から用意しておく必要がある。

3．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

都市部との連携における事例

Column：平成16年新潟中越地震

復興支援員の役割と活動

地域復興支援員制度の創設

「地域復興支援員制度」は、新潟県の復興基金を活用し全国初の制度として創設された。長岡市旧川口町は、その先駆けとなった。復興支援員は、行政と住民の間に入り、両者の橋渡し役を担った。住民との対話は、説明会のような一方通行の形式ではなく、膝を突き合わせて行った。復興事業に関する制度を住民に分かりやすく噛み砕いて説明したり、住民の意見を集約して行政に届けたりするなど、伴走型の支援を展開した。

田麦山地区の住民の主体性醸成と伝統芸能の復活

田麦山地区は、地震で建物の9割5分が全壊する壊滅的な被害を受けた。集落再生に向けたデザイン策定事業が開始されたが、当初は住民の否定的な意見もあり活動は停滞した。しかし、復興支援員やコンサルタントを交えたワークショップを重ねた結果、「自分たちの村をどうしたいか」という住民の主体性が引き出された。最終的に、廃校を活動拠点として整備し、途絶えていた伝統芸能を50年ぶりに復活させるなど、住民主体のまちづくりが実現した。

外部との連携がもたらした住民の意識変化

震災前の状況

旧川口町は、中山間地域に多くの集落が立地している。集落の住民の多くは、なにか問題が起これば行政に頼るという「行政依存」の考え方を持っていた。

危機感の共有と「ふるさとへの思い」の顕在化

住民の意識は、震災を機に大きく変化したと感じている。その要因は、被災によって若者世代の流出や人口減少が加速し、「このままでは集落がなくなってしまう」という危機感が共有されたことにある。住民は、なぜこの場所に住み続けたいのかを自問し、「ふるさとへの思い」やアイデンティティを再認識するきっかけとなった。

外部との連携がもたらした「よそ者の視点」

旧川口町は、延べ1万2,000人以上のボランティアの支援を受けた。当初住民は、外部の人間を受け入れることに抵抗感を持っていた。住民意識の変化は、復興支援員も交えた交流が深まるにつれ顕在化した。住民が当たり前だと思っていた雪国の暮らしや文化は、「地域の宝（資源）」であることに気づかされ、宝を活かす発想が生まれた。そのきっかけは、学生ボランティアなどからの素朴な質問から始まる対話であった。この「よそ者の視点」は、復興まちづくりへの新たな活力を生んだ。

中林　道泰氏（NPO法人くらしサポート越後川口　元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）

Column：平成16年新潟中越地震

復興後期の活動支援を通じて

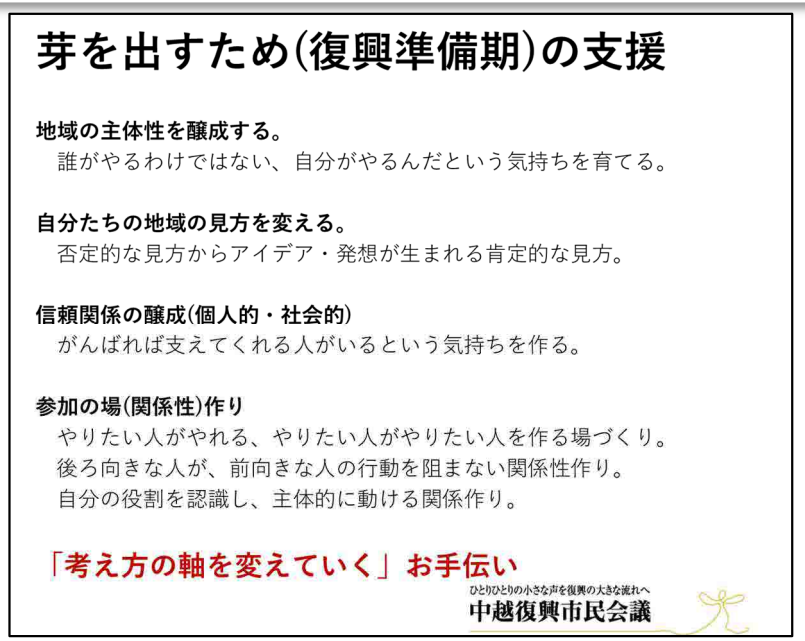
復興支援員の立場と役割

復興支援員の活動は、震災から8～9年が経過した時期に経験した。復興のハード対策は、ほぼ完了していた。主な業務は、首都圏などからの外部人材の受入などを担った。支援員は、県の復興基金を財源とする財団から雇用され、現在の「地域おこし協力隊」のような立場であった。イベント開催以外の平日は、高齢者との膝をつき合わせたコミュニケーションが主となり、地域の困りごとや情報を集約し、行政と地域をつなぐ役割を果たした。

活動を通じて感じた集落の変化

震災は、多大な被害をもたらした。一方で、「地震があったから活性化した」という側面は事実として存在する。震災前の集落は、閉鎖的な面があったが、ボランティアや物資の受け入れを通じて外部と関わらざるを得なくなった結果、地域が開かれるという変化があった。震災復興という極限状況を乗り越えた住民は、修羅場をくぐり抜けた人たちが有する独特の懐の広さ、他者を受け入れる度量が備わっていたと感じている。

佐藤　瑞穂氏（小千谷市議会議員　元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）



出典：中越地震の復興プロセス　兵庫県立大学大学院　澤田雅浩

４．中山間地域で活用できる復興事業

①被災後の復興事業

中山間地域において復興まちづくりの検討を行うにあたって現時点で参考となる資料は、以下に取りまとめられている。別冊施策関係資料集には、適用できる可能性がある施策の概要が示されている。市町村において、対象集落の復興まちづくりを検討する際に、地域住民の思いを実現するための手段として参考となる。 本資料のP.8、P.10に示す集落の再生検討フローに記載した復興まちづくりのための支援施策（例）は、参考資料３に概要を添付した。

復興まちづくりに当たっての参考資料 ～令和６年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～

令和６年２月２２日 内閣府

石川県において復興のビジョンが策定され、それも踏まえて市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組まれるに当たって参考となるよう、被害の状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理したもの

- 別冊施策関係資料集

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/fukko_machidukuri.html

②事前復興として活用できる事業

事前復興まちづくり計画の取組を通じて、被災後の復旧・復興事業の迅速化に繋がる事業や、地域の様々な思いを実現できる事業の掘り起こしを進めていく必要がある。

例えば、土地の境界等が明確になることで、被災後の復旧・復興事業の迅速化が可能となる。国土交通省では、災害のおそれのある地域での地籍調査を重点的に支援することとしている。

また、「被災が想定されている山沿いの災害リスクの高いエリアから安全な場所にあらかじめ移転したい」との意見が挙げられた場合に、選択肢となりうる事業として以下が挙げられる。

- 防災集団移転促進事業
- 小規模住宅地区改良事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業

資料４

高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針
（イメージ）

令和８年○月

高知県危機管理部　南海トラフ地震対策課

目 次

第 1 章　事前に復興まちづくり計画を策定する必要性 1

1. 中山間地域で想定される事態 1
2. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景 2
3. 中山間地域が目指す将来像 5
4. 指針の位置付け 6

第 2 章　高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念 7

1. 高知県中山間地域の特性 7
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念 7

第 3 章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ 8

1. 空間単位と災害リスクに応じた事例の整理 8
2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例 8

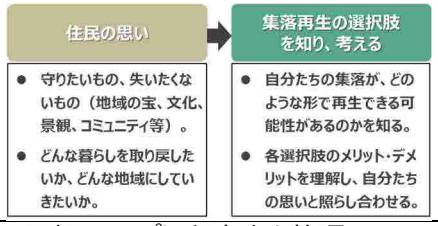
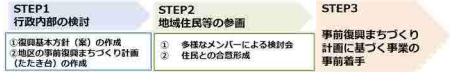
第 4 章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方 9

1. 中山間地域における復興まちづくりの目標 9
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方 9
3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性 9
4. 中山間地域で活用できる事業 9

第 5 章　市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方 10

1. 事前復興まちづくり計画の位置付け 10
2. 取組の手順 10
3. STEP1　行政内部の検討 10
4. STEP2　地域住民等の参画 10
5. STEP3　事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手 10

中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の使い方

市町村職員の疑問	参照する指針の章		概要
なぜ事前に取り組む必要があるか？	第１章 p.1～	事前に復興まちづくり計画を策定する必要性	南海トラフ地震によって直面することが想定される事態 ● まちづくりや振興に向けた計画に織り込まれていない急激な人口減少 ● 地域が持つ潜在的な問題点が顕在化・加速化 目的：事前の取組によって目指す将来像を実現 ● スマートシュリンク（賢い縮小）の考えに基づいたより良い復興
何を柱にして復興を考えればよいか？	第２章 p.	高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念	５つの柱で構成 ● 命を守る ● 生活を再建する ● なりわいを再生する ● 歴史･文化を継承する ● 地域の課題等の解決につなげる 
どのような災害からの復興をイメージすればよいか？	第３章 p.	地震等による大規模災害の復興から学ぶ	自らの市町村において ● 対象と考える集落、想定される災害をイメージする ▼ 事例の中から ● 類似した事例をピックアップし、復興のプロセスや選択肢を知る
どのような考え方で復興まちづくり計画を作成すればよいか？	第４章 p.	中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方	第３章を参考として ● 市町村の復興基本方針 ● 集落再生の選択肢について考える 
どのように取組を進めればよいか？	第５章 p.	市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方	３つの取組ステップや留意点を整理 沿岸地域の取組先行事例をフィードバック 

第1章　事前に復興まちづくり計画を策定する必要性

1. 中山間地域で想定される事態

大規模災害発生時には、行政は人命を最優先にした業務に追われ、さらに災害対応の業務量が増加する中で、住民に復興まちづくり計画を示し、合意形成を図る必要がある。

南海トラフ地震では、被害が広範囲に及び、沿岸部では津波による壊滅的な被害が想定され、中山間地域では、支援の遅れなどによって復興計画の策定や事業の実施の遅れが懸念される。

地域の復興に時間を要すると、避難先でそのまま定住する事態を招くなど、地域の活力が低下し、まちづくりや振興に向けた計画に織り込まれていない急激な人口減少に伴い、地域が持つ潜在的な問題点が顕在化・加速化することが想定される。

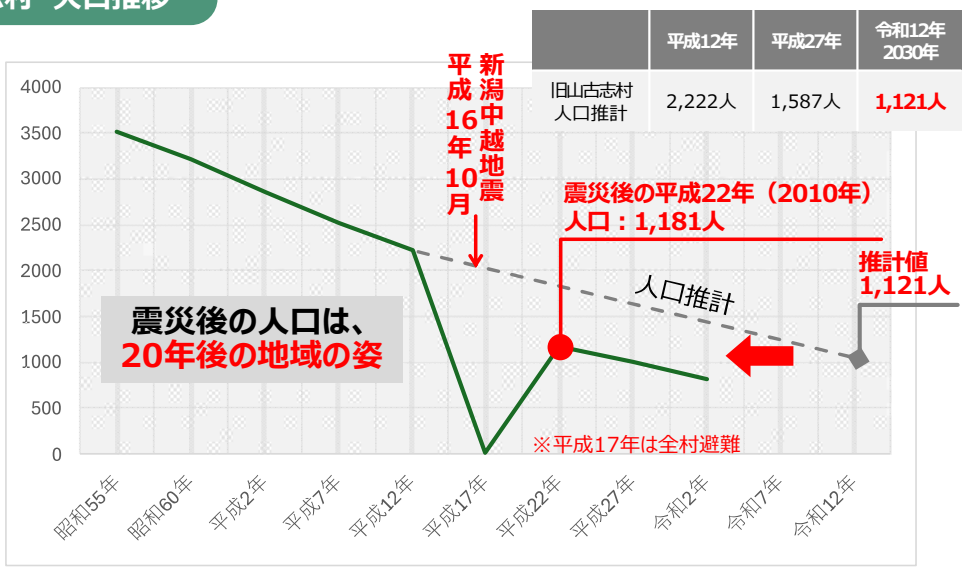
事例：新潟中越地震における旧山古志村の事例

旧山古志村の復興スケジュール

流れ	時期
新潟中越地震発生･孤立	平成 16 年 10 月 23 日
地域外（長岡市内）の避難所	平成 16 年 10 月 25 日～
地域外（長岡市内）の仮設住宅	平成 16 年 12 月 21 日～
長岡市に合併	平成 17 年 4 月
山古志復興新ビジョン策定	平成 17 年 5 月 16 日
長岡市復興計画策定	平成 18 年 8 月
集落再生計画策定	平成 18 年 10 月～
基盤整備	平成 19 年 3 月～
住宅再建	平成 19 年 7 月～
入居	平成 19 年 10 月～

被災から復興（帰村）に**3年間**を要した

旧山古志村　人口推移



人口推移の出典：国勢調査
人口推計の出典：国立社会保障･人口問題研究所：日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）

2. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景

(1) 過去の教訓と沿岸地域での先行の取組

東日本大震災の被災市町村では、応急復旧などに追われる中、復興まちづくり計画の策定に時間を要し、復興事業の着手が遅れた。このことにより地域の活力が失われ、被災市町村では、10年間で人口が最大約40%減少している。

この教訓を踏まえ、本県では、南海トラフ地震発生後に、速やかに復興事業に着手できるよう、令和4年度から、沿岸19市町村で「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組んでいる。

(2) 能登半島地震も含めた「中山間地域の主な課題」

能登半島地震では、過疎化が進む半島部という事情から、倒壊家屋の処理やインフラの復旧に時間を要しており、復興の遅れによる人口流出が懸念されている。

土砂災害特別警戒区域が広がる本県の中山間地域においても、南海トラフ地震発生時に同様の事態が想定される。

このことから、本県への示唆として、中山間地域における「事前の備え」の必要性を改めて認識し、**「中山間地域へ事前復興を拡大」**するため、本年度、中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針を作成することとした。

奥能登地域の復興計画策定状況

自治体名	計画	策定日
輪島市	輪島市復興まちづくり計画	令和７年２月
珠洲市	珠洲市復興計画	令和７年２月
能登町	能登町復興計画	令和７年２月
穴水町	穴水町復興計画	令和６年12月

計画策定には、1年以上を要している

中山間地域へ事前復興を拡大 ▶ **中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針**を作成

住民の意思形成



「被災後も地元に住み続ける」という意思を育むための将来像を共有

複合課題への対応



防災の視点に加え、持続可能なまちづくり（社会課題）の視点も導入

発災前の事業着手



究極の事前防災として、実施可能な事業を発災前に着手

大規模災害後を見据え、中山間地域が抱える課題に対応し、持続可能な地域社会を構築するための将来像をあらかじめ計画

事例：令和６年能登半島地震－被災概要と人口推移－

被災概要

- 令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方にてマグニチュード 7.6、最大震度 7 の地震が発生
- 令和 7 年 8 月 5 日時点で**死者 634 名**（うち災害関連死 406 名）、**家屋の全壊約 6,500 棟**、半壊約 24,000 棟という被害が発生
- **建物被害**に加えて、**土砂災害**による**道路の寸断や集落の孤立**など、中山間地域特有の被害が発生
- 国土交通省によると、土砂災害発生箇所は計 455 箇所（令和 7 年 6 月 10 日時点）であり、発生箇所の **82%が土砂災害警戒区域等に指定された箇所**

出典：内閣府防災情報のページ

大規模な土砂災害



輪島市市ノ瀬町　令和 6 年 4 月 12 日撮影

木造家屋の倒壊



輪島市門前町黒島　重要伝統的建造物群保存地区
令和 6 年 4 月 9 日撮影

地震火災



輪島市河井町　朝市地区　令和 6 年 4 月 7 日撮影

地盤の液状化による被害



内灘町　令和 6 年 4 月 9 日撮影

奥能登地域の震災前と震災後の人口推移

自治体名	震災後人口 令和7年6月	震災前人口 令和6年1月	減少率
輪島市	19,080	21,903	-12.9
珠洲市	10,092	11,721	-13.9
能登町	13,133	14,277	-8.2
穴水町	6,747	7,312	-7.7
	49,052	55,213	**-11.2**

出典：いしかわ統計指標ランド　石川県総務部

<人口減少の要因>

- ○ 住宅の全半壊、集落の孤立化によって住民の多くが地区外への避難を余儀なくされた
- ○ 一部報道では 3 割の人口流出があったとされた
- ○ 被災した住宅の公費解体は、石川県で約 4 万棟の申請があり、解体の進捗は、68.8%（令和 7 年 5 月末）と時間を要している
- ○ 資材高騰や人手不足による住宅整備の遅れも懸念される
- ○ 復興に向けて住まいの確保が課題となっている

高知県と石川県の比較

下表は高知県と石川県の比較である。特に注目いただきたいのは、高齢化率、孤立可能性集落数、可住地面積割合、土砂災害特別警戒区域箇所数について、本県の方が厳しい数値となっている。

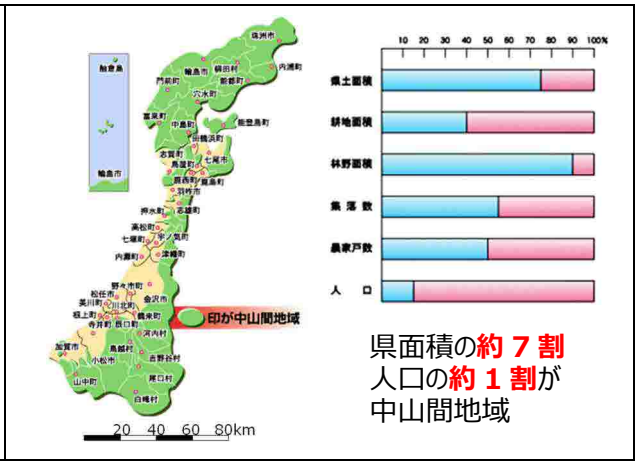
高知県		石川県
7,102	面積（km²）	4,185
666	人口（千人）1)	1,109
36.3%	高齢化率 1)	30.5%
827	孤立可能性集落数（農業集落）2)	33 (R6 能登半島地震)
16.0%	可住地面積割合 3)	31.6%
18,581[4)]	土砂災害特別警戒区域指定箇所数	3,579[5)]

出典：1）令和６年版高齢社会白書　内閣府、2）南海トラフ地震の被害想定　内閣府
3）e-Stat 政府統計ポータルサイト　4）高知県土木部防災砂防課　5）石川県土木部砂防課

高知県と石川県の中山間地域の状況

本県は、面積の約９割、人口の約４割が中山間地域である。一方、石川県は、面積の約７割、人口の約１割が中山間地域となっている。本県は石川県と比較しても、中山間地域の面積や人口の割合が多く、能登半島地震以上に、被害が大きくなる可能性がある。





中山間地域を象徴する景観や歴史文化

農林水産省「つなぐ棚田遺産」認定



高知県の棚田の風景

出典：本山町ホームページ

世界農業遺産「能登の里山里海」



石川県最大の羽咋市神子原の棚田

出典：羽咋市観光協会ホームページ

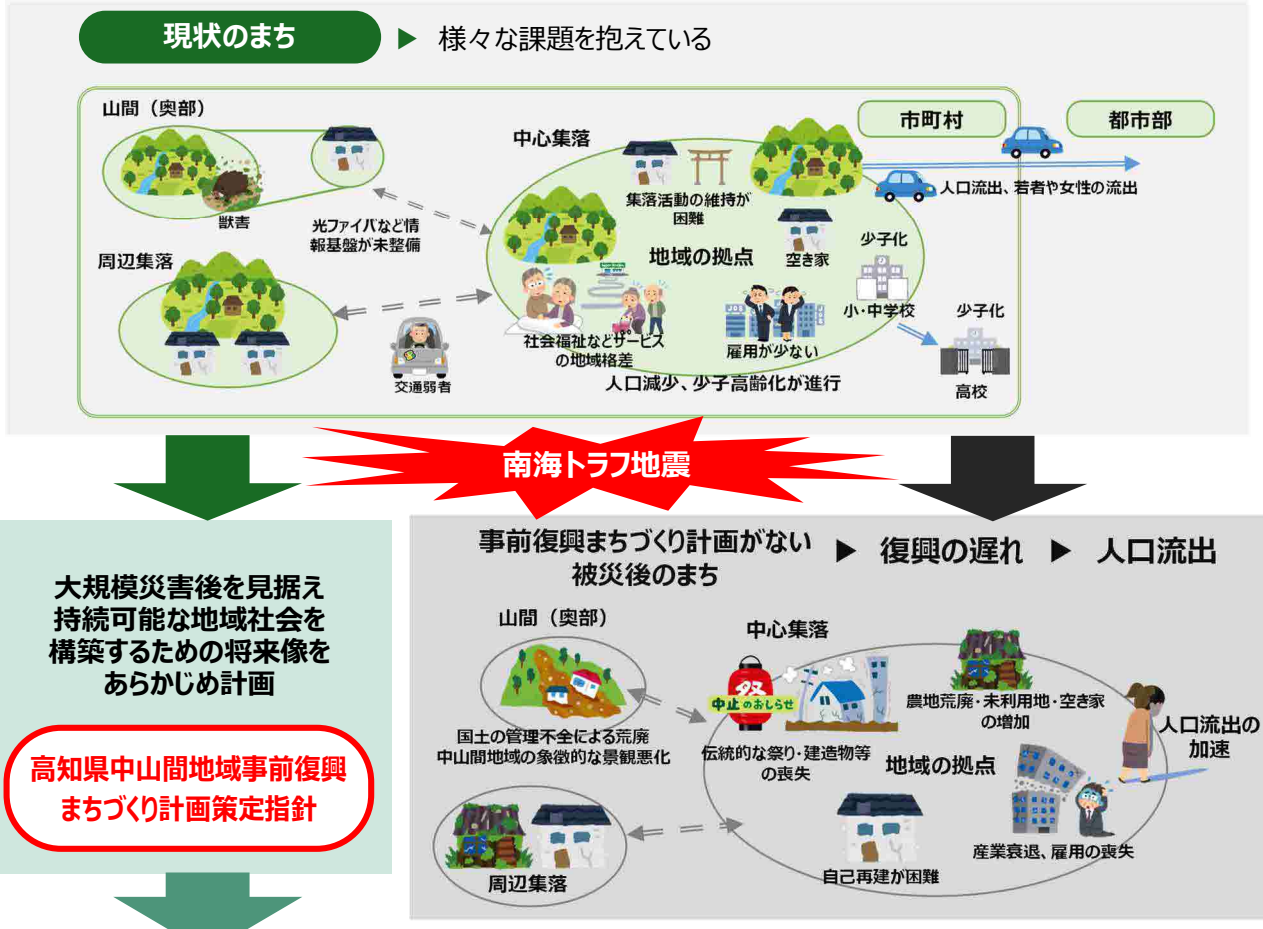
3. 中山間地域が目指す将来像

現状のまちは、人口減少や少子高齢化により、くらしのサービス維持が困難なことなど、様々な課題を抱えている。

「事前の備え」がない状態で、南海トラフ地震が発生すると、復興の遅れにより、人口の流出など、平時から抱えるまちの問題が一気に顕在化・加速化することが懸念される。

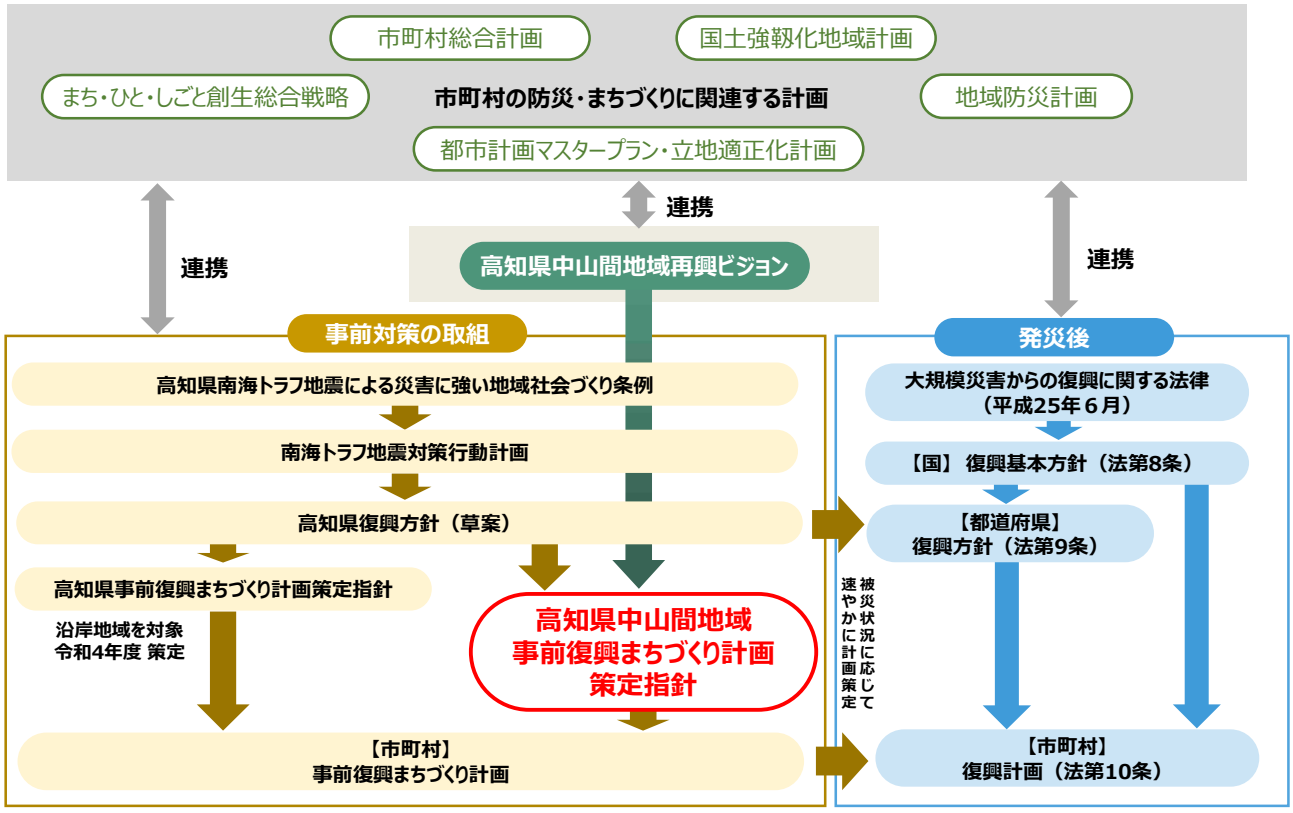
「指針」は、大規模災害後を見据え、持続可能な地域社会を構築するための将来像をあらかじめ計画するものである。

中山間地域として、市町村の上位計画で描くまちの姿や、県の中山間地域再興ビジョンのほか、防災対策にとどまらず、スマートシュリンクの考えに基づいた、より良い復興により、目指す将来像が実現できる内容とする。



4. 指針の位置付け

本指針は、市町村の防災・まちづくりに関連する上位計画や高知県中山間地域再開ビジョンと連携したものである。



第2章　高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念

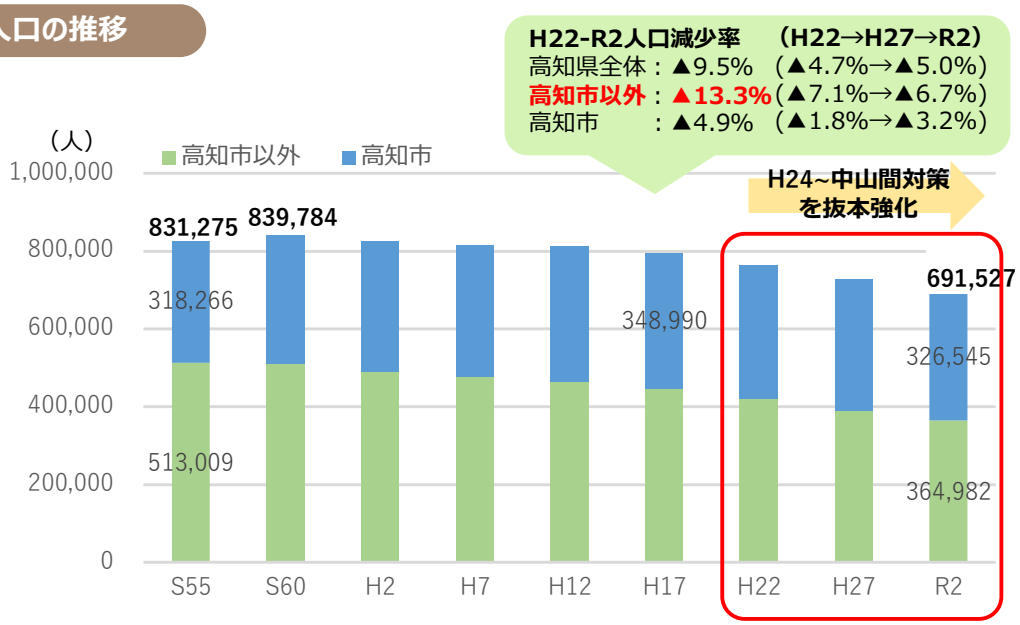
1. 高知県中山間地域の特性

(1) 高知県中山間地域の現状

本県の中山間地域の現状として、これまで幅広い分野で様々な施策を推進してきたことによる成果が得られた一方で、人口減少や少子高齢化には歯止めがかかっていないことなどの問題を抱えている。

本県の高知市以外の人口は昭和 55 年以降減少が続いており、減少率は、高知市を除くと、県全体を上回る 13.3%となっている。

人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

また、集落実態調査の結果では、集落の代表者から見た集落の課題として多くの方が、人口減少や集落全体で衰退していると回答した。

令和３年度　高知県集落実態調査の結果

問　集落代表者から見た集落の課題：集落で困っていること（課題や悩み）
「人口減少」：**68.8%**　「地域に若者がいない」：**55.2%**「集落活動の担い手不足」：**45.5%**
「集落長のなり手（ﾘｰﾀﾞｰ）がいない」：**35.4%**

問　集落代表者から見た集落の課題：およそ 10 年後の集落の姿について
「集落全体で衰退していると思う」：**67.2%**「このまま変わらない」：**17.8%**
「集落内の一部の地域（小集落）が消滅していると思う」：**8.1%**「集落全体が消滅していると思う」：**4.8%**

出典：高知県中山間地域再興ビジョン Ver. 2

(2) 南海トラフ地震の被害想定

本県は、山地面積比が約 85%[1]と山地が多く、平坦な土地が少ないため、がけや谷の近くに建物が多く立地している。

県内には、約２万箇所の土砂災害警戒区域があり、加えて、可住地面積に対する土砂災害警戒区域の数は、全国トップクラス[2]という状況にある。

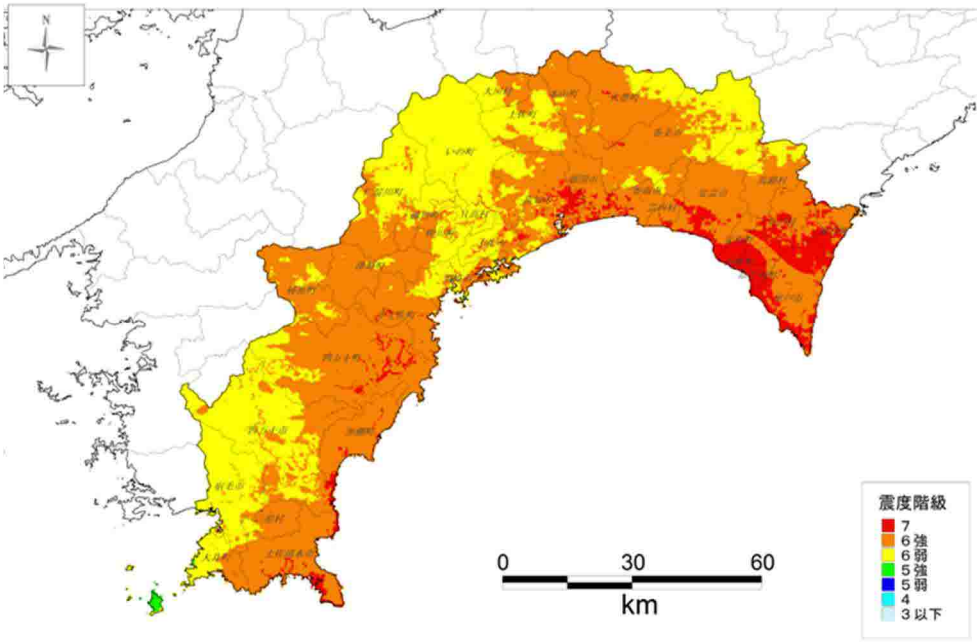
このような地形的特徴と建物の立地状況に加え、地域を結ぶ道路も土砂災害に対して脆弱であることから、中山間地域は孤立するリスクが高い状況である。



中山間地域の状況

出典：1）第六十五回日本統計年鑑　平成 28 年より算出した値
2）高知県土木部防災砂防課ホームページ

■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



建物被害（棟）		人的被害（死者数　人）	
揺れ	80,000	建物倒壊	5,200
急傾斜地崩壊	710	急傾斜地崩壊	110
地震火災	5,500	地震火災	500
液状化	1,100		

出典：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 25 年５月）

事例：四国山地での大規模土砂災害事例

四国の地質は非常に複雑で脆弱である。このような地形・地質特性に加え、梅雨の時期や台風シーズンには集中豪雨を受けやすく、土砂災害のリスクが高い状況である。

下図は四国山地での大規模土砂災害事例を示したものである。赤枠で囲んでいるものは、地震動により大規模な土砂災害が発生した箇所である。

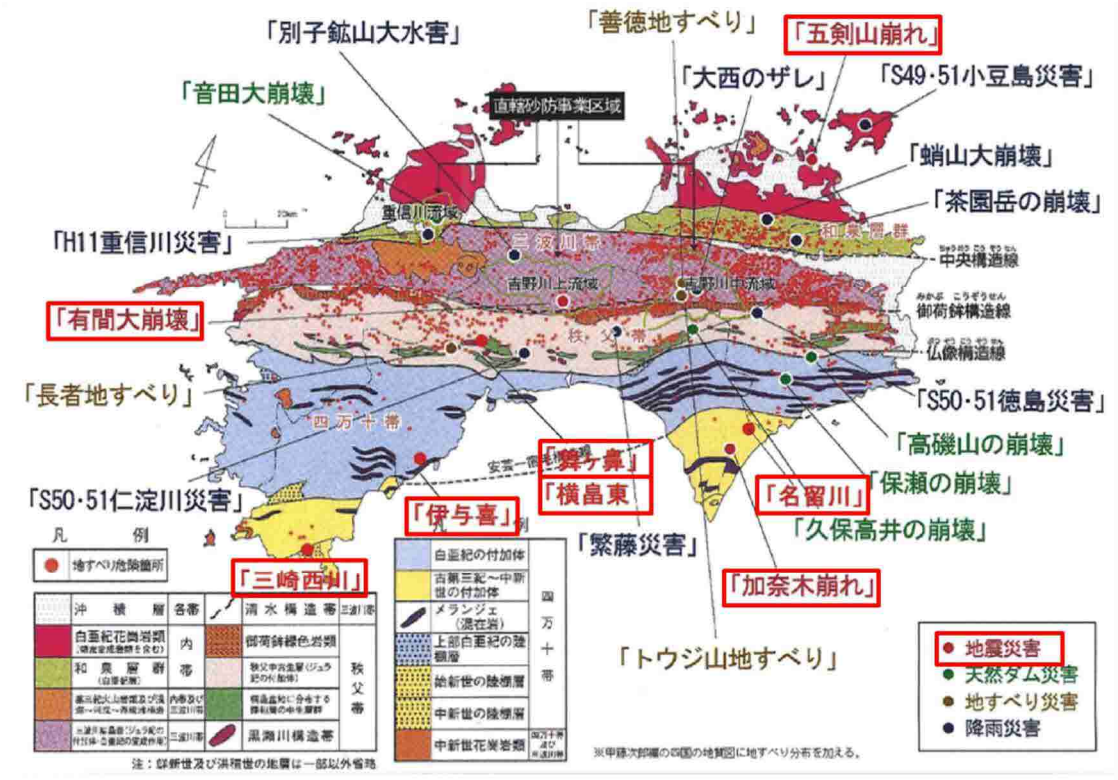


図5.1 四国山地での大規模土砂災害事例（国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所，2004に追記）（委員会第1班報告書，2013）

出典：土木情報サービスいさぼうネットに加筆

加奈木（かなぎ）崩れ（室戸市佐喜浜町）

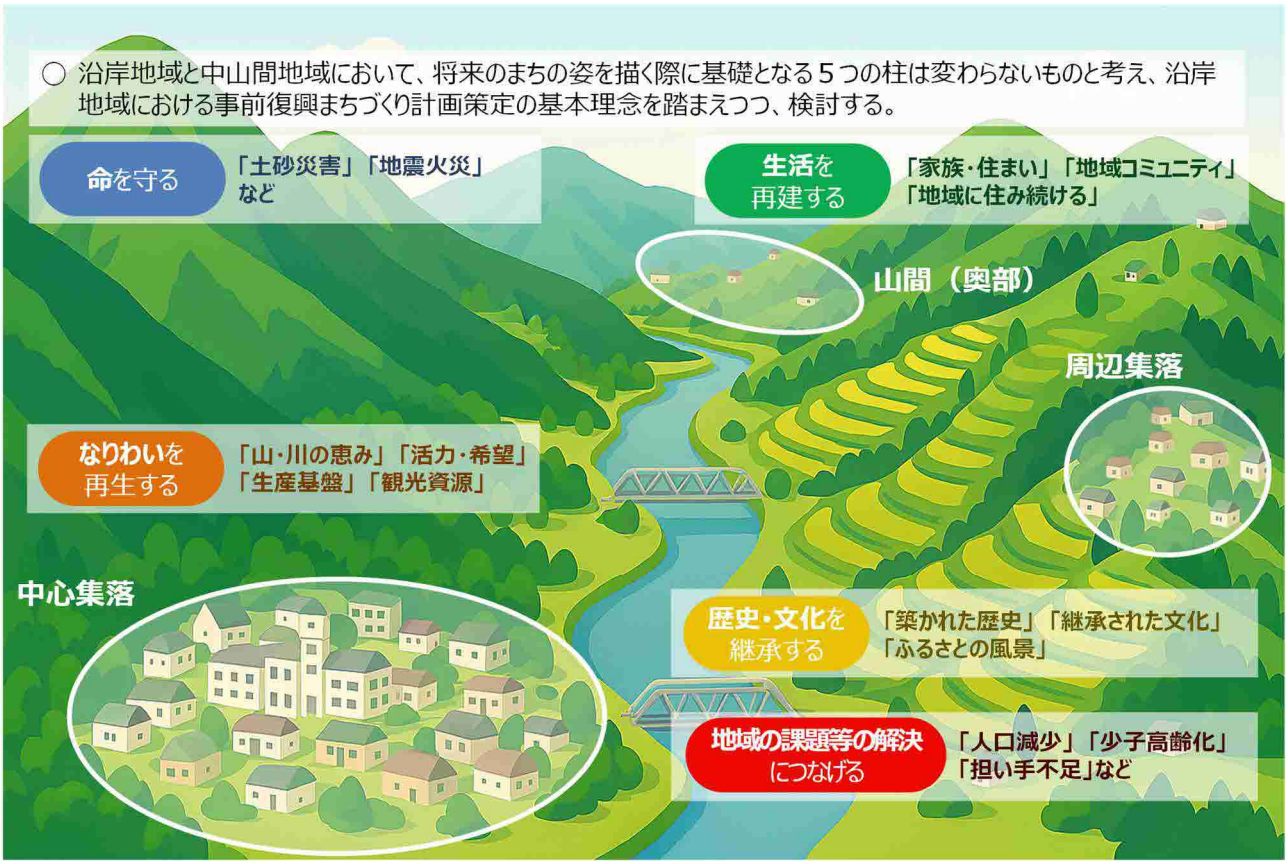
- 宝永４年（1707年）の地震によるものと伝えられている
- 45haにおよぶ大崩壊で、通称「加奈木のつえ」と呼ばれている
- 写真は昭和14年に撮影されたものであり、荒廃状況を見ても規模の大きさが伺える



出典：林野庁「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」

2. 中山間地域における基本理念

中山間地域の基本理念は、先行して取り組んでいる沿岸地域と中山間地域において、将来のまちの姿を描く際の基礎となる５つの柱は変わらないと考え、沿岸地域と同様に、「命を守る」、「生活を再建する」、「なりわいを再生する」、「歴史・文化を継承する」、「地域の課題等の解決につなげる」の５つの柱を基本理念として定めた。



参考資料1

第２回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

第１回検討会でのご意見への対応

令和７年11月20日
検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事１「中山間地域事前復興まちづくり計画の必要性」**
- **議事２「地震による大規模災害からの復興まちづくりの事例」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
1	澤田（雅）委員	復興のプロセス、時間軸について	• 大規模災害からの復興は、「どこに何を作るか」という空間的な計画だけでなく、「どのような順序で進めるか」という時間軸を考慮したプロセスも重要である。まず生活基盤の再建が不可欠であり、その上で産業や文化の復興に取り組む必要がある。 • 避難所から仮設住宅、住宅再建に至るコミュニティ維持の視点が重要である。これにより、持続可能な生活環境の選択肢を住民に提示し、合意形成を図るプロセスを計画に組み込むことが可能になる。	• 発災後のステージは、応急期、復旧期、復興期がある。本検討会では、中長期的な視点、復興まちづくり計画について議論していただく。 • フェーズの展開は、一体不可分ではあるが、短期的な時間軸に相当する応急期と復旧期については、既に各市町村が作成している「応急期機能配置計画」などの別の計画で取り組んでいく。 • 本検討会では、中長期的な時間軸に相当する復興期に絞って議論していただく。 • 発災から復興に至るプロセスは、参考資料として、発災から復興に至るタイムラインとしてお示しする。タイムラインは、仮設住宅や災害廃棄物仮置き場の配置を検討した応急期機能配置計画など、既存の計画との関連性を整理したものである。 （発災から復興に至るタイムライン参考資料2）
2	澤田（和）委員	〃	住民の生活再建を第一に考え、仮設住宅の建設地やがれきの仮置き場を事前に確保しておくことが重要である。南海トラフ地震は、東海地方から九州地方までの広域での被災が想定されているため、仮設住宅等の資材確保にあたって不安を感じている。	
3	原委員	〃	本計画は、どこまでの時間軸を考えるものなのか、明確にする必要がある。短期的、中長期的な視点を混同しないようにした方がよい。短期的には孤立の問題は重要であり、中長期的に考えると、商いや住まいなど生活に密接に関係する問題がある。	
4	牧委員長	〃	時間軸について、中長期の復興という視点は共有する必要がある。ただし、応急期に仮設住宅を建てた土地や、がれき置き場として使ってしまった土地は、復興住宅には使用できない。そのことを踏まえて事前に検討しておく必要がある。	
5	澤田（和）委員	〃	「創造的復興」という目標は、復興に限らずまちづくりの基本である。しかし、段階を踏んでそれを目指していかなければ、住民の理解が得られずギャップが生じることを懸念している。そのため、応急期、復旧期、復興期という「段階」を踏んだ計画であることを明確に示す必要がある。	
6	牧委員長	〃	「復興の時間軸」を図示して分かりやすくすることなど、実用性を高めるための工夫が必要である。	
7	澤田（和）委員	〃	東日本大震災で内陸部の遠野市が果たしたように、中山間地域が沿岸部の後方支援拠点として役割を担う視点も考えておく必要がある。	
8	村上委員代理	〃	計画の「時間軸」について、中山間で事前復興計画を作るのは初めてであることを踏まえ、災害がいつ来るかわからないなかで、計画を策定したら取組をすぐに始めるとの意気込みで、矢印の起点を早い段階から引き始めるように時間軸を設定するのがよいのではないか。	

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事１「中山間地域事前復興まちづくり計画の必要性」**
- **議事２「地震による大規模災害からの復興まちづくりの事例」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
9	澤田（雅）委員	地域が抱える課題解決の考え方	• 指針の検討にあたっては、現時点の人口推移に加えて将来到達するであろう現実的な人口規模を想定する必要がある。 • 大規模災害の発生は、人口減少をさらに加速させるリスク要因であり、計画策定においては、この点を考慮する必要がある。 • 人口減少そのものを解決すべき「課題」と設定すれば、解決策は非現実的な「人口増加」を目指すこととなり、対策が行き詰まるおそれがある。復興計画の目標は、人口を増やすことではなく、「人口が減っても質の高い生活を維持できる社会システムを構築すること」に置くべきである。	• 中山間地域事前復興まちづくり計画の目標は、「人口が減っても質の高い生活を維持できる社会システムを構築すること」である旨を計画策定の基本的な考え方として記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　1.中山間地域における事前復興まちづくりの目標　資料3　P2）
10	澤田（雅）委員	〃	「縮小」に対して「縮充（縮んで充実する）」という概念がある。これは、活動や居住エリアを凝縮させることで密度を高め、小さくても豊かなコミュニティを再構築する考え方である。	
11	原委員	〃	シュリンクという表現について、大規模な地震被害が起こると、大なり小なり痛みを受ける。それを元通りにすることは、極めて時間がかかることである。時間がかかる中においても、将来が見えると住民も希望が持てる。そのようなことを考えていくべきではないか。	
12	牧委員長	〃	中山間地域における大規模災害は、物理的な被害の特定が難しいなかで、地域が本来抱えていた医療や教育の問題など「社会的な課題を顕在化させる」ものであることを念頭に置く必要がある。	• 大規模災害後を見据え、持続可能な地域社会を構築するための将来像をあらかじめ計画しておく。 • それによって中山間地域が目指す将来像を実現するものである旨を記載する。 （第1章　事前に復興まちづくり計画を策定する必要性　3.中山間地域が目指す将来像） • 地域が抱える課題の把握と検討の方向性を記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性 資料3　P3～P15）
13	牧委員長	〃	人口減少下で「復興の担い手は誰なのか」という根源的な問題を考える必要がある。	

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事１「中山間地域事前復興まちづくり計画の必要性」**
- **議事２「地震による大規模災害からの復興まちづくりの事例」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
14	山﨑委員	災害リスク	• 中山間地域は、集落ごとに特性が大きく異なり、可住地が限られている点や被災想定の困難さから、全体を網羅した指針をまとめることは大変難しいと感じている。馬路村は、津波の直接的影響はないが、孤立への備えを重視している。 • 能登半島地震では、地震後に大雨による複合災害が発生している。被災状況を目の当たりにして、これまでの備えでは不十分と感じている。複合災害は、復興を一層厳しくするため、指針策定にあたっては、様々な事例を検討する必要がある。	• 多様な復興事例を収集整理する。（第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ　1.空間単位と災害リスクに応じた事例の整理　資料2 P2　） • 想定される災害リスク情報を重ね合わせ、見える化する。 • その上で、土地の特性に応じた安全な利活用を含めた復興事業を検討する旨を記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　2.中山間地域事前復興まちづくり計画の基本的な考え方　資料3　P2）
15	原委員	コミュニティの維持	新潟中越地震の事例について、当時の山古志村の村長と話をする機会があった。うまくいった点として、全村避難などの判断のプロセスが早かったこと、コミュニティが維持できたことを挙げられていた記憶がある。	• 発災後の判断を早く行うためにも事前復興まちづくり計画は役に立つと考える。 • 被災から復興までのプロセスにおけるコミュニティ維持の重要性について記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性　コラム　資料3　P11,12）
16	宇都宮委員	〃	コミュニティのあり方は、生業や文化と密接に結びついており、その地域性を踏まえた計画策定のプロセス（誰が、いつ、どこで考えるか）が重要である。	
17	原委員	なりわいの継続	高知県においても考えなければならない課題は、「なりわい」の継続である。地滑り等で土地そのものが失われるため、一次産業の再建が極めて困難になる。山古志村では、一次産業（稲作、鯉の養殖）が主ななりわいであり、利用可能な土地が少ない中で、その継続に苦労された。	• なりわいの再生に関する事例について記載する。（第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ　資料2　P8,P11） • なりわいを再生するための基本方針や再生検討のフローを記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性　資料3　P4,P8,P10

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事３「中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念」**
- **議事４「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
18	宇都宮委員	空間単位	中山間地域では、どこが被災するかわからない。また、中山間地域の多様性を踏まえて、計画の「空間単位」を検討する必要がある。	• 計画の単位について、抽象的ではあるが、指針では中心集落、周辺集落、山間（奥部）の3つのエリアに類型化し、それぞれの役割・機能を記載する。 • 中心集落は、役場周辺というイメージであるが、市町村の規模によっては、複数の中心集落がある。 • 一つの中心集落というイメージにこだわらず、地域によって様々な形を検討する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性　資料3　P5）
19	牧委員長	〃	基本理念のイメージ図に示された、中心集落、周辺集落、山間（奥部）について、中心集落は役場があるところ、周辺集落は、10軒から20軒程度の人家があり、奥部にも人家が点在する。高知県全域における、典型的な中山間地域のイメージと考えてよいか。	
20	宇都宮委員	歴史や文化の継承	指針の基本理念にある「歴史や文化の継承」を、少し発展的に復興の「軸」として据えるべきである。それが地域のアイデンティティや、地域づくりの意欲、再生のきっかけになる。最近の事例では、例えばアルバムや、写真、卒業証書、そのようなものを大事に洗浄するボランティアの方が次々と来られる。それが人間にとって大事なものであって、災害から復興するとき、あるいは人間が再生するときに大事なものになる。このような要素も事前復興まちづくり計画の中に組み込んでいただき、自分たちの町や村を自分たちで守るんだという、気持ちが伝わるような計画になればよいと考えている。	• 指針の基本理念や復興から学ぶ事例、計画の考え方の中でも、歴史や文化、地域への思いが復興の原動力となることを明確に位置付けて記載する。 （第2章　高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念） （第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ　資料2　P3ほか） （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　2.中山間地域事前復興まちづくり計画の基本的な考え方、３．集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性　資料3　P2,P4,P15）
21	牧委員長	〃	歴史文化という位置付けでよいが、いわゆる文化財というよりは、そこにお住まいの方の思い出、ここが好きだとか、そのような思いが生業や活力、希望に繋がる。復興計画の作成において、まず自分が住んでいる地域をどのように認識しているのか、何を大切だと思っているのかということを、しっかりと検討していただきたいと考えている。	
22	村上委員代理	〃	歴史や文化について、合併20周年の市史を新しく作成しようとしているところである。どのように文化や思い出を残すのか、との議論が始まっているところであり、事前復興と絡めることで立体的な計画にできるのではないかと考えている。	

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事３「中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念」**
- **議事４「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
23	原委員	まちの現状分析	指針の中に、各市町村のまちの現状（人口、産業など）を分析・把握する項目を入れるべきである。	• 将来の人口やなりわいに関する推計も分析したうえで計画を作成する旨を記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性 資料3　P3）
24	原委員	復興事例の掲載	資料２で示したように、参考となる過去の災害の具体的な事例を、コラム形式などで掲載することで分かりやすい指針になる。	• 過去の地震からの復興事例に限らず、豪雨や火災といった多様な災害からの復興事例を示して、どのような検討がなされたか、その後の課題のほか、関係者へのヒアリングに基づくコラムも含めて記載する。 （第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ　資料２　全般） （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性 資料3　P11,P12,P15）
25	山﨑委員	〃	沿岸部の津波による被災想定や移転などに対する事前の検討は、住民にとってもわかりやすい。一方で、中山間地域では、山古志村のような河道閉塞と土砂ダムの発生などの災害が、住民にとってわかりにくく、事前復興の検討に繋げることが難しいのではないかと懸念している。住民の理解を得るためには、多様な災害や復興事例の掲載が不可欠である。	
26	原委員	沿岸地域の取組事例	沿岸地域の取組事例では、行政職員の意識啓発が極めて役に立ったという方が多い。日常的には復興まちづくりに疎遠な職員の方もおり、職員の異動もある。そのような組織において、組織一丸となって取り組まないといけないとの啓発になる。ワークショップや職員の講習会など、沿岸地域の取組事例も加えればよいのではないか。	• 沿岸地域における行政内部の検討や、地域住民等の参画といった先進事例を記載する。 （第5章　市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方）

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事３「中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念」**
- **議事４「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
27	村上委員代理	復興まちづくりの選択肢	計画策定のイメージとして、この地域の事前復興計画は、かくあるべしと一つの形に決め切らない方がよいのではないか。被害の状況に応じて複数の選択肢を選べるような柔軟なものにすべきであり、例えば、一時的に他地域へ避難してから戻るのか、あるいはそのまま定住するのかといった選択肢も想定する必要がある。	• 空間単位や想定される被害に応じた選択肢を記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　3.集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性　資料3　P7~P12）
28	宇都宮委員	平時の取組との関連性	平時のまちづくりに関する話し合いや様々な取組も事前復興に繋がるものである。その関連性を明記することで、住民が負担に感じたり不安をあおったりすることを軽減できるのではないか。	• 平時の取組との関連性について記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　2.中山間地域事前復興まちづくり計画の基本的な考え方　資料3　P2）
29	宇都宮委員	発災前の事前着手	発災前の事前着手について、事前の計画策定も重要であるが、事前に何ができるのかアイデアを出して考えておく必要がある。	• 第5章市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方において、地域住民等の参画について記載して、事前に何ができるのかといったことも話し合うことを記載する。 • 中山間地域には、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多く存在しており、これらの区域は、被災後の住宅再建が法的に厳しく制限されることから、事前復興まちづくり計画は重要である。 • 住民から被災前の「事前移転」を希望する意見が出ることが想定されるため、本指針は被災前に事前に着手できる事業も含め、各省庁の事業を洗い出して紹介する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　4.中山間地域で活用できる事業　資料3　P17 ）
30	宇都宮委員	〃	移転まではまだ考えなくてよいのではないか。どのような被災が想定されるのかわからないし、住民の方がどのような暮らしを想定していくのかもわからない。	

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事３「中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念」**
- **議事４「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
31	牧委員長	土砂災害特別警戒区域の指定状況	高知県内では、中心集落全体や役場がレッドゾーンに含まれるような事例があるか。	• 役場庁舎とレッドゾーンの位置関係を確認した結果、本庁舎がレッドゾーンに含まれる例はない。 • 中心集落の山際において一部レッドゾーンが指定されている箇所はある。
32	牧委員長	指針の対象	指針の内容について、「誰が読むのか」を明確にして検討する必要がある。	• 指針は、基本的に市町村の職員に向けた位置づけとなる。
33	濵田委員代理	計画の見直し	計画を一度作成して終わりにするのではなく、5年後、10年後を見据え、どのように実効性を担保していくのか。定期的な見直しの必要性、指針への記載についても検討すべき視点であると考える。	• 南海トラフ地震がいつ発生するかわからないことを踏まえ、ご指摘があった計画の実効性を担保する取組は、一定の年数が経てば計画を振り返って、まちの情勢等に応じて見直していくことが重要であることから、指針へ見直しの時期等について記載する。 （第4章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方　2.中山間地域事前復興まちづくり計画の基本的な考え方　資料3　P2）
34	宇都宮委員	〃	市町村の総合計画等とも連携し、社会条件や政策の変更に合わせて事前復興計画も見直しが可能であることを明記するのがよい。	

第１回検討会でのご意見への対応

- **議事３「中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念」**
- **議事４「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の構成」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
35	牧委員長	市町村の計画策定に対する支援	県が指針を策定し市町村が計画を策定する場合に、リソースが不足するなかで、具体的な県の支援についてどのように考えられているか。	• 県の支援については、まず本指針を策定することが第一歩であり、各市町村の事前復興まちづくり計画策定の参考にしていただく。さらに、計画策定する際の支援については、一つは人的支援であり、県地域本部の職員や危機管理部、土木部等の職員が必要に応じてアドバイスや技術的支援を行っていく。 • また、市町村によっては、事前復興まちづくり計画を委託する場合も考えられる。その際の財政的な支援として、沿岸部の市町村に対する補助金と同等に、財政的に支援する。 • そのような形で技術的、人的、財政的な面で計画づくりを支援する。

- **議事５「今後のスケジュール」**

No	発言者	項目	意見	対応（県の考え方）
36	澤田（雅）委員	全国の中山間地域被災地の調査（アンケート調査）	全国の中山間地域被災地の調査（アンケート調査）について、被災市町村にアンケートを送付して調査する手法は、復興後に年月が経過したことによって、対象市町村において適切な回答者を選定することが難しいのではないか。新潟中越地震の被災市町村においても、当時の情報について回答できる担当者は既に退職している。代替案として、復興当時の意思決定に関わった行政担当者や、先進的な取組を行った人物を対象としたヒアリング調査を提案する。ヒアリング対象者は、有識者である検討会委員から推薦を受けて選定するのがよい。	• アンケート調査に代えて、委員から推薦を受けた方へのヒアリングを実施して、その概要をコラムとして掲載する。（第3章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ　資料2　全般）

参考資料2

第２回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

発災から復興に至るタイムライン

令和７年11月20日
検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

発災から復興に至るタイムライン（中山間地域）

事前計画

南海トラフ地震発生

緊急対応期 発災～3日

復旧期 3日～6ヶ月

復興期 6ヶ月～８年

災害対策本部 → 復興本部

既存の各種計画

- 応急対策活動要領
- 応急救助機関受援計画等
- 避難所運営マニュアル
- 災害時医療救護計画
- 燃料確保計画
- 物資配送計画
- 災害ケースマネジメント
- 社会福祉施設のBCP策定
- 産業の復旧・復興（BCP策定など）

など

- 広域避難計画
- 応急仮設住宅供給計画
- 災害公営住宅建設計画
- **事前復興まちづくり計画**
- 応急期機能配置計画
- 大規模災害復興都市計画手引書
- 災害廃棄物処理計画

など

- 道路啓開計画

など

既存の計画に基づく復興への取組

暮らし・なりわい

高知県事前復興まちづくり計画策定指針に関連する内容

避難生活
避難所、親族宅など

被害認定調査

被災者支援
各種制度等の情報発信等

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）
親族等の家（他県市町村で確保する場合もあり）
→ **持家の再建**
→ **災害公営住宅**

被災者支援（災害ケースマネジメントによる困りごとの把握，各種支援制度の活用）

農林水産業，工場・店舗等の再建支援（支援制度の活用）

まちづくり

応急期機能配置（土地利用）
- 応急仮設住宅建設用地
- 応急救助機関の活動拠点
- 市町村物資集積所
- 遺体検案・安置所
- 仮埋葬候補地
- 災害廃棄物仮置場

恒久的な住宅の再建意向調査（段階的な調査）

恒久的な住宅の必要量の算定等

復興の基本方針の検討 → **復興計画の作成**（行政区域全体）

連携

復興まちづくり計画の作成
（集落・地区別）
- ◆ 命を守る
- ◆ 生活を再建する
- ◆ なりわいを再生する
- ◆ 歴史・文化を継承する
- ◆ 地域の課題解決につなげる

住民等の参画

事業計画の作成 → **復興事業の推進**
・防災集団移転促進事業
・土地区画整理事業
・災害公営住宅整備　など

第一次建築制限
発災後１ヶ月以内
（1ヶ月の延長可）

第二次建築制限
発災後2年以内
（復興事業を実施する区域）

埋蔵文化財の発掘調査

移転元の跡地利用

インフラ等

インフラの応急復旧

解体，ガレキの撤去，処理

道路啓開 → **応急復旧**（ライフライン等）

砂防施設等の復旧,整備方針の検討、インフラの復旧 → **道路，河川，砂防施設，上下水道等の復興**

参考資料3

第２回　高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針検討会

復興まちづくりのための支援施策概要

令和７年11月20日
検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

復興まちづくりのための支援施策（例）

①復興まちづくりに当たっての参考資料 ～令和６年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～

令和６年２月２２日 内閣府（防災） 内閣官房

石川県において復興のビジョンが策定され、それも踏まえて市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組まれるに当たって参考となるよう、被害の状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理したもの

- 別冊施策関係資料集 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/fukko_machidukuri.html
 以下の事業概要を抜粋して添付した
 - 都市防災総合推進事業
 - 都市再生区画整理事業
 - 災害公営住宅整備事業
 - 小規模住宅地区改良事業※
 - 被災者生活再建支援制度
 - 防災集団移転促進事業※
 - がけ地近接等危険住宅移転事業※
 - 災害復旧等事業（山林施設）
 - 災害復旧等事業（農地等）
 - 農山漁村発イノベーション整備事業
 - 持続的生産強化対策事業
 - 強い農業づくり総合支援交付金
 - 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進
 - 農業委員会による農地利用の最適化の推進
 - なりわい再建支援補助金
 - 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化等
 - 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

※事前復興として活用できる事業

国の補助事業

②令和6年能登半島地震に関するその他の参考資料

- 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

石川県の復興基金

③高知県における支援施策等

- **土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度**

県、市の補助金

④地籍調査に関する資料

国の補助事業

⑤平成16年新潟中越地震における基金を活用した重層的支援に関する資料

澤田（雅）委員提供資料

都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※５
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	１／３※１
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	１／３（R６年度まで１／２）
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	１／３※１
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	１／３
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））	用地１／３ 工事１／２ ※１※２
	・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等））	用地１／３ 工事１／２ ※１※２
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査１／３ 工事１／２※１
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※１
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	１／２
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	１／３※１

※１：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
・①、③、⑤（地区緊急避難施設に限る）、⑦、⑧（復興まちづくり支援施設整備助成に限る）については、地方公共団体の補助に要する費用の１／２又は当該事業に要する費用の１／３のいずれか低い額
・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の１／２
・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の１／２

※２：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率２／３

○ 地区要件

施行地区

＜事業メニュー①　③～⑤＞
・災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地
・大規模地震発生の可能性の高い地域※３（⑤については市街地に限る）
・重点密集市街地を含む市
・ＤⅢ地区

＜事業メニュー⑥＞
・大規模地震発生の可能性の高い地域※３
・重点密集市街地を含む市
・ＤⅢ地区、三大都市圏既成市街地
・政令市、道府県庁所在市

＜事業メニュー⑦＞
・重点密集市街地

＜事業メニュー⑧＞
・激甚災害による被災地　等
・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※４

※３：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
※４：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
※５：予算の範囲内での支援


津波避難タワー


避難地（高台）


防災備蓄倉庫


避難場所に向かう避難路


避難地（防災公園・延焼防止）


沿道建築物の不燃化

お問い合わせ先：国土交通省都市局都市安全課　電話：03-5253-8400

都市再生区画整理事業

公共（交付金）

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

事業の概要

都市再生区画整理事業

（調査）
都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）
〔事業計画の案の作成に関する事業〕

（事業）
都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
（都市基盤整備ﾀｲﾌﾟ・大街区化ﾀｲﾌﾟ・空間再編賑わい創出ﾀｲﾌﾟ・地域生活拠点形成ﾀｲﾌﾟ）

被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
〔大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業〕

緊急防災空地整備事業（国費率1/2）
〔事業認可前の地区において、土地を買い取ることにより、認可後の減価買収期間を短縮する事業（買収した土地は将来道路等の公共用地に換地）〕

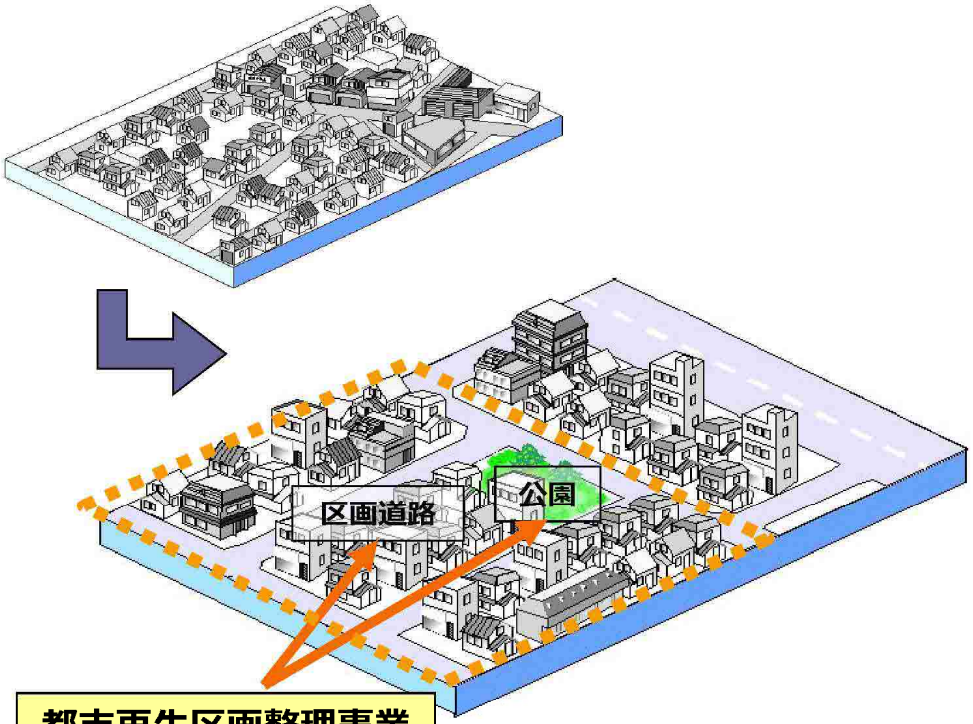
○交付対象費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、エリマネ活動拠点施設整備費　等

○交付対象者

地方公共団体（土地区画整理組合等に対する間接交付を含む）

活用イメージ



都市再生区画整理事業

災害公営住宅整備事業

○ 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。

○ 災害の規模（「一般災害」又は「激甚災害」）に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

	平常時の公営住宅	災害公営住宅	
		一般災害	激甚災害
指定要件		以下のいずれか ・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の１割以上が滅失	①災害指定要件（以下のいずれか） ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ一市町村で200戸又は10%以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ一市町村で400戸又は20%以上の住宅が滅失 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の１割以上が滅失している市町村
入居対象者	・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から３年間は、当該災害により住宅を失った者※1 ・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から３年間は、当該災害により住宅を失った者※1 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること ※被災市街地復興特別措置法第２１条の基準に適合する場合は、収入要件は適用されない
補助率	①整備事業※2 ・建設/買取1/2 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間＊　1/2	①整備事業※2 ・建設/買取　2/3 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間＊　2/3	①整備事業※2 ・建設/買取　3/4 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間＊　2/3（当初５年間は3/4） ＊：用地取得を伴わない場合は10年間

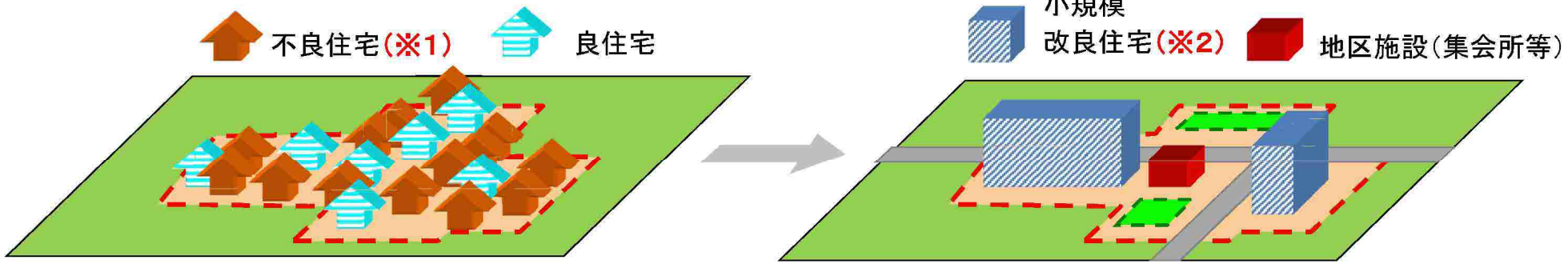
※1 災害公営住宅については、災害から３年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。
※2 借上公営住宅については、共同部分等の整備費の1/3（平常時の公営住宅）、2/5（災害公営住宅）
※3 借上公営住宅については、借上期間の家賃低廉化に要する費用の1/2（平常時の公営住宅）、2/3（災害公営住宅（激甚災害の場合は当初５年間は3/4））

小規模住宅地区改良事業（災害復興・事前防災への活用）

概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維持した地域再建等に向けた小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備等に対して、社会資本整備総合交付金（基幹事業）により支援を行う。

【対象地区】 不良住宅戸数　15戸以上　（過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和）
地区内の不良住宅率　50%以上



（※1）・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント

（※2）・・・住民のニーズに応じて小規模改良住宅整備を行わないことも可

【補助対象】

	（補助率）
・小規模改良住宅整備	(2/3)
・小規模改良住宅用地取得	(1/2)
・公共施設・地区施設整備	(1/2)
・津波避難施設等整備	(1/2)
・不良住宅の買収・除却	(1/2)※

※　跡地を民間活用する場合は1/3

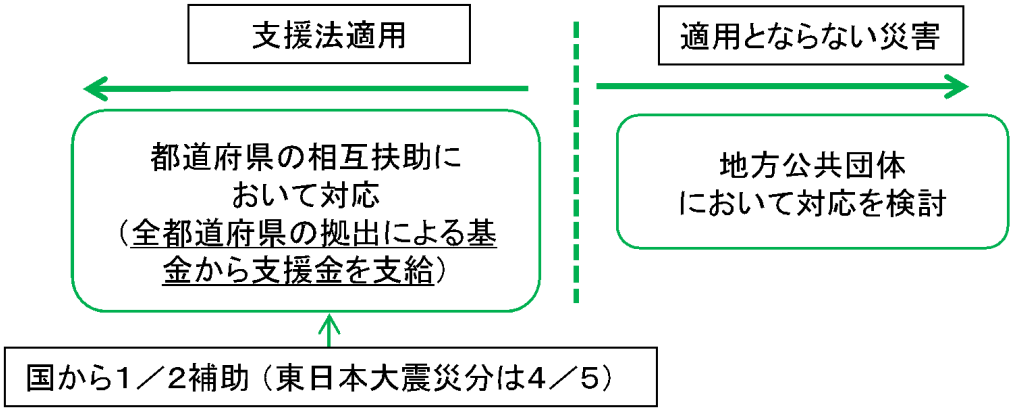


東日本大震災における活用（千葉県我孫子市布佐東部地区）※平成23年3月11日発災

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 適用要件

① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村

② 全壊世帯が10世帯以上の市町村

③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県

④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）

⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）

⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
- 全壊世帯が2世帯以上の市町村（人口5万人未満に限る）
- 全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）

3. 支援金の支給額

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

制度の対象となる世帯	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
・全壊（損害割合50%以上） ・解体※1 ・長期避難※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
・大規模半壊（損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
・中規模半壊（損害割合30%台）	―	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

R2臨時国会で対象に追加（R2.7月豪雨も対象に含む。）

※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村
（申請時の添付書面） 基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等
加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間）基礎支援金： 災害発生日から13月以内
加算支援金： 災害発生日から37月以内

[お問い合わせ先]内閣府防災（被災者生活再建担当） (03-3503-9394)

防災集団移転促進事業

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

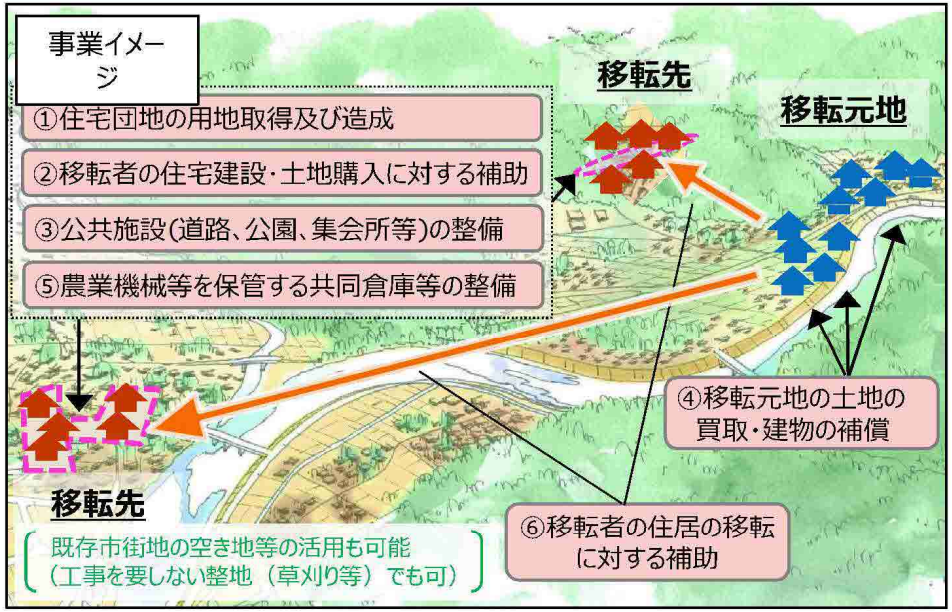
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※１)

※１ 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※２)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※２ ただし、以下の区域以外からの移転については１０戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域



【国庫補助】 （補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

補助対象経費区分		右以外の場合	事前移転(※３)の場合
補助対象経費（①～⑦）の合計		合算限度額有り	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有り	限度額有り
	② 移転者の住宅建設･土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	限度額有り	限度額有り
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
	④ 移転元地の土地の買取･建物の補償	-	限度額有り
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

※３【事前移転の要件】

イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること

ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること

ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額（事業費）に対する財源内訳



注）補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90% ）
その元利償還金の80% を特別交付税措置
注）事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること

2）一般財源分についても50% を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

お問い合わせ先:国土交通省都市局都市安全課　電話:03-5253-8400

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

（1）除却等費

○除却費
危険住宅の除却費
（限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

○引越費用等
引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他
（限度額：975千円/戸）

（2）建物助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
（借入利率：年8.5%を限度）

限度額【通　　常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
【特殊地域※】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

（3）事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注：危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。
・土砂災害特別警戒区域外に存すること
・災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）外に存すること
・市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）に該当する区域外に存すること
・都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

補助要件

（1）対象地区要件（移転元）

○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
○ 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
○ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
○ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件（移転元）

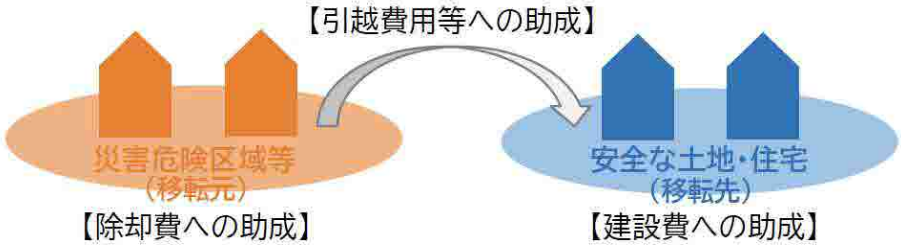
○ 既存不適格住宅※
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1／2、
地方公共団体：1／2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県



災害復旧等事業（山林施設）＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　10,461（10,399）百万円】
（令和５年度補正予算額　33,245百万円）

＜対策のポイント＞

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により**被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧**し、**国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進**します。

＜政策目標＞

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

＜事業の内容＞

１．山林施設災害復旧事業　　5,345(5,360)**百万円**
25,557**百万円**

○　災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

２．山林施設災害関連事業　　5,116(5,039)**百万円**
7,688**百万円**

○　災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2、2/3等）→ 都道府県 → 市町村等

国 →（1/2，2/3等）→ 都道府県

（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による嵩上げ制度あり）

※　このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　（１）林野庁治山課（03-3501-4756）
（２）林野庁整備課（03-6744-2304）
（３）林野庁業務課（03-3502-8349）

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　8,564（8,513）百万円】
（令和５年度補正予算額　39,704百万円）

＜対策のポイント＞
わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞
適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1．災害復旧事業　　8,234（8,189）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2．災害関連事業　　330（324）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

＜事業の流れ＞



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1．農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

●農地法面の復旧例



●決壊したため池の復旧例



●水路の復旧例



2．農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

●復旧と併せた区画整備例



●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例



［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-6744-2211）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（地域活性化型、定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和６年度予算概算決定額　8,389（9,070）百万円の内数】

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけ**をつくり、**農山漁村について広く知ってもらう**ことを入口に、**農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

＜事業の内容＞

１．活動計画策定事業（地域活性化型）

① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。

② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動**及び**専門的スキルの活用**等を支援します。

【事業期間（交付期間）：３年間（２年間※）、交付率：定額（上限：１年目500万円、２年目250万円等※）】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

＜事業イメージ＞



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

※被災した農林水産物加工・販売施設等の再建・修繕や、損壊した施設の撤去等を支援します。

＜事業の内容＞

２．農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間：３年間（上限５年間）、交付率：1/2等】

３．農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して６次産業化等に取り組む場合に必要となる、**農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：１年間、交付率：3/10等】

［お問い合わせ先］

（１、３の事業）　農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

（２の事業）　地域整備課　（03-3501-0814）

＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

○**計画主体**　都道府県、市町村※１　※１　農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○**事業実施主体**　都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

○**事業実施主体**　農林漁業者団体、中小企業者※２

※２　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

持続的生産強化対策事業

【令和６年度予算概算決定額　１４,９９３（１６,０３２）百万円】

＜対策のポイント＞

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

＜政策目標＞

○ 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t［平成29年］→145万t［令和12年まで］）
○ 畜産物の生産量の増加（生乳生産量728万t［平成30年度］→780万t［令和12年度まで］、
牛肉生産量　33万t［平成30年度］→　40万t［令和12年度まで］）　等

＜事業の全体像＞

○ 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を１つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。

○ 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

＜主な支援メニュー＞

米・麦・大豆
野菜・果樹・花き
養蜂
茶・薬用作物
畜産
等

- 戦略作物生産拡大支援
- 時代を拓く園芸産地づくり支援
- 果樹農業生産力増強総合対策
- ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- 養蜂等振興強化推進
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- 環境負荷軽減型持続的生産支援
- 畜産経営体生産性向上対策　等

農作業安全
GAP
等

- 農作業安全総合対策推進
- GAP拡大推進加速化　等

農業者等向け事業

○ 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

［品目］

- 米・麦・大豆
- 野菜・果樹・花き
- 養蜂
- 茶・薬用作物
- 畜産

等

都道府県向け事業

○ 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

［メニュー］

- 国際水準GAP普及推進
- 畜産GAP拡大推進

［お問い合わせ先］（事業全体について）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和６年度予算概算決定額　4,613　（4,891）百万円】
（令和５年度補正予算額　3,000百万円）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割）

＜事業の内容＞

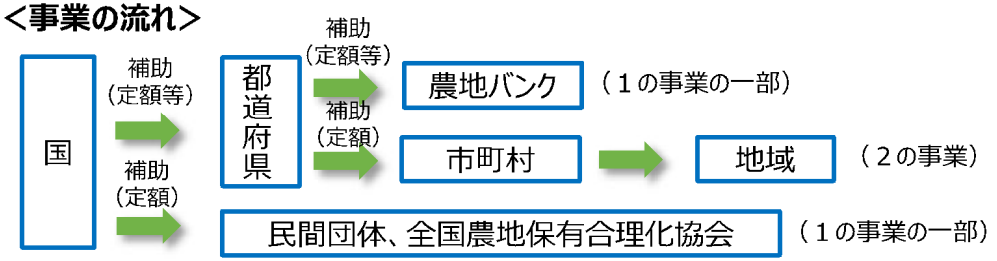
１．農地中間管理機構事業　4,013（4,291）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員等による事業推進**に係る経費を支援します。また、**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備**を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

２．機構集積協力金交付事業　600（600）百万円
【令和５年度補正予算】3,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の**集積・集約化に取り組む地域**に対し、協力金を交付します。

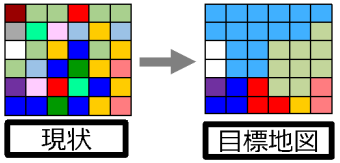
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

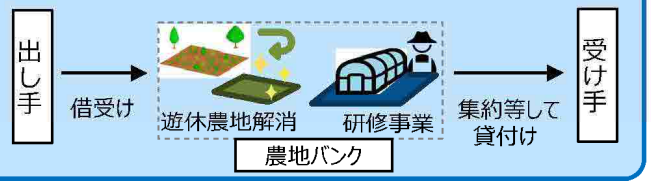
地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- 農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

〈 中間保有の強化 〉

○ 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
○ 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



〈 農地集積・集約化の加速 〉

○ 地域計画（目標地図）に基づき、
① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援
【1.3万円~3.4万円/10a】（地域集積協力金）
② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援
【1.0万円~3.0万円/10a】（集約化奨励金）
※ **受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円~1.5万円/10a**

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課（03-3591-1389）

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び
農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和６年度予算概算決定額　12,597（13,146）百万円
地域計画策定推進緊急対策事業　1,359（799）百万円の内数】
（令和５年度補正予算額　143百万円）

55

＜対策のポイント＞
農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき**農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。**

＜政策目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割）

＜事業の内容＞

１．農業委員会交付金　4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

２．機構集積支援事業　2,748（2,757）百万円
【令和５年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理する**データベースの運用**等を支援します。

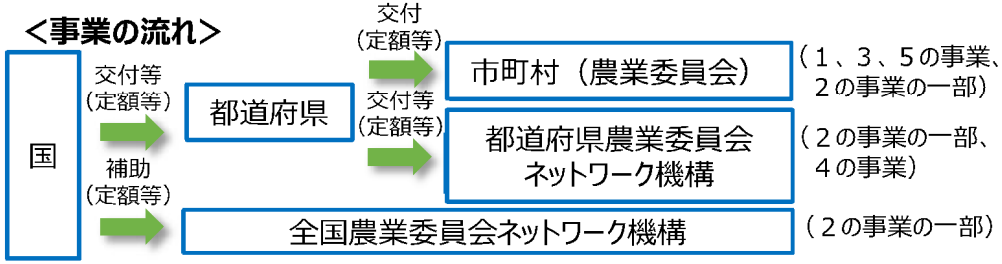
３．農地利用最適化交付金　4,560（5,100）百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の**農地利用の最適化活動**に要する経費を支援します。

４．都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金　523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

５．農地調整費交付金　47（47）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

（関連事業）
地域計画策定推進緊急対策事業　1,359（799）百万円の内数
地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業委員会
○ 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
○ 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）

【Ｔ農業委員会の活動事例】
・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%　（令和4年度））



※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



［お問い合わせ先］（１、３、４の事業）　経営局農地政策課（03-3591-1389）
（２の事業）　農地政策課（03-6744-2152）
（５の事業）　農地政策課（03-6744-2153）

強い農業づくり総合支援交付金

【令和６年度予算概算決定額　12,052（12,052）百万円】

＜対策のポイント＞

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための**先駆的モデルや農業支援サービス事業体の育成等**を支援します。また、**産地の収益力強化**と**持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

＜事業目標＞

○ 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t［平成29年］→145万t［令和12年まで］）
○ 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場［令和６年度まで］）
○ 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行［2050年まで］

＜事業の内容＞

１．食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、**安定的な生産・供給等を実現**しようとする**先駆的モデルの育成**を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な**農業用機械の導入**を支援します。

２．地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。

３．食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設**、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］
（１①、２の事業）　農産局総務課生産推進室　（03-3502-5945）
（１②の事業）　農産局技術普及課　（03-6744-2221）
（３の事業）　新事業・食品産業部食品流通課　（03-6744-2059）

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ　73

令和６年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和６年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者
　⇒１５億円、一部５億円まで定額補助※
・富山県・福井県・新潟県内の事業者
　⇒　３億円、一部１億円まで定額補助※

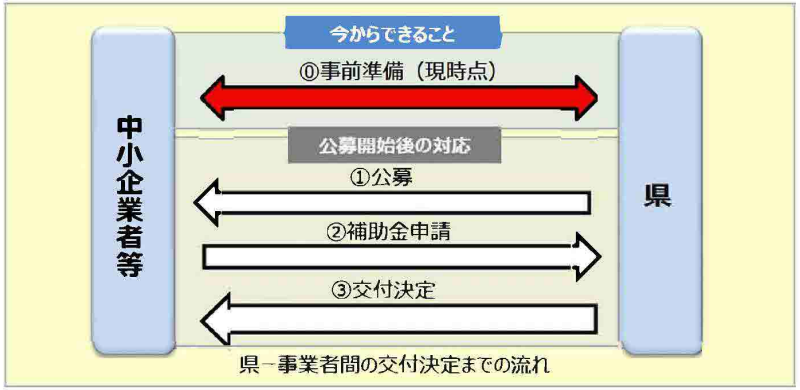
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者
　⇒３／４以内、一部定額補助
・中堅企業等
　⇒１／２以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】



県－事業者間の交付決定までの流れ

補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
（以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます）

＜公募開始前に復旧工事に着手される方＞
※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象
- 復旧に要した見積書（原則相見積もり）
- 復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

＜補助金の活用を予定している全ての方＞
- （１）発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管
- （２）罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）
- （３）被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管
 例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036

経済産業省　中小企業庁

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

○ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、複数年度にわたり**計画的・継続的に支援**

⇒**観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現**を図り、**地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化**

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、 ○地域の合意形成、 ○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、 ○資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等、伴走支援の実施）

② 地域計画に基づく主な事業支援

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の改修支援

補助上限１億円（補助率原則1/2（※））
※投資余力の乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援

補助上限１億円（補助率1/2）



観光施設の改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援
補助上限最大2000万円（※）
（補助率1/2）
※面的ＤＸ化に参加する場合、
それ以外は補助上限1000万円



・公的施設への観光目的での改修支援
補助上限2000万円（補助率1/2）

面的DX化

（事業例）

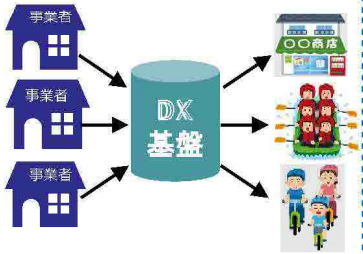
観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

補助上限最大5000万円（※）
（補助率1/2）
※面的ＤＸ化の効果等が特に大きい場合、
それ以外は補助上限2000万円

地域一体となった
キャッシュレス化



観光地の情報の一元管理等



お問い合わせ先：観光庁参事官（産業競争力強化）　電話：03-5253-8948

歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

令和６年度当初予算額１，４００百万円

国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

○３月末に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、**令和７年までに 300 地域に拡大**するとともに、**地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開**する必要がある。このため城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○令和５年度に実施するSPCスキーム等のフィジビリティを活かし、SPCスキーム等を活用した民間投資を促すとともに、自立した地域経営の確立を促進し効果検証する必要がある。

事業内容

１）調査事業（10/10）

初動事業化　　：最大１，０００万円×11地域 ［①］
地域経営モデル：最大２，０００万円×５地域 ［①、②］

①観光まちづくりにかかる専門家派遣による伴走支援
②歴史的資源等活用した地域経営確立のモデル創出
③指標地域実証及び取組展開地域調査

２）補助事業

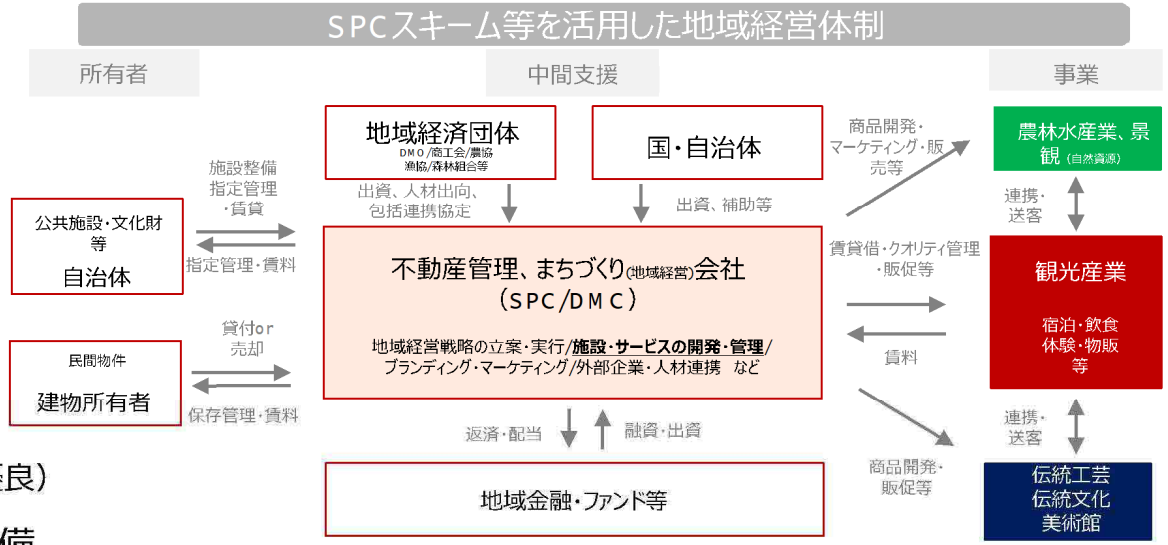
受入環境整備（1/2）：最大２，０００万円×３地域 ［①］
大規模改修　（1/2）：最大２億円×５地域 ［②］（面的展開で特に優良）

①城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊等整備
②歴史的資源の面的活用等にかかる改修・再建築

事業スキーム

・事業形態：調査事業（初動事業化・地域経営モデル）
　　間接補助事業（受入環境整備・大規模改修）
・事業期間：令和元年度～

事業イメージ




専門家による伴走支援


モダン建築の環境整備


保存・活用が進む歴史的街並み

お問い合わせ先：観光庁　観光資源課　電話：03-5253-8925（直通）

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

土砂災害が発生した場合に危険な区域（土砂災害特別警戒区域等）に立地する被災した住宅の再建・移転等に係る補助

輪島市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金

令和６年1月1日以降の対象事業に適用可！

◆ 移転費支援 ：被災した土砂災害警戒等区域内の住宅の除却必須

被災住宅の除却費※1 ＋ **移転等経費**（各種申請・保険加入料、引越費用、敷金・礼金・家賃（１年分）※2等） ＋ **住宅の建設・購入費等**（土地取得・空家改修・建設費等）



（移転先は石川県内かつ土砂災害警戒区域外に限る。）

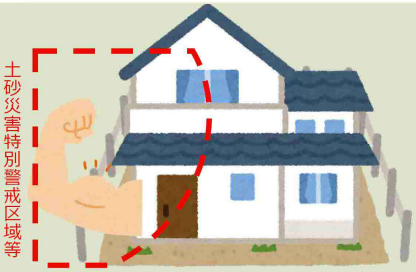
の10/10　最大300万円の補助

※1 除却後の跡地に関しては、住宅（居室を有する建築物）を建設しない土地利用、適切な管理が必要です。
※2 復興基金事業（転居費用・賃貸入居支援事業）と重複する場合は、重複する金額分が差し引かれます。

◆ 補強費支援※

補強工事費等の1/2（設計費含む）

最大150万円の補助



※ 建築物の構造の確認が必要です。
構造・補強内容等に関しては特定行政庁である石川県（奥能登土木総合事務所分室建築課）へご相談ください。

土砂災害警戒区域等とは、
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域、同法第４条第２項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域のことをいう。

災害危険区域内外の確認サイト
【土砂災害情報システムSABOアイ】（石川県砂防課）
https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/disp?disp=TOP　▶QRコード

詳しくは、
上記及び裏面の要件等をご確認、ご相談ください。

補助要件のチェック

補助対象者

右欄のいずれにも該当する者

- □ 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住していること
- □ 被災住宅が「半壊」以上の判定を受けて、被災者生活再建支援制度の対象となったこと
- □ 市税の滞納がないこと

事業条件

住宅移転費支援事業	□ 被災住宅の除却を行うこと □ イエローゾーン（土砂災害警戒区域等）の区域外に移転すること □ 移転先が石川県内であること □ 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと
住宅補強費支援事業	□ 被災住宅の存する敷地で建替え等(部分建替えを含む。)を実施すること □ 建替え等に係る住宅又は住宅の部分が、レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）の区域に係る部分に補強工事を行うこと

＜窓口＞　輪島市建設部まちづくり推進課
輪島市二ツ屋町２－２９　輪島市役所　本館２階
電話番号 (0768) 23- 1156

実施状況（石川県へのヒアリングによる）

- R6.9に開始。財源は県の復興基金。県が補助要綱を作成し、10市町で実施中。
- 実績 (R7.9現在)：
 - 事前相談: 68件 (うち輪島市 56件)
 - 申請: 15件 (うち輪島市 15件)
 - 支払い実績: 2件 (住宅移転、うち輪島市 2件)
- 相談内容:
 - 住宅移転: 65件
 - 住宅補強 (レッドゾーンで再建): 3件

③高知県における支援施策等

土砂災害特別警戒区域内における 住宅建替時等の支援制度のご案内

◆ 目的・概要

土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）内では、住宅の建て替え等の際に土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われます。

一方、県内の居住環境は、土砂災害のほかにも河川の増水・氾濫などによる浸水地域も多く、同一地域での安全な居住地の確保が難しいのが現状です。

そこで、レッドゾーン内で暮らし続けていく方々※3の安全性の向上と地域への定住を支援するため、建て替え等の際に必要となる防護壁等の追加費用の一部を補助します。

※3 事業実施主体の追加：（2025年4月1日付　高知県補助要綱改定）
①相続又は親族間の贈与・譲渡により、同区域指定以前から同区域に所在する住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者
②河川の氾濫や津波の浸水区域が広範囲に及ぶ地域等に居住し、特別警戒区域内のうち、地域内で相対的に安全な山際（高地）へ移転する者で、市町村が防災上の観点からやむを得ないと認めた者。

◆制度の内容

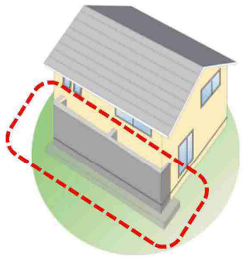
レッドゾーン内で住宅の建て替え等を行う際に、建築基準法に基づく構造方法により、
①外壁を強化した場合
②防護壁を設置した場合
に、その費用の一部を県と市町村が補助します。

補助金は、①②の延長に以下の基準単価を乗じて算出した額に、設計費341,000円／箇所を加えて算出します。

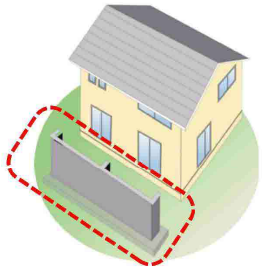
＜基準単価＞
① 121,000円／m
② 102,000円／m（高さ2m以下）
　131,000円／m（高さ2m超）

＜補助対象となる構造強化の例＞
既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは･･･戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



補助金の額 ＝ 補助対象経費※1 × 3／4※2

（千円未満切り捨て・１戸当たりの限度額252万円）

※1 補助対象経費 ＝（基準単価 × 延長）＋ 設計費　注）算出した額が実績を超える場合は、実績額を補助対象経費とする。
※2 補助率　県1/2以下、市町村1/4以上

【補助金算出の例（延長10mの例）】

		（補助金 3/4）	（個人負担 1/4）
①外壁を補強した場合			
〔121,000(円/m) × 10m ＋ 341,000(円)〕 ＝ 1,551,000(円)	［内訳⇒	1,163,000(円)	388,000(円)］
②防護壁を設置した場合（高さ3mの例）		（補助金 3/4）	（個人負担 1/4）
〔131,000(円/m) × 10m ＋ 341,000(円)〕 ＝ 1,651,000(円)	［内訳⇒	1,238,000(円)	413,000(円)］

～補助金の手続き【概要】～

※手続きのおおまかな流れを記載しています。詳しくは、要綱を確認いただくか、●窓口へお問い合わせください。

申請者	市町村
■交付申請書の提出 必要書類を添付して提出してください。	
	●交付決定通知 補助金を交付する旨を通知
↑変更が生じた場合は、変更手続きが必要	↑変更手続きがあれば、変更決定通知
■完了（実績）の報告 必要書類を添付して報告してください。	●補助金確定通知 補助金の支払額の確定を通知
■請求書の提出 確定金額を請求してください。	●補助金の支払い
補助事業の完了	

＜申請窓口・問い合わせ先＞
本制度は各市町村で申請を受け付けています。制度の導入状況や申請方法などは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

＜制度全般の問い合わせ先＞
高知県土木部防災砂防課
高知市丸ノ内1-2-20
088−823−9847
171501@ken.pref.kochi.lg.jp
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171501/

◆ 補助の対象となるのは



＜補助の対象になる場合＞
①A、C（既存住宅）の建て替え
②A、C（既存住宅）の増築
③Bの新築
④CからDへの建替、Dの新築の際に予防のために外壁等を設置した場合

※1：補助事業の対象は、以下の(1)又は(2)の要件に該当する者
(1)レッドゾーンの指定以前から区域内の住宅に居住する者
(2)(1)以外の者にあっては、原則、レッドゾーンの指定以前から、当該住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者
※2：④の場合は、レッドゾーンを含む敷地と同一の敷地内で行うものに限ります。

＜補助の対象にならない場合＞
⑤E（既存住宅）の建て替え
⑥A、C（既存住宅）が別の敷地で建て替えを行う場合

※3：⑥の場合は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の対象となる場合があります。詳しくは、お近くの市町村役場にお問い合わせください。

■レッドゾーンの範囲を示した図面（公示図書）は、
各土木事務所、県庁防災砂防課、各市町村役場で閲覧することができます。
■また、県のホームページでも公表していますので、ご活用ください。
⇒高知県の土砂災害警戒区域等の確認はコチラから
・パソコンから
URL：https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1

又は、［高知県　土砂災害］［検索］
→「高知県の土砂災害危険度情報」→「2 どこが危険なのかを知る」→「土砂災害警戒区域等マップを見る」

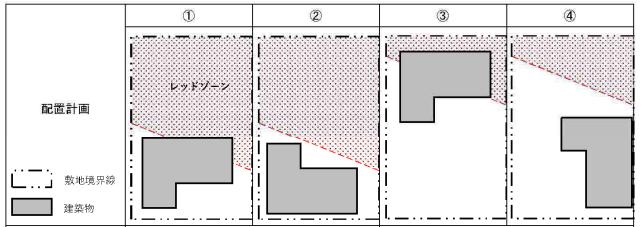
・スマートフォンから
URL：http://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/sp/Top.aspx

又は、→「土砂災害警戒区域等マップを見る」

◆ レッドゾーン内の建築確認

- 都市計画区域では、建築確認の際に、土砂災害を防止・軽減するための基準（建築基準法施行令第80条の３）を満たしているかについて、確認を受ける必要があります。
- また、これまで確認を受ける必要がなかった地域（都市計画区域外）においても、確認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。（右表参照）

注意）都市計画法における市街化調整区域内での建替時では、レッドゾーンの解消が条件となる場合があるので、ご注意ください。（別途各市町村にお問い合わせください）



		①	②	③	④
敷地に対するレッドゾーンの割合		過半		過半ではない	
建築物の位置		レッドゾーン内	レッドゾーン外	レッドゾーン内	レッドゾーン外
レッドゾーン内の構造規定（施行令第80条の3）	全ての建築物	適用有	適用無	適用有	適用無
確認申請手続き※4	3号建築物 都計外	必要	不要		
	3号建築物 都計内	必要			
	1～2号				

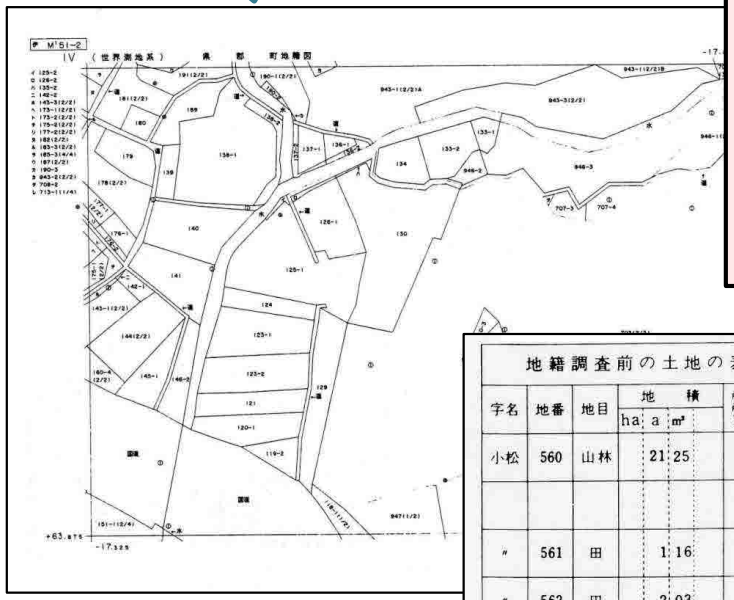
※4：2025年4月1日付け　改正建築基準法による改正

地籍調査事業の概要

高知県土木部用地対策課

事業主体（市町村等）が、土地登記簿及び登記所の地図をもとに、一筆毎の土地について、土地所有者等の立会を得て、所有者、地番、地目、筆界を調査するとともに測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめるものです。

地籍図原図



【調査経費の負担割合】

※事業主体が市町村の場合

○国庫負担金　事業費の1／2

○県費補助金　事業費の1／4

○市町村費等　事業費の1／4

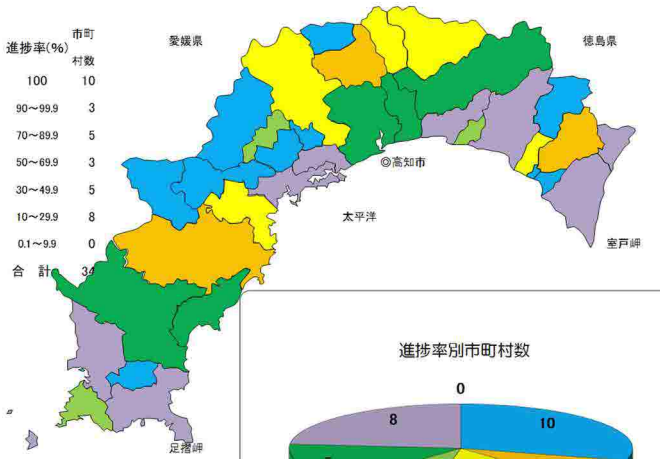
※市町村の調査経費は、特別交付税の対象となっており、最終的な実質負担額は5%

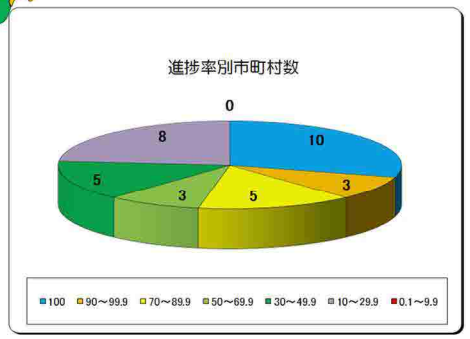
地籍簿案

地籍調査前の土地の表示						地籍調査後の土地の表示								
字名	地番	地目	地積 ha a ㎡			所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積 ha a ㎡		所有者の住所及び氏名又は名称	原因及びその日付	地図番号
小松	560	山林	21	25		65 山田一郎		560−1		11	15		昭和20年以下不詳 一部地目変更560-1,560-2に分筆	松J 11-2
								560−2	畑	10	50		560から分筆	〃
〃	561	田	1	16		38 大下三郎				7	93		562、563を合筆	松J 11-4
〃	562	田	2	03		〃							561に合筆	
〃	563	田	4	11		〃							561に合筆	
〃	564イ	田	3	16		62 山下太郎		564−1		3	50		564-1と地番変更 地積錯誤	松L 11
〃	565	宅地	2	72	09	11 大山太郎							異動なし	〃
〃	566	宅地	2	92		105 山田一郎			畑	9	65		昭和50年4月15日 地目変更 地積錯誤	松K 13
							仮567	原野		1	16	121 田中敏夫	原因不詳（未登記）	松N 15
〃	568	畑	1	16		135 杉上一夫				1	21	45	昭和52年12月1日 住所移転 地積錯誤	松Q 11

高知県の地籍調査市町村別実施状況
【令和6年度末進捗状況】

R7.4.1日現在



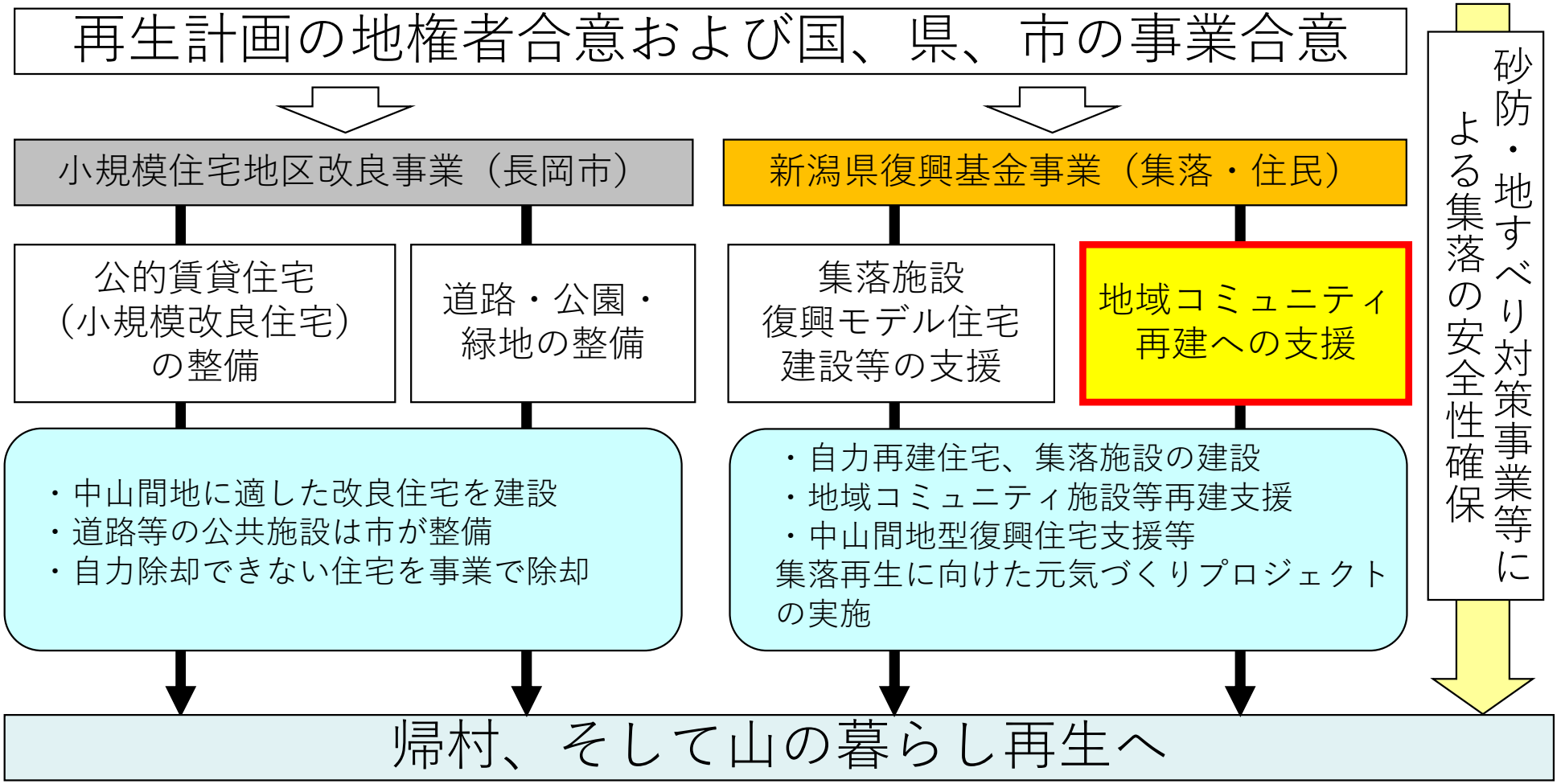


市町村名	着手年度	進捗率	市町村名	着手年度	進捗率
田野町	S50	100.0	越知町	H8	51.7
大川村	S47	100.0	高知市	S32	49.1
檮原町	S38	100.0	四万十市	S50	42.2
津野町	S54	100.0	南国市	H16	36.4
三原村	S46	100.0	香美市	S63	35.2
仁淀川町	S56	100.0	黒潮町	S48	31.0
日高村	S60	100.0	室戸市	H18	27.1
佐川町	H3	100.0	香南市	S34	24.4
奈半利町	S55	100.0	東洋町	H12	23.6
馬路村	S44	100.0	須崎市	H11	22.1
北川村	H16	99.1	土佐清水市	S62	20.5
土佐町	S46	97.9	土佐市	H15	19.0
四万十町	S45	91.3	安芸市	H16	14.8
大豊町	S51	88.6	宿毛市	S57	13.4
中土佐町	S56	82.0			
本山町	S60	82.0	高知県全面積(km2)		7,103.64
いの町	S45	78.3	調査除外面積(km2)		1,398.12
安田町	H10	71.4	要調査面積(km2)		5,705.52
大月町	H3	65.2	調査済面積(km2)		3,465.68
芸西村	H9	56.8			
			県下の進捗率		60.7 %

県平均進捗率 60.7%

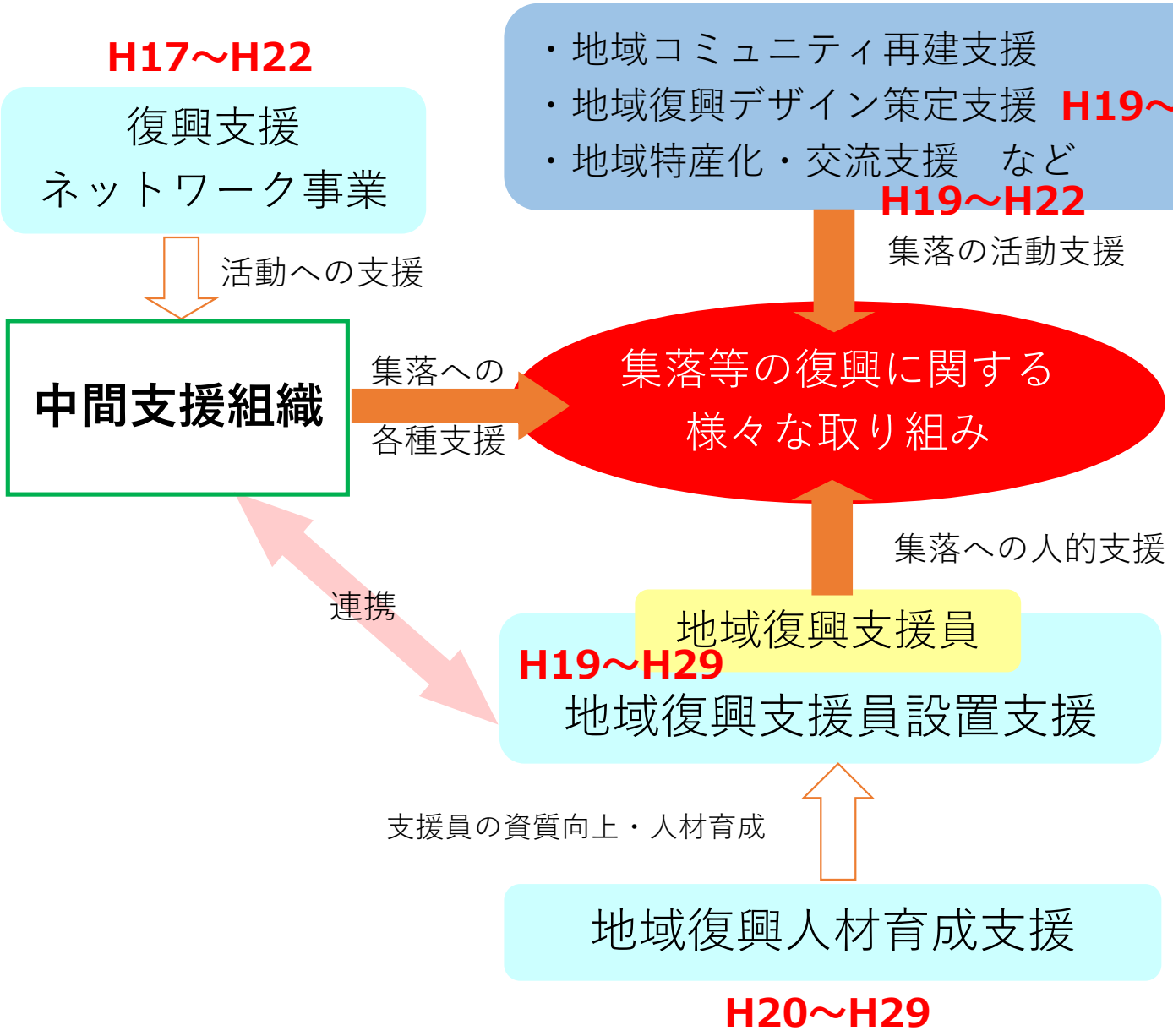
集落再生計画に基づく各種事業の実施

個々の住宅再建（修復）＋公的住宅＋コミュニティ施設を
安全な基盤上に整備



出典：中越地震の復興プロセス　兵庫県立大学大学院　澤田雅浩

基金を活用した重層的支援体制の構築



〔地域復興支援員の役割〕
- 被災地住民の主体的復興活動の後押し
- 被災地を行政や外部とつなぐ
- これらの活動を地域に入り専任で行う

		設置人数	主な活動
長岡市	長岡	7	情報収集・支援員活動支援・旧市域の地域づくり活動支援
	栃尾	2	地域の元気づくり支援・活動集落の継続支援・ネットワーク作り支援
	山古志	5	地域福祉活動支援・地域活性化支援・地域おこし活動支援
	小国	2	集落の継続支援・集落，団体の連携支援・地域活性化支援
	川口	4	集落再生復興支援・ネットワーク形成・都市との交流促進
十日町市		4	高齢化集落への支援・農村の活性化・地域観光活性化支援
南魚沼市		4	地域活性化支援・観光誘致支援・2地域居住推進支援
小千谷市		12	地域コミュニティ復興支援・地域産業復興支援
魚沼市		11	滞在型体験プログラム策定・集落維持活性化支援

出典：中越地震の復興プロセス　兵庫県立大学大学院　澤田雅浩　赤で一部加筆

第 2 回高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会
議事要旨

日時：令和 7 年 11 月 20 日（木）10:00～12:00
場所：高知県自治会館　３階　第１会議室

議事１「全体スケジュール」

・　意見なし

議事２「第３章　地震等による大規模災害の復興から学ぶ」

■濵田委員代理：
高齢化率が高い中山間地域において、住民が安心して暮らすためには医療と介護サービスが不可欠なインフラである。十津川村の事例（生活拠点）にあるような入所系サービスだけでなく、在宅系サービスを含めた医療・介護の確保という観点を指針に盛り込む必要がある。

■事務局（江渕部長）：
本県は高齢化が先行しており、中山間地域では特に顕著である。ご指摘の通り、医療・介護の視点は重要であり、指針に位置付けていく。

■澤田（雅）委員：
新潟中越地震の旧山古志村の事例では、診療所は戻ったものの、長岡市との合併により保健師等の行政サービスが手薄になった側面がある。これを補うため、NPO による有償運送や、地域の小さな拠点での健康維持活動が行われている。

■清岡委員代理：
現在でもゴミ処理や火葬、消防などは広域連合や一部事務組合で対応している。復興検討においても、既存の広域連携のスキームをどう活用するかという視点を例示すべきである。

■事務局（江渕部長）：
人口減少下において広域化は重要な視点である。復興後の連携や、既存の広域行政のスキームをどう生かすかについて、先行事例を調査し、指針に盛り込むことを検討する。

■澤田（雅）委員：

新潟中越地震当時、合併直前であったが、山古志村民の仮設住宅は、合併を予定している長岡市が受け皿となるなど、長岡市が業務を代行した。被災自治体単独での対応には限界がある。東日本大震災時の遠野市のように、被害の少ない自治体が沿岸部の後方支援を担ったり、近隣自治体と機能を相互補完したりする「自治体間連携」の視点も重要である。

■澤田（和）委員：

平常時の地域包括ケアシステムの再構築に加え、災害時には被災した沿岸部や他地域のバックヤードとして医療を提供する視点も必要である。例えば人工透析に必要な水の確保など、受援・支援の両面から事前に機能を整えておくべきである。

■宇都宮委員：

小千谷市の事例にある「通い農」は、近年の交通事情や農業情勢の変化により、以前より実現性が高まっている。農林水産省等の関連事業があれば復興事業のメニューに加えるべきである。また、十津川村の「新たな生活拠点」は、高齢になっても地域で暮らせる見通しとなり、移住促進にもつながる魅力的な考え方である。糸魚川市の事例における用地取得に関して、事前に地域の地権者意向や土地の余力を把握しておかなければ、災害後に公共用地が確保できるか不透明であるため、事前のシミュレーションが重要である。

■事務局（江渕部長）：

「通い農」や「新たな生活拠点」は、安全な場所への移住や将来の絵姿を描く上で有効な視点である。関連事業を調査・掲載する。また、公共用地については、各市町村の応急期機能配置計画（仮設住宅用地等）とも整合性を図りながら検討を進める。

■牧委員長：

二地域居住については、支援の枠組みなどについて調べておく必要があるのではないか。

■事務局（江渕部長）：

二地域居住、つまり移住については、県も市町村とともに取り組んでいるところである。例えば支援策として、二地域居住先・移住先としての空き家の掘り起こし、移住促進に市町村の皆様と取り組んでいる。

■原委員：

能登の事例を見ても、インフラやなりわいを「元通り」にする原形復旧は困難であり、復旧に時間を要すれば住民離れが進む。人口減少や被害状況を踏まえ、将来の適切な規模感を見据えた復興の姿を事前に整理しておく必要がある。また、中山間地域は沿岸部の支援拠点

となる一方、孤立化のリスクもある。沿岸部との相互連携や広域避難の受け皿としての役割について、指針に具体的な記載があるとよい。

■事務局（江渕部長）：

原形復旧にとらわれず、将来のより良い復興の視点で検討するよう記載する。広域連携については、現在進めている広域避難協定（高知市からいの町・仁淀川町等への避難）の動きとも連動させ、沿岸部と中山間地域が連携した絵姿を描けるよう検討する。

議事３　「第４章　中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方」

■依光委員：

本計画は中山間地域だけのものではなく、高知市などの都市部住民や出身者にとっても「自分たちのルーツや守るべき地域」の話である。クラウドファンディングやふるさと納税など、地域外からの応援を取り込む視点や、地域の魅力（歴史・文化・産業）を事前に発信しておくことが重要である。計画策定にあたっては、地域の衰退を延命させるだけでなく、若い世代が住み続けたいと思える魅力あるビジョンが必要である。

■事務局（江渕部長）：

住民参加型の計画策定において、これまでの地域の代表者だけでなく、若い世代や地域出身者などの多様な主体の参画を促す記述を盛り込みたい。

■澤田（和）委員：

町全体で一つの計画を作るのは難しく、市街地、棚田、林業地帯など、エリア（ゾーン）ごとに復興を考える必要がある。また、復興の原動力は「なりわい」にある。平時から産業の足腰を強くしておかなければ、被災後に事業再開の意欲が湧かない。平時の産業振興計画等との連携が不可欠である。

■事務局（江渕部長）：

計画策定の単位については、先行する黒潮町のように、できる地区・集落から着手するという考え方でよいと考えている。平時の計画との整合性についても明記する。

■澤田（雅）委員：

目標にある「人口減少の抑制」にとらわれすぎず、過去の被災地（帰村率約５割）の現実を直視し、人口が減ったとしても質を維持できる地域社会の戦略を練るべきである。また、住民が主体的に復興を考えるためには、行政が「道路やインフラはいつまでに直す」という見通しを早期に示すことが大前提となる。事前復興計画において、復旧の優先順位や見通しを整理しておくことが、被災後のスピード感と住民の安心につながる。

■牧委員長：

行政は、行政として役割を果たし、民も復興に向けて主体的に役割を果たす。民が頑張るための支援について、どのようなことが行われたか、澤田（雅）委員から参考資料３（P22、P23）について補足説明をお願いしたい。

■澤田（雅）委員：

新潟県は、復興基金を活用して、集落のニーズに合わせてお祭りや帰村式など地域コミュニティ活動の支援などを行った。活動に際して、地域住民と行政の間に入ったのが「復興支

援員」である。復興支援員は、現在の地域おこし協力隊のように、地域住民の近くに寄り添った形で地域の声を行政に届ける役割を果たした。復興を通じて集落の人口は減少したが、地域外から復興に参画した関係人口として集落に集まったり集落の魅力を発信したりする役割を果たしている。

このような支援は、被災後の効果が顕著であるが、平時の集落づくりの中で培っておけば、復興の受援力にも繋がるのではないかと考えている。

■原委員：

良い計画を作る前提として、住民と職員が災害リスク（土砂災害や孤立化の可能性など）を正しく理解し共有していなければならない。また、計画を動かすのは職員である。ファシリテーション能力や防災知識を含めた「職員の人材育成」の視点を計画策定プロセスに組み込むべきである。現地を見ることも有効である。

■事務局（江渕部長）：

今年度末に公表予定の新たな被害想定（人的・物的被害シナリオ）を計画策定の基礎データとして活用する。また、職員研修や人材育成の重要性についても指針に位置付ける。

■宇都宮委員：

自治体の役割と住民の役割を分けて記載するのがよいのではないか。住民の方がどのような役割を持っているのかを、計画のなかで明確化しておくことが理解に繋がる。

住民の意向をどのように把握するかが重要である。例えば、ワークショップ等の際、単に要望を聞くだけでなく、人口推計や産業の実態、災害リスク等の「正確なデータ」を行政が提供し、現実を共有した上で議論すること重要である。

中山間地域の荒廃は、沿岸部や県全体の存続に関わる問題であるため、都市部の住民にも「当事者意識」を持ってもらうような仕掛けが必要である。

■事務局（江渕部長）：

計画策定のステップ１（行政内部検討）において、正確なデータを整理し、それを住民と共有することを手順として明記する。また、レッドゾーン指定による再建の法的制限など、厳しい現実についても検討材料として提示する必要があると考えている。

■濵田委員代理：

過去の災害履歴（明治期の災害や集落移転の記録など）は、地域の特性を知る上で重要であり、学ぶべき要素として記載してはどうか。

■事務局（江渕部長）：

検討し、指針への盛り込みを調整する。

■牧委員長：

計画の基本的な考え方に関しては、計画の単位、都市部の方などの参画、計画の人口規模、前提となる社会状況や被害想定データの把握などについてご意見をいただいた。

計画策定を進める上で、各自治体職員の能力向上に関するご意見もいただいた。

補足として、来年以降に各自治体で計画策定に取り組む際は、事例として紹介された十津川村など被災地の方にも是非足を運んでいただきたい。復興や集落活性化に向けたお互いの熱い思いも伝わると思う。中山間地域として、外部から人が訪れるだけで大変ありがたいという面もあるので是非ご検討いただきたい。

議事４　「指針（素案）について」

・　意見なし

以上